

イスラムと女性

İSLAM VE KADIN

ジャーネル・タスラマン

フェリヤル・タスラマン

CANER TASLAMAN

FERYAL TASLAMAN

初版発行：2019年1月

書名：イスラムと女性

www.canertaslaman.com
[instagram.com/canertaslaman](https://www.instagram.com/canertaslaman)
[facebook.com/canertaslaman](https://www.facebook.com/canertaslaman)
twitter.com/ctaslaman Caner Taslaman

編集者：イサ・サル

レイアウト：アーテム・シェネル

カバーデザイン：MOTTOPROJECT

ISBN：978-605-66212-8-4

印刷およびカバー：Yayın Sanayi Tic. Ltd. Şti
Tevfi kbey Mah. Halkalı Cad. No: 162/7
Küçükçekmece – İSTANBUL
Tel: 0212 693 00 08 Sertifika No: 36150

出版社：İstanbul Yayınevi
Cağaloğlu Yokuşu Evren Han No:17 Kat:1 Daire:33
SİRKECI – İSTANBUL
Tel: (0212) 519 62 72 - 522 22 26
www.istanbulyayinevi.net
bilgi@istanbulyayinevi.net

このウェブサイトから本のセットを割引価格によりご購入いただけます。

本書を2人の母、アイシェン・カルカヴァンとメリハ・タスラマンに捧げる。

目 次

はじめに	1
I 人類の始まりと女性	3
1 男性のろっ骨から創られた女性	3
2 コーランにおける人間のルーツの説明：ひとつの源	6
3 人間最初の罪（原罪）の原因は女性？	10
II 歴史全体における女性の地位とコーランとともに現れたその権利	14
1 イスラム以前の女性	14
2 コーランで語りかけの対象とされる女性とアラビア語文法の特徴	19
3 イスラムにより女性が獲得したものの概観	21
4 預言者ムハンマドの死後における後退	27
III 捏造されたハディースと、女性蔑視・束縛	33
1 コーラン、知力、天性にそぐわないハディースを排除する必要性	33
2 悪魔的とみなされる女性	40
3 家に縛られ、教育の権利と働く権利を奪われた女性	41
4 指導的な地位に就くことができない女性	44
5 女性の旅する自由	47
6 モスクと礼拝から遠ざけられる女性	49
7 騒乱の源は女性であるという主張	52
8 女兒の尿	53
9 男性の体の膿を舐める女性	54
10 夫に平伏する女性	55
11 不吉とされる女性	57
12 地獄の半分以上を占める女性、知力と信仰が欠落して創られた女性	58
13 礼拝を台無しにする女性、ロバ、黒い犬	60
IV 男女の関係と経済的権利	63
1 男性神学者の役割	63
2 夫の許可なくして外出できない女性	67

3	「レベル」のある男性	69
4	「保護者」としての男性	71
5	「従う者」はアッラーに従う女性か、夫に従う女性か	74
6	女性を殴るということか、居場所を隔てるということか	76
7	夫が女性に与える天国行きのビザ	81
8	女性を空腹にし、良い服を与えないこと	82
9	1人の男性の証言は2人の女性の証言と同等か	83
10	女性が財産を持つ権利	87
11	結婚時に受け取られるマフル	88
12	女性と遺産	89

V 結婚と性生活 92

1	女兒との結婚	92
2	複婚	95
3	女性の結婚・離婚する権利	98
4	女性の割礼	102
5	女性が月経中にしてはならないこと？	103
6	畑に望みどおり近づくこと	106
7	夫の性欲に応える義務	107
8	姦淫した者に対する石打ちの刑	109
9	奴隸制と女奴隸との性交渉	113
10	天女たちは天国での男性の性的パートナーか	119

結論 126

参考文献 129

はじめに

グローバル化のこの時代に、宗教に関する熱心な議論のただ中にある宗教はイスラムであると、楽に言える。イスラムをめぐるテーマは、イスラム世界だけではなく、全世界で多くの議論を巻き起こしており、個人の自由、科学、芸術に対するイスラムの視点は何であるかということが、特に問いただされている。本書のテーマである「イスラムと女性」も、イスラムをめぐる多くの議論を呼んでいるテーマのひとつである。それどころか、「イスラムと女性」のテーマこそ、おそらくは最大の議論の的であろう。

本書の目的は、イスラム世界での女性の地位に関する社会学的分析や、女性の地位の歴史の変遷を伝えることではないことを述べておく。われわれが焦点を当てるのは、イスラムという宗教の観点から女性の地位が何であるか、女性をめぐる「イスラム」のもとになされてきたどの解釈が正しく、どの解釈が間違っているか、どれが宗教でどれが伝統であるかを明らかにすること、そうした作業をする中で、われわれの考える事実と誤りの源を示すことにある。

本書に答えがある問いの一部は次のとおり。イスラムにおいて、女性が教育を受けること、職業生活や政治において積極的に役割を担うことに支障はあるか？女性は男性のために創られたのか？夫への女性の服従は宗教的な義務か？夫が妻を殴るというくだりはコーランにあるか？二人の女性の証言は一人の男性の証言と同等か？遺産における女性の取り分は何か？女性が望めば夫と離婚する権利はあるか？複婚は宗教的観点からどう捉えるべきか？女性に関して預言者ムハンマドに言及するハディースに捏造はあるか？女性の割礼とイスラムとの関係は何か？預言者ムハンマドが6歳の少女と結婚して9歳のときに寝所をともにしたというのは事実か？イスラムにより女性が得た権利は再びどのように奪われていったか？

本書は、イスラムをどう理解すべきかに関するわれわれの長年の研究と考察のひとつの結論である。本書の執筆を決定する少し前に、われわれは「イスラムと女性」をテーマにしたドキュメンタリー作成に着手した。このドキュメンタリー作成のために、アメリカのハーバード大学からエジプトのアズハル学院、イギリスのオ

ックスフォード大学からトルコの諸大学の神学部まで、大勢の大学関係者にルポルタージュを行った。このドキュメンタリーのために活動し、大学関係者と交流し、彼らの著書を読み込んだことが、このテーマにおけるわれわれの知識体得に大きく貢献してくれた。その後、われわれが得てきたものを、読者の方々に捧げる本書に記そうと決心した次第である。われわれに助力して下さったすべての方々に、また、本書を手にとって下さった読者の方々にお礼を申し上げたい。

本書についての読者の方々の提案、批判、見解は、www.canertaslaman.comに寄せていただければ幸いである。

人類の始まりと女性

女性が男性から、男性のために創られたこと、女性の最大の義務が男性を喜ばせること、アダムがハヴヴァーのせいで天国から追放されたことなど、女性をめぐる否定的な認識は、人類の始まりにまでさかのぼる。「騒乱の源」である女性を男性が抑制することは基本的な義務であるとする信仰も、イスラム以前の時代にユダヤ教とキリスト教双方の伝承において説かれていた。これとこれに似た信仰の結果として、女性は概ね、男性に比べて二級であり、男性に道理を踏み外させる存在とみなされた。コーランはこのような考え方を提唱しておらず、女性と男性を平等に扱っているとはいえ、この信仰は、時とともに、阻まれることなくイスラムに入り込んだ。では、コーランにこのような考え方を正当化する定めがなく、さらにはこのような考え方と相反する文言がありながら、ムスリムがこのような信仰を受け入れるのはどこまで正しいことなのだろうか？

女性を縛り、あたかも男性の奴隷とするこのような解釈をムスリムが受け入れたのは、コーランにそうした文言がないにもかかわらず、「イスラムに入り込んだ」このような考え方によるところが大きい。そのため、以下の章でユダヤ教とキリスト教の伝承に由来するこうした見方を取り上げ、イスラムの基本の典拠であるコーランの観点から検討していく。

1 男性のろっ骨から創られた女性

女性をめぐる否定的な認識が作られる大きなきっかけとなったのは、女性の創造に関する数々の伝承だった。女性のルーツに関するそうした伝承に基づいて、女性が欠陥のある存在として創られ、男性の支配を受けるべきであるという主張がなされてきた。ここで重要なのは、ユダヤ教とキリスト教の文化において支配的な、ハヴヴァーがアダムのためにアダムのろっ骨から創られたという信仰である。新約聖書にある次の文言が、その例である。

8—なぜなら男性は女性からではなく、女性が男性から創られたのである。

9—男性が女性のためではなく、女性が男性のために創られたのである。¹

残念なことではあるが、この考え方は、イスラムの思想にも影響を及ぼしている。では、そうした思想はイスラムの観点から見て正しいものだろうか？まず、イスラムとって、もしわれわれのようにコーランを意図するのであれば、そしてコーラン以外で「イスラム」として提示される典拠にコーランに反する多くの事柄が記されており、そうした事柄をイスラムから除外すべきであると考えるのであれば、そのような信仰がイスラムの観点から「誤りである」と言うのは容易であることを述べておく。

まず、「(女性が) 男性から創られた」という主張を取り上げたい。後の章でより詳しく説明するが、コーランは、男性と女性が同じ源(ひとつの源)から創られたと述べている。また、女性が「男性から創られた」という文言や示唆は、コーランには一切ない。コーランには、ハヴヴァーはアダムから創られたという文言が存在しないどころか、「ハヴヴァー」という名前すら登場しない。

この信仰がユダヤ教とキリスト教の典拠からイスラムに入り込む際に、次のようなハディースや解釈がパイプ役となった。

「女性に対し、良く振る舞うように。なぜなら女性はろっ骨から創られたからである。ろっ骨の最も曲がった部分は上部である。それを真っ直ぐにしようとするればろっ骨が折れてしまう。そのままにしておけば常に曲がったままである。なので、女性に対し良く振るまうように」²

イブン・アッバースは次のように言っている。

「アッラーはハヴヴァーをアダムのろっ骨から創った」³

イマーム・タバリは次のように述べている。

¹ 新約聖書、コリント人への第 1 の手紙 11 章 8-9 節。また、この内容は旧約聖書、創世記 2 章 18-24 節でも述べられている。

² Buhari, “Enbiya”, 1, “Nikah”, 80; Müslim, “Rada”, 59, 60, 65; Tirmizi, “Talak”, 12; İbn Mace, “Taharet”, 77; Darimi, “Nikah”, 35; Ahmed b. Hanbel, Müsned, XV, 321, 494, XVI, 276, 499.

³ Firuzabadi, Tenviru'l-mikbas min tefsiri İbn Abbas, 485.

「つまり、このひとつの源からその妻であるハヴアーを創った。確かに、ハヴアーを彼のろっ骨から創ったのである」⁴

「アダムは天国に住まわされた。自身を慰める伴侶がないまま、しばらく一人で巡り歩いた。ある日眠りから目が覚めたとき、枕元に自身と同じ種類の生き物がいるのを目にした。『そなたは誰か』と尋ね、『私は女だ』という答えを得た。その後、女に、女が創られた理由を尋ねた。女は「そなたが私から慰めを得るよう、私は創られた」と言った。一方、二人のそばにやって来た天使たちは、女が誰であるか尋ねた。アダムは、この女は『ハヴアー』であり、命あるものとして創られたために女にこの名前を与えた、と言った」⁵

「女性が男性のろっ骨から創られた」という信仰がコーランに由来するものではなく、ユダヤ教とキリスト教の典拠をもとにハディース書とハディースを用いた解説書を介して「イスラム」に入り込んだことは明らかである。ここでいう「イスラム」とは、アッラーが宗教として啓示した「イスラム」ではなく、ムスリムが、啓示されたものと思い込んで受け入れた「イスラム」を指している。われわれにとってこの信仰は「啓示されたイスラム」の一部ではないので、「受け入れられたイスラム」から抜け出し、受け入れられた教えを「啓示された教え」によって修正しなければならない。

今度は「男性のために創られた」という主張について取り上げたい。コーランには、女性が男性のために創られたことを示唆する文言は一切ない。すべての人間は、男女の区別なしに、アッラーとの繋がりを持つべきとする理由により創られたと述べられている。

撒き散らすもの章 56 節：ジンと人間を、わたしに繋がらせるためにのみ創った。

コーランの節における「繋がる」という言葉は、アッラーと、アッラーが創造したもの（人間とジン）の間のすべての繋がりを意味する。貧しい者に食事を与えること、公正でいること、断食をすること、アッラーの業について熟考することまで、アッラーが創造したもの（人間とジン）がアッラーに認められるために行うすべての行為は「アッラーと繋がること」という意味に広く含まれる。コーランの節

⁴ Taberi, Tefsiru't-Taberi, XVIII, 478.

⁵ İbn Kesir, Muhtasarı tefsiri İbn Kesir, I, 54

において、アッラーと繋がるものに「人間」という言葉が当てられ、男と女という区別はなされていない。コーラン全体を見ると「女性は男性のために創られた」という主張を裏付ける文言が一切ないように、この見解は、イスラムの観点から最大の罪である、「アッラーに同位者を並置する」という危険すら孕んでいる可能性がある。なぜなら、女性は男性のために存在するのではなく、男性も女性のために存在するのではなく、どちらの性も、アッラーによる創造のおかげで、またアッラーのために、存在しているからである。「アッラーのために存在すること」に「男性のために存在する」ことを付加する行為は、コーランが説く考え方からして決して認められない行為である。

男性のコーラン解説者たちは、アダムとハヴヴァーの創造物語を、ユダヤ教の伝承にもとづいて自らの解釈に付け足した。そうして彼らはユダヤ教の伝承の解釈をもとに、女性は二級の存在であるという認識を作り出した。要するに、ハヴヴァーがアダムのろっ骨から創られたという見解は、ユダヤ教の伝承をもとにイスラムに取り入れられた捏造なのである（ユダヤ教とキリスト教をもとにした、ユダヤ教とキリスト教の伝承とされる多くの見解が、捏造されたハディースを介してイスラムに入り込んだことについては、後に取り上げる）。コーランに従えば、女性は男性のために創られ、ハヴヴァーはアダムのろっ骨から創られたと主張することはできない。全く逆に、この次の章で説明するとおり、アッラーは、女性と男性を同じ源から創ったことをコーランではっきりと述べている。

2 コーランにおける人類のルーツの説明：ひとつの源

コーランでは、女性が男性から創られたという文言がない一方で、男性と女性の双方ともに「ひとつの源」から創られたことが述べられている。この章では、「ひとつの源」からの創造を伝える文言が意図するところを明らかにしていく。まずは、その文言が述べられているコーランの節を取り上げる。

女性章1節：人々よ、あなた方をひとつの源から創り、そこから伴侶を創り、その二人から多くの男性と女性を増やし広めたアッラーに背いてはならない。

これとこれに似た他の節にある「ひとつの源」から創られたという文言を、一部の神学者はアダムのろっ骨からその妻（ハヴヴァー）が創られ、その後すべての人間がこの夫婦から創られたと語っている。しかし、先述のとおり、コーランには、アダムのろっ骨からその妻が創られたとは述べられていない。この信仰は、ユダヤ教の伝承からイスラムに入り込んだものである。ユダヤ教の伝承の中に多くの捏造があることは、多くのムスリム神学者がたびたび語っている。創造に関する信仰を、ムスリムがこの信頼性のない典拠にもとづいて作り上げることは、正しいことではない。

われわれも意見を同じくする一部の神学者は、「ひとつの源」から創られたというのは、男性と女性が同種の「生き物」として創られたことだと述べている⁶。コーランの節にある「源」と「種」が意図するものは、コーランにおけるこの言葉の別の使い方を調べると、より明らかになる。

東ローマ人章 21 節：その印のひとつは、あなた方のために、その者に対し心を温め、その者との間に愛情と恵みがあるように、あなた方の源から伴侶を創ったことである。ここには、よく考える人々のために、確実な印がある。

蜜蜂章 72 節：アッラーはあなた方に、あなた方自身の源から伴侶を授けた。伴侶からも、あなた方のために息子、孫を創るようにした。そしてあなた方に良い恵み、清らかな恵みを授けた。それでも彼らは、そう、彼らは、アッラーの恩寵に対し恩知らずのままであるのか。

イムラーン家章 164 節：アッラーは、信ずる者に恵みを授け、彼らに、その源から使徒を送った。その使徒は、彼らに啓示を読誦し、彼らを清め、彼らに啓典と英知を教えた。それまで彼らは、明らかに迷いの中にいたのである。

見てのとおり、上記のコーランの節の「あなた方の源から」という言葉で強調されているのは、人間に人間自身の「同種」から伴侶が創られ、また人間に人間自身の「同種」の中から使徒が送られたということである。例えば、イムラーン章 164 節では、人間に、他の種である天使の中から使徒が送られていないことが述べられている。誰も、これらの節で「あなた方の源から伴侶」と述べられているのを、人

⁶ Erkan Yar, Ruh-Beden İlişkisi Açısından İnsanın Bütünlüğü Sorunu, 78-79.

間から一部分が取られてそれから伴侶が創り出されたとは解釈せず、また「あなた方の源から使徒」と述べられているのを、人間から取られた一部分から預言者が創り出されたとも解釈しないだろう。創造に関して用いられる「ひとつの源から」という表現も、これらの節における「源」という言葉と同様、「種」として解釈すれば、すべてが収まる。

アダムの妻がアダムから創られたことを立証するとされるコーランの女性章1節を調べると、この節で「人々よ」という言葉が用いられていることから、これがすべての人間への語りかけであること、「ひとつの源からあなた方を創った」と言い表されていることから、すべての人間が創造されたその要素に注目するよう促されていることがわかる。ここで、「女性が男性から創られた」ことではなく、すべての人間に関する事象が伝えられている。また、一部の人々が主張するように、もし「ひとつの源」がアダムを指していたとすれば、「ひとつの源」の言葉の頭にアラビア語の定冠詞「アル」が来るはずであり、そうして「アル・ネフスイ」（ネフスイは源の意）と記すことで、それが周知の「アダム」であることが強調されたはずである。しかし、そこにはこのような定冠詞もない。コーラン解説者のメフメト・オクヤン教授も述べているとおり、女性章で、「ひとつの源」がアダムを、「その妻」がハヴヴァーを指しているとしたら、「その妻」という表現は、アラビア語の女性人称代名詞と男性人称代名詞の違いに基づいて、この節で用いられている「zevc」の代わりに「zevceteha」となっていたはずである。これもアラビア語の女性人称代名詞と男性人称代名詞に基づいて、アダムを言い表すために、コーランの節に記された女性人称代名詞「minha」の代わりに男性人称代名詞の「minhu」が用いられていたはずである⁷。こうなると、その節における代名詞「ha」が、アダムではなく、女性名詞である「nefsi vahide」（ひとつの源）にかかっているという解釈が、アラビア語の文法の観点から正しい。なので、先に述べたすべての証拠が示す結果として、この節から生じる意味は、男性も女性も人間が「ひとつの源」から創られたということであり、つまりは男性から女性が（預言者アダムからハヴヴァーが）創られたということではないのである。このことはすべて、「ひとつの源

⁷ Mehmet Okuyan, *Yayımlanmamış Tefsir Notları*.

から創られる」ことの定義が記された箇所において、男性から女性が創られたことではなく、人間が女性と男性ともにひとつの種として創られたことを示している。

コーランでは「ひとつの源」の定義は5つの節で記されているが、そのどれも、「ひとつの源」が預言者アダムであると述べてはいない。このことは、それだけで「ひとつの源」がアダムではないことを示すのに十分ではないとはいえ、「ひとつの源」がアダムを指しているのではないという証拠を裏付けるものである。「ひとつの源」がアダムであると解釈することが合理的でないことは、次の2つの節を読むと、違った側面でわかってくる。

高壁章 189 節：アッラーは、あなた方をひとつの源から創り、安らぎを得るためにそこからその伴侶を創った。伴侶とともにいると、伴侶は軽い荷を負い（妊娠し）、それを運んだ。妊娠が重くなると、彼らは彼らの主、アッラーに「私たちに良い子をお授けになれば、私たちは必ずや感謝を捧げる者になる」と祈りを捧げた。

高壁章 190 節：しかし、アッラーが彼らに良い子を授けると、アッラーに対し、その子どもをもって同位者を並置した。しかし、アッラーは彼らが同位を配するものよりも高くおられる。

もし 189 節に記された「ひとつの源」の定義はアダムであると解釈されれば、その場合、190 節からも、アダムとその妻が、その子供ができたときに、イスラムの観点から最大の罪である「同意者を並置する」行為をしたと解釈される。しかし、雌牛章 37 節で「主はアダムの悔い改めを受け入れた」ことが記されており、この悔い改めの後、アダムが先に犯した罪よりも大きな罪を犯したことは伝えられていない。これは、「ひとつの源」がアダムであると解釈してはならないことの追加の証拠である。これは「ひとつの源」がアダムであると、無理やり解釈しようとするとき生じる問題である。「ひとつの源」が広く人間を指していると考えれば、問題は生じない。なぜなら、そうすれば、この節から、人間の中からアッラーに同意者を並置する者の例が示されているとわかるからである。また、189 節で「ひとつの源」から伴侶が創られた理由は「安らぎを得る」ためだと伝えられている。このこと

は、最初の人間（人間たち）だけではなく、すべての人間にかかわることである⁸。これにより、「ひとつの源」は広く人間を指していると解釈すべきであることが裏付けられる⁹。

要するに、コーランによれば、女性は男性から創られているのではなく、どちらの性も同じ源から創られたのである。女性が男性から男性のために創られたとあって、女性が男性に従うべきだということを信条とする解釈が、コーランと矛盾していることは、一目瞭然である。

3 人間最初の罪（原罪）の原因は女性？

ユダヤ教の伝承とキリスト教の伝承に基づく信仰によると、悪魔はまず女性（ハヴァー）をだまし、女性を通じてアダムをも、アッラーの命令に背くよう説き伏せた。キリスト教の宗派の大半によると、人間の「最初の罪」として知られ、これまで生きてきた、そして現在も生きているすべての人間に受け継がれてきたこの罪（原罪）をもとに、女性は「悪魔が人間に入り込む扉」であるとされた。そして、何世紀にもわたり、女性は罪の源として誹られてきた。

キリスト教神学の「最初の罪」の教義は旧約聖書の創世記に基づいているとはいえず、「原罪」の教義を実際に形作っているのは新約聖書の「ローマ人への手紙」の一節である。この教義によると、アダムが犯した最初の罪はそのすべての子供に受け継がれており、そのため、すべての人間はこの罪を負って生まれる。そこからの救いはイエスを介してのみ可能である。キリスト教教会の教義上の、アダムの罪から始まる「墮落」に関する説明は、イエスが十字架にかけられたことにより、人間の罪が贖われるという説明と一体化する¹⁰。この信条は、キリスト教の宗派の大半の最も基本的な信仰となっている。一方、ユダヤ教とイスラムの神学者は¹¹、キリスト教徒の大半が受け入れている「原罪」の教義に異議を唱えている。ユダヤ教徒は、人間が罪を背負って生まれること、人間は生まれつき悪であるという信仰を否

⁸ 類似の文言が東ローマ人章 21 節でも述べられている。

⁹ より幅広い情報についてはジャネル・タスラマン著 *Bir Müslüman Evrimci Olabilir mi?*, 77-102 を参考にしたい。

¹⁰ P. Luigi Ianitto その他の著者、*Hıristiyan İnancı*, 63-64, 104.

¹¹ 正教会など一部のキリスト教宗派でも「原罪」の教義は否定されている。

定する¹²。なぜならモーセ五書と旧約聖書のいくつかの節（これらの節をキリスト教徒が聖書の一部として受け入れていることを念頭に入れておく必要がある）は、子供たちは両親の罪を負わないと伝えているからである¹³。ユダヤ教と同様、イスラムにおいても「原罪」という思想は固く否定されている。

しかし、われわれの課題にとって本来重要なのは次の問いである：「最初の罪は女性が男性をそそのかしたことで犯されたのか？」女性は常に男性の管理下にいなければならない、潜在的な罪人であるという伝承の裏付けは、この信仰を引き合いに出してなされようとしている。ユダヤ教ではキリスト教と同様、最初の罪が女性のそそのかしにより犯されたとされている。しかしコーランは、この事柄を同じように捉えていない。コーランでは、「天国からの追放」¹⁴について述べられているとともに、その責任は女性だけではなく、男性も女性も同じように負うとする。コーランでは、悪魔はアダムとその妻を双方ともにだましたと述べられている¹⁵。

雌牛章 36 節：その後、悪魔が 2 人をつまづかせ、彼らがいた場所から追い出した。われわれも言った。「あなた方のうち一部は別の一部の敵として下るように。一定の期間、あなた方のために、待つ場所と利するものが地上にあるだろう」

高壁章 20 節：すると悪魔は、隠れていた恥部を彼らにあらわにするため、2 人にささやいた。「あなた方の主があなた方をこの木から遠ざけたのは、あなた方が天使や不死の者にならないようにするためだ」

コーランは、最初の罪について語る時、女性（ハヴヴァー）のみが責任を負うとは決して述べていない。逆に、コーランでは、アダムとその妻が天国で暮らしていたことと、その続きで始まる物語のほぼすべてが、アダムを通して語られている¹⁶。アダムのみに触れて（ター・ハー章 120-121 章）この罪を取り上げている節もある。

¹² Rabi Benjamin Blech, *Nedenleri ve Niçinleriyle Yahudilik*, 61.

¹³ モーセ五書、申命記 24 章 16 節、旧約聖書エゼキエル書 18 章 20 節

¹⁴ 「天国からの追放」が意図する事柄についてジャーネル・タスラマン著 *Bir Müslüman Evrimci Olabilir mi?* 98-102 を参考にしていきたい。

¹⁵ Amina Wadud, *Quran and Woman*, 25, Asma Barlas, *Believing Women in Islam*, 138.

¹⁶ Hülya Terzioğlu, *Maturidi'de Kadın Algısı*, Gökkuşbucağı, İstanbul, 2018, s.28.

ター・ハー章 120 節：すると悪魔は彼にささやいて言った。「アダムよ、お前に永遠の木と、衰えることのない財産と王権を見せようか」

ター・ハー章 121 節：ついに 2 人ともそれから食べた。すると恥部があらわになり、2 人は天国の葉で覆い始めた。アダムはその主に背き、道を外れた。

ター・ハー章 120 節では、悪魔がアダムにささやいたことが述べられている。同章 121 節でもアダムについてのみ語られており、その妻についての言及はない。もしアダムの妻に関してのみこのような文言があったとすれば、最初の罪の大元が女性であるため、このことが強調されていると多くのムスリムが解釈しただろうと推測するのはいたって簡単である！コーランは最初の罪の責任を女性のみを負わせていると解釈する余地が、まったくがないことがわかる。実際、イスラムには「原罪」という教義がないため、最初の罪を一方の性が犯したことで、その性の罪が遺産として同じ性に受け継がれると言うのも不可能である。見てのとおり、このような誤った解釈の原点すら、コーランには存在しない。

ムスリムはキリスト教徒の「原罪」の教義を否定し、コーランでは、女性が男性をではなく、悪魔が両方の性をだましたと述べられているにもかかわらず、ハディース集成書に載ったハディースは、コーランが否定しているはずのこの教義を伝えているかのようである。ハディース集成書のブハーリー¹⁷とムスリム¹⁸でも次のように述べられている。

ハヴヴァーがいなければ、女性が夫に背くことは永遠になかった¹⁹。

このハディースは、先に述べたふたつの誤りの双方を含んでいる。ひとつ目の誤りは、最初の罪の責任が女性にあるとしていること、ふたつ目は、一方の性が犯した罪が後の世代に遺産として受け継がれるとしていることである。これらの主張はコーランにはなく、しかもコーランの説明にそぐわないものである。また、この事柄を「女性が夫に背く」と捉えることも、別の問題である。

¹⁷ ブハーリー：イスラム文化がコーランの次に信頼性があると認め、イマーム・ブハーリーが編纂したハディース書。

¹⁸ ムスリム：イマーム・ムスリムが記し、スンナ派の伝統でブハーリーとともに最も信頼性があるとされている二大ハディース書の一冊。

¹⁹ Buhari, "Enbiya", 1, 25; Muslim, "Rada", 62, 63; Ahmed b. Hanbel, Musned, XIII, 402, 504, XIV, 250, 253.

預言者ムハンマドがコーランにそぐわない言葉を述べることはあり得ないため、ハディース書で伝えられているこの文言が預言者への中傷であることは疑いの余地がない。ユダヤ教徒とキリスト教の伝承の説明の影響により、一部の「ムスリム知識人」は、コーランにないこの解釈を受け入れ、人間が天国から追放されたのは女性が原因であるとして女性を非難し、「女性のそそのかし」から身を守るために女性は男性の管理下に置かれるべきであると考えている。当初の現象が誤って継承されたことが歴史の歪曲であるだけではない。女性を男性の奴隷にしようとする（そしてそれを歴史の多くの時代に実現した）認識を持つ人々は、女性を男性の管理下に置くべきと主張する際に、この歪曲を利用している。

女性を「そそのかす存在」「管理されるべき存在」とするこの信仰に、コーランに基づく根拠はない。コーランは、考えるという行為において男性と女性は平等であるとし、人間は性別ではなく、信仰 - アッラーに近づくこと - によって重要な存在になると述べている。他人の罪を負う（受け継ぐ）こと、自分がしていない行為のために罰せられることは、コーランが説くイスラムに合わない。人間はすべて、最後の審判の日に、この世でしたこと、していないことを明かし、その見返りを得るのである。

創造者章 18 節：どの罪人も、他人の罪を負うことはない。荷が重い者は、その荷を負うよう呼びかけても、自ら負うものの何ひとつとして負ってはもらえない。近親者であっても。

星章 38 節：事実なのは、どの罪人も、他の罪人の荷を背負うことはないということである。

星章 39 節：事実なのは、人間には苦勞して働いたもの以外、何もないということである。

II

歴史全体における女性の地位とコーランとともに現れたその権利

歴史を通して多くの社会で女性が男性から不当に扱われてきたということは、楽に言える。女性たちは通常、結婚するまで父親の、結婚してからは夫の、夫が女性より早く死んだ場合は息子の管理のもとで生きていかなければならなかった。多くの社会において、人が勢力を持つ領域に女性が進出することは阻まれていた。女性が男性と同じ権利を持つこと、社会生活に積極的に参加すること、財産を持つこと、教育を受けること、指導的な地位につくことは、許されていなかった。歴史全体における女性に対する不平等は、今日も完全には解消されていないのが実状である。世界の多くの地域で女性は今も男性のかげのもとに生きており、父親または夫の管理下から抜け出せていない。われわれが先進国とみなしている多くの国でさえ、女性は性別のみを理由に男性に比べてわずかな給与しか与えられておらず、労働安全などの権利は男性に比べてほんのわずかしこ認められておらず、その努力のわりにはわずかな財産しか手にしていない²⁰。

コーランの啓示が始まった時代にも、歴史を通して見られるこのような不平等が存在していた。コーランは、惨憺たる状態にあった女性の権利について多くの事柄を改善した。この章では、コーランが築いた女性に関する認知性をよりよく理解するために、まずコーランの啓示以前の女性の状況について端的に取り上げる。その後、コーランにおける女性への語りかけ、そして女性にもたらされた権利について関心を引くよういくつかの事柄を明らかにしていく。また、預言者ムハンマドの死後に、女性にとって不利に進んだプロセスを端的に取り上げる。

1 歴史における女性

古代中東では、社会における女性の地位は男性のそれとあまり違わなかったが、定住生活への移行により、男性優位の社会が訪れたと考えられている。牧畜と農耕

²⁰ An Economy That Works for Woman, www.oxfam.org, https://d1tn3vj7xz9fdh.cloudfront.net/s3fs-public/file_attachments/bp-aneconomy-that-works-for-women-020317-en-summ.pdf

による農業の発達とともに、採集者として食料を獲得する女性の役割は減少していった²¹。軍事衝突や戦争により、男性優位の社会形成は加速化した。なぜなら、戦争はもはや生活の一形態となり、戦士としての男性の役割が重要視されたからである²²。この新たな秩序のもとで、戦うことができ、安全をもたらし、保護する男性は、次第に優位な地位につくようになった²³。社会において男性が優位になり、女性を管理し罰する権利を得たことの証拠は、最初の法典として知られるアッシリア法典に見られる。この法典では、夫が妻の髪を引っ張ること、耳を切ること、熱した煉瓦で歯を折ることなどが許されている。この時代には、女性を家に閉じ込めるという行為も広く行われていたことがわかっている²⁴。

文明の揺籃とされるアテネでは、女性の生活は全面的に社会から隔離され、家の中に限られて、父親、夫または息子の管理下に置かれていた²⁵。12歳、13歳になった少女は結婚するよう望まれ、少女が夫を選ぶことは許されていなかった。結婚は父親の許可のもと行われ、離婚の権利は男性のみに一方的に与えられていた。遺産は息子のみに残されたが²⁶、息子がいない場合は娘に残された。その場合も、財産の管理は夫または後見人に委ねられていた²⁷。男性と女性は異なる空間で異なる生活をし、男性は共同の場で生活を送る自由を手にしてはいたが、「尊敬に値する女性」は家の中に留まり、家事、子どもの世話、日常の用事に携わっていた。女性は家にいるときも、外の道から離れた部屋で暮らし、家の中でも近しい親戚の男性以外とは、他の男性と顔を合わせることはあまりなかった。外での用事はたいてい、奴隷や使用人が済ませていた。下流の女性は、肌の焼け具合でその出自がわかった。上流の女性の肌は白かった。特定の宗教的祝祭日に外出した場合は、下流の女性は上流の女性に同伴し、女性たちはよその男性の目に触れることはなかった。一方、貧しい家庭の女性は、市場で働いて家族の生計を立てていたため、裕福な女性よりも容易に外出することができた。女性の最大の義務は、出産だった。模範とされた少

²¹ Fatmagül Berktaş, *Tek Tanrılı Dinler Karşısında Kadın*, 44.

²² Leila Ahmed, *Women and Gender in Islam*, 12.

²³ Leila Ahmed, *Women and Gender in Islam*, 12.

²⁴ Asma Barlas, *The Believing Women in Islam*, 170.

²⁵ Ira M. Lapidus, *A History of Islamic Societies*, 16.

²⁶ Beyza Bilgin, *İslam'da Kadının Rolü Türkiye'de Kadın*, 16.

²⁷ Leila Ahmed, *Women and Gender in Islam*, 28-29.

女の最大の特徴は、沈黙し、服従することだった²⁸。女性は政治的権利も持っておらず、どれほど家柄がよくても、政治にかかわることはできなかった。

インド地域でも、女性にとって状況は明るいものではなかった。女性は遺産を受け取ることも、離婚することもできなかった。女性の財産は、結婚前は父親が、結婚後は夫が、未亡人になると息子が管理した。未亡人になった女性を焼く伝統は、何千年も続いてこの地域の慣習となった。焼かれることなく助かった未亡人の女性は、社会の中で人々の前に現れることはできず、自分の子どもの結婚式にすら行くことができなかった。中国地域もインドと似たような状況だった。他の多くの文化と同様、女性は結婚前は父親の、結婚後は夫の、夫が死んでからは息子の管理下で生きていかなければならなかった。

歪曲されたハディースと伝統を宗教化することで、女性を貶める要素がイスラムの内部に入り込んだのと同様、ユダヤ教とキリスト教においても確実に同じようなプロセスが起きた。本書の中でわれわれは、ユダヤ教とキリスト教において何が捏造であるかは明示しない。そのテーマはユダヤ教とキリスト教の神学者に任せ、女性を貶める状況がこのふたつの宗教の中にも入り込んだことに関していくつかの事例を挙げるに留めておく。例えば、ユダヤ教では、女性は男性に比べて下級の存在として創られ、男性をそそのかして天国から追放される原因になったと言われている。女性は社会生活から疎外されており、男性が持つ権利と自由のほとんどが女性には与えられていない。女性は男性にとって危険な存在とみなされている。この世における女性の義務は、男性に助力することだと主張されている。ユダヤ教正統派の男性が、毎朝起きたときに、神が自分を女性として創らなかったことに感謝を捧げていることは、女性の価値がどの程度とみなされているかを顕著に示している。ユダヤ人社会の大部分にとって重要な典拠であるタルムードでは、女性を貶める文言が見て取れる。ラビ（ユダヤ教指導者）の中には、女性は怠惰で嫉妬深く、傲慢で大食、噂好きで、魔法と魔法使いに近い存在として創られたと主張する者もいる。ユダヤ教の宗教法規とされており、未婚の男女の面会の制限を明示するイフードでも、男性が3歳以上の女兒と、または女性が9歳以上の男児と2人きりになることは禁止されている。その例外は、夫婦、母親と息子、父親と娘、祖父と孫娘、

²⁸ Leila Ahmed, *Women and Gender in Islam*, 28-29.

祖母と孫息子である。姉妹と兄弟が、同じ家に住まないことを条件に、同じ場所に短い間滞在することに支障はない。男性が他人である2人の女性と同じ場所にいることは避けるべきである。女性は養子にした9歳以上の息子と、男性は3歳以上の養女と、家で2人きりになってはならない。

キリスト教の初期の時代には、女性と男性の間に区別はつけられていなかったが、時とともにその状況は変化し、女性は社会の二級の人間として生きるよう強いられた。その最大の理由は、キリスト教が広まった地域固有の文化がキリスト教の中に入り込んだことにあると、われわれは考えている。イエスが生きた時代を調べると、女性も男性の信者と同様、布教のために積極的に活動したことが見て取れる。イエスには72人の弟子がおり、その一部は女性だったことが、新約聖書からわかっている²⁹。新約聖書にはイエスの母マリア、おば、クロパの妻マリア³⁰、ヤコブとヨセの母マリア、マグダラのマリア、サロメ³¹、ヘロデ王の執事クーザの妻、ヨハンナ、スザンナ³²、マリア、マルタといった女性たちが登場し、彼女たちはイエスの弟子とされている。この女性たちは、イエスとともに町から町へと、布教活動を行った。彼女たちの他に名前が登場しない女性たちが多くいることも、聖書からわかる³³。初期キリスト教において、女性は助祭を務め、当時まだ教会が成立していなかったために自分の家で儀式を執り行い、また宣教活動をしていた³⁴。現代における最大のキリスト教専門家、バート・D・アーマン (Bart D. Ehrman) も著書「Lost Christianities」の中で、女性蔑視が、今日のキリスト教の成立において最大の役割を担ったパウロに因るものではなく、パウロの教会では一般的に考えられているよりも女性が活発に活動していたが、時とともに女性軽視の文言がパウロの名を使って書物に記されていったと主張している³⁵。こうして、女性は時代が下るにつれて公共の場から疎外されていった。今日、新約聖書として受け入れられている書物がどこまで信憑性を保っているかは別の議論のテーマである。本書の中でわれわれはこうした主張がどこまで正しいかについては議論しないが、社会生活における女性の

²⁹ Reza Aslan, *Zealot*, 97.

³⁰ 新約聖書、ヨハネによる福音書 19 章 25 節

³¹ 新約聖書、マルコによる福音書 15 章 40-41 節

³² 新約聖書、ルカによる福音書 8 章 2-3 節

³³ 新約聖書、マタイによる福音書 27 章 55-56 節

³⁴ Bart D. Ehrman, *How Jesus Became God*, 166.

³⁵ Bart D. Ehrman, *Lost Christianities*, 39.

積極的な活動が、初期キリスト教の時代に比べ、時代が下るにつれて限られていったことは楽に言える。

キリスト教がローマ帝国に広まった時代、女性は初期には布教のために積極的に活動し、男性とともに社会生活を送っていた。しかし、キリスト教が 391 年に国教に定められてから、女性はその権利を失っていった。ローマがキリスト教に数々の機会を与えるようになると、キリスト教徒は女性を家に閉じ込め、公共の場から遠ざけるようになった。それと関連して、テルトゥニアヌス、アンブロジウス、アウグスティヌスといった教父たちは、女性を下級の存在とみなし、罪と不道徳の原因である悪魔的な存在であると語っている。テルトゥニアヌス（160-220）は、女性は「悪魔の扉」だと述べている。また、彼は、女性は教会の中で話をしてはならず、聖職に携わってはならないと主張している。アンブロジウス（337-397）も、女性は男性が誤ちを犯す原因であるとし、男性は女性よりも優れたものとして創られたと主張している。アウグスティヌス（354-430）も、女性は男性の召使いであると述べている。女性が創られた理由がわからないと述べたアウグスティヌスによれば、男性の召使いとして他の男性が創られた方がよかったが、そうすると新たな世代の誕生が不可能となることから、その任務のために女性が創られる必要があったという。6 世紀に召集されたマコン公会議で、女性は魂を持っているかどうかと議論されたことも、歴史上の興味深い出来事である。

歴史が最初に記録されるようになった時期以後、短期的に状況が一部改善されたり、どの社会にも例外的な状況があったりしたとはいえ、社会における女性の地位はほぼ変わることなく、女性が常に男性の管理下に置かれ、夫に服従していたことがわかっている。その状況は、コーランの啓示が始まった 610 年、ユダヤ教徒とキリスト教徒も暮らしていた中東・地中海地域でも同じだった。当時のアラブ人社会の上流階級の女性はある程度の尊敬を受けていたとはいえ、一般的に女兒の誕生はあまり良いこととして受け入れられなかった。女兒はあまり役に立たない存在であり、女兒を食べさせ、育て、保護することは家族の重荷とされていた。さらには周知のとおり、生まれたばかりの一部の女兒を生き埋めにすることも慣習のひとつだった（コーラン：巻き上げる章 8-9 節）。男性と同じように戦うことができず、経済活動ができないことが、女兒が好まれない最大の理由だった。男性は戦い、戦利

品を分け合い、財産を守る者であるため、遺産を受け取るのは男性であり³⁶、このような働きをしない女性の大部分は遺産を受け取ることができず、さらに酷いことに、女性そのものが遺産として共有されていた³⁷。

女性にとって不利な状況が支配的だった時代と地域に下ったコーランは、女性の権利と自由を、個人の選択として、また特定の階級に属しているか否かを問わず、宗教的・法的に保証した。そして社会のどの階級に属していようと、すべての女性に自由があると定め、男性の奴隷のような地位から女性を解放した。これは、極めて大きな変革である。

2 コーランで語りかけの対象とされる女性とアラビア語文法の特徴

コーランの啓示により、一部の文化において信じられてきた女性と男性の存在論上の違いが解消され、女性も男性も「信仰する人」「ムスリム」という名のもとに統合された。コーランが「信仰する人たちよ」と語りかけるとき、それには信仰するすべての人、老若男女、アラブ人、非アラブ人、黒人、白人、すべての人間が含まれている。なのでコーランは、信仰するすべての人を対象にしており、すべての人に分け隔てなく語りかけている。コーラン全体における語りかけは、このように、信仰するすべての人に対する語りかけなのである。女性または男性のみへの語りかけは、ごくわずかである。その点で、信仰する男性に対し求められていることは、信仰する女性にも同じように求められている。信仰する男性に約束されていることは、信仰する女性にも約束されている。例えば、アッラーが望むような「アッラーの僕」^{しもべ}になるために必要な徳は、次のコーランの節で、男女ともに、それぞれ強調して挙げられている。

部族連合章 35 節：アッラーは、次の人々の罪を赦し、偉大な報奨を準備した。それは、ムスリムの男性とムスリムの女性、信仰する男性と信仰する女性、敬虔な男性と敬虔な女性、正直な男性と正直な女性、忍耐強い男性と忍耐強い女性、謙虚な男性と謙虚な女性、施しをする男性と施しをする女性、断食する男性と断食する女

³⁶ Amina Wadud, Inside the Gender Jihad, 134.

³⁷ Asma Barlas, The Believing Women in Islam, 170.

性、貞淑な男性と貞淑な女性、アッラーを多く唱念する男性とアッラーを多く唱念する女性である。

見てのとおり、コーランがムスリムに求める特性は、信仰するすべての人を含んでいる。一部の人々が思い込んでいるように、女性と男性の間に存在上の深い差異があったとすれば、双方の性に向けた違う定めが多くあったはずではないだろうか？しかし、アッラーがコーランを通して、考えないのか、思わないのか、熟考しないのか、と問うとき、礼拝、断食、巡礼といった宗教的行為を挙げるとき、正義に従うこと、寛容でいること、正しいことを話すことなどの徳を挙げるとき、忍耐強くあること、アッラーを多く唱念すること、貞淑であることを命ずるとき、アッラーは女性と男性を区別しない。コーランの中で女性のみ、または男性のみに向けた文言は、コーランの内容の1%にも満たない。離婚を経験した女性が再婚するために3度の月経の期間を待つべきということは、女性のみへの呼びかけの例である（こうして子供の父親を混同する恐れが生じることを防いでいる）。

コーランは、女性と男性を互いの「仲間」とであると定義し、どちらか一方に優劣をつけず、次の節にあるとおり、良識により互いを支え、悪に対しともに立ち向かうよう述べている。

悔悟章 71 節：男性の信者も女性の信者も、互いに仲間である。彼ら、彼女らは良識を命じ、邪悪を禁ずる。礼拝の務めを守り、施しをする。アッラーとその使徒に従う。アッラーはこの人々に慈悲を与える。アッラーは偉大にして英明である。

しかし、一部の人々が語る誤った認識によれば、イスラムは女性を対象にしておらず、コーランの節の大部分は男性への語りかけであり、さらには男性を優遇しているという。このような誤った見解がある理由は、アラビア語の文法規則が知られていないこと、または故意に無視されていることにある。アラビア語では、世界の多くの言語と同様、その使い方に従って、男性・女性が入り混じった社会グループまたは男性のみで構成する社会グループに語りかけるときに、同じ代名詞が用いられる。女性のみで構成する社会グループに向けて用いられる代名詞は異なる。なので、コーランで一般的な語りかけのときに用いられる代名詞を理由に、コーランは男性のみに語りかけていると言うのは、完全に、アラビア語の文法の知識が無いことによる。例えば、「信仰する人たちよ」というときに用いられる代名詞は、女性

と男性のすべての人を含んでいる。ただし、これは男性のみで構成する社会グループに向けて用いる代名詞においても同じである。男性のみへの語りかけの場合は、「信仰する男性たち」などの言い方による語りかけで特化され、女性のみに対する語りかけは、女性人称代名詞によって行われる。なので、こうした区別がつかない表現において、すべての人が語りかけの対象とされているのは、一目瞭然である。

また、こうした一般的な語りかけを男性にのみと限定すると、イスラムによる義務の多くを女性から免除してしまうことになる。なぜなら、多くの章における諸々の義務は、すべてのムスリムが負うものとして啓示されているからである。例えば、アッラーに同位者を並置しないこと、礼拝すること、断食すること、物事を計測するときに詐欺行為をしないこと、公正であることといった、イスラムによる多くの定めは、すべての人に語りかける代名詞によって強調されている。これらが男性のみへの語りかけであり、女性とは無関係であると述べた者は1人もいない。初期イスラムの時代以降、これらすべての定めが女性と男性双方に課されたものであることが伝えられ、女性と男性は双方ともに、自分はいずれの義務を果たす責任を負わなければならないと、自発的に考えた。言い換えれば、コーランが男性のみ、または一般的に男性に対してのみ語りかけているという主張には、根拠がないのである。

3 イスラムにより女性が獲得したものの概観

イスラムとともに、女性は、家族やその身分によらず、社会の完全な個人として認められ、それまで男性のみに与えられていた多くの権利を自由に行使することが、宗教的にも法的にも許された。初期イスラムの時代を調べると、女性があらゆる分野で積極的に活動していたこと、今日一部の人々が考えているような「受け身のムスリム女性」というイメージとは大いに異なる表情を見せていたこと、社会の中で表に立って生活していたことがわかっている。

女性が諸々の重要な事件に積極的にかかわることは、預言者ムハンマドによって特に奨励された。女性はヒジュラ（聖遷）において役割を担い、また誰かが指導的

な地位に就くと忠誠を誓った³⁸。女性は、忠誠を誓うシステムと自分の生活について決定を下す自由を手にし、イスラムを受け入れるという、当時は困難だった決定を、男性に一切拘束されることなく下した。最も基本的な決定が下される事柄において女性に選択の権利が与えられ、一部の人々が考えるのとは違って男性の意見だけでは不十分だとみなされていた。

試問される女性章 12 節：預言者よ、あなたのところへ女性の信者がやって来て、あなたに対し次のように誓うとしよう。アッラーの他は何ものも同位に配さず、盗みをせず、姦淫もせず、自分の子供を殺さず、自分の手や足の間で捏造した（子供の父親が誰かということについての）嘘は申さず、常識的なことで、あなたに背くことはない。そう誓えば彼女たちの誓約を受け入れ、彼女たちの罪を赦されるよう、アッラーに祈るように。真にアッラーはよく赦す慈悲深いお方である。

見てのとおり、初期のムスリム女性は、自らの選択によりイスラムを受け入れ、新たに形成された社会において、性差別を受けることなく、すべての人間的権利と自由を享受する権利を得た。社会における法的な地位を手にした女性は、今や、夫や父親の死後に遺産を受け取るようになり、自分が遺産にされてしまう慣習から救われ、結婚・離婚などの自らの生活に関する事柄において自ら決定し、自らマフル（結婚時に女性が受け取る物または金銭）を受け取り、財産を使う権利を持ち、どんな男性にも拘束されることのない自由を手にした個人、つまりは自らの生活を自ら管理する自由を手にした個人となった（このことは後の章で詳しく取り上げる）。

コーランには、積極的に生活する女性のイメージに合わない文言が一切ないことを、特に述べておく。また、歴史的資料とハディース書を調べても、女性に関するイスラムの伝統的な解釈とは正反対の多くの文言が見つかる。例えば、初期イスラム時代の伝記、イブン・サド（777-845）が著した「Kitabü't-Tabakatü'l Kebir」という本を見ると、預言者ムハンマドの時代の女性は、今日のムスリム女性に対するイメージのような受身の生活を送ってはならず、日常生活のあらゆる領域にいた。他の資料からも、預言者ムハンマドの時代のムスリム女性の多くが、日常生活において性別の区別なく男性とともに暮らし、イスラムのために共闘し、社会にお

³⁸ 社会政治学的契約として、国家元首を選出し、決定し、その者に誓いを立てることも含まれる。

いて指導的な役割を果たし、イスラムの普及のために積極的に役割を担い、社会の中で指導的な地位に就き、イスラムの普及のために積極的に活動していたことがわかる³⁹。

預言者ムハンマドとその直後の正統カリフの時代には、仕事を持つ女性、詩人の女性、法律家の女性、宗教の分野で指導者となった女性、さらには戦士となった女性までいるのが普通だった⁴⁰。女性たちが当時、公共の場の中心だったモスクや集団礼拝所で定期的に礼拝に加わり、男性との協力が不可欠な責務を果たし、商業に携わってお金を稼ぎ、戦線で兵士を助け、病人や怪我人の面倒を見るなど、積極的な任務を果たしていたこと、さらには勇敢にも戦争に加わっていたことまで、資料で伝えられている。例えば預言者ムハンマドの最初の妻で最初のムスリム、ハディースは商業に携わっており、積極的に社会の場に姿を現していた。また、ザイナブ・ Bint・ ジャフシュ（預言者ムハンマドの妻の一人）が革製品を作る仕事に携わっていたことがわかっている。シファ・ Bint・ アブドゥッラー（聖遷に加わった最初の女性）は、ムハンマドによってハフサ（預言者ムハンマドの妻の一人）に読み書きを教える任務を与えられた⁴¹。アーイシャ（預言者ムハンマドの妻の一人）、ハフサ、ウンム・サラマ（ムハンマドの妻の一人）、カリマ・ Bint・ ミクダル、ウンム・グルスム・ Bint・ ウクバ、アーイシャ・ Bint・ サドといった女性たちは、読み書きを知っていた⁴²（女性の読み書きの習得は不必要であるなどという不適切な虚言に対してこの例を強調することは重要であると、われわれは考える）。女性の中には優れた詩人もいた。サフィア、アティカフ、ヒンド・ Bint・ ハリス、カブシャフ・ Bint・ ラフィは、優れた詩人として知られていた。預言者ムハンマドの時代には多くの女性が製造、商業、農業、カリグラフィなどの職業に携わり、また多くの織物を織っていた⁴³。男性の髭を剃る床屋の女性もいた⁴⁴。ウンム・ヴァラカも、極めて活発に暮らしていた別の女性のサハーバ（教友）である。ウンム・ヴァラカは、自分の家にいた男性たちよりもコーランの知識をより多

³⁹ Asma Afsaruddin, *The First Muslims*, 190.

⁴⁰ Azizah al-Hibri, *Islam, Law and Custom: Redefining Muslim Women's Rights*, 5.

⁴¹ Ahmed b. Hanbel, *Müsne'd*, XLV, 46; İbn Ebi Şeybe, *el-Musannef*, V, 43.

⁴² Belazüri, *Fütuhu'l-büldan*, 454, M.Tayyib Okıç, *İslamiyette Kadın Öğretimi*, 23-24.

⁴³ Buhari, *Nikah*, 106; Müslim, "Selam", 34, "Talak", 55; Ahmed b. Hanbel, *Müsne'd*, XXV, 494, XLIV, 502; Asghar Ali Engineer, *The Rights of Women in Islam*, 83.

⁴⁴ Buhari, "Hac", 125; Müslim, "Hac", 154-155.

く知っていたことから、預言者ムハンマドの承認を得て家での礼拝における指導者となった⁴⁵。要するに、預言者ムハンマドの時代には、当時、女性が携わることができながら就かなかった職業というのはなかったのである。当時の女性はどの分野でも働き、男性の目につかないように隠れるということはしなかったのである。

預言者ムハンマドの時代には、ムスリムの女性で戦場で男性とともに戦った者もいた。例えば、ウフドの戦いには女性も参戦したことがわかっている。ウムム・ウマラはウフドの戦いに参戦し、朝早い時刻に喉を乾かせた戦士たちに水を与え、時間が経つとともに戦場に進み入った。ウムム・ウマラはウフドの戦いのほかにもフナインの戦い、フダイビーヤの戦い、ハイバルの戦いにも参戦し、ウフドの戦いとフナインの戦いで多くのムスリムが逃走する中、預言者ムハンマドを守った⁴⁶。また、ヤママの戦いでアブー・バクルと共闘した際に手を失ったことが伝えられている⁴⁷。同様の例は、フナインの戦いの際のウムム・スラインにも見られる。敗北して多くの人々が慌てふためき逃げ惑う中、ウムム・スラインが預言者ムハンマドの隣りで敵に立ち向かったことが、いくつかの資料で伝えられている⁴⁸。預言者ムハンマドの妻アーイシャがムハンマドとともに多くの戦いに赴いたこともわかっている⁴⁹。アーイシャは戦場にいる人々に水を運び、他のムスリム女性たちは怪我人を介抱した⁵⁰。アーイシャとウムム・スラインは、ウフドの戦いでしんがりを守っていた⁵¹。サハーバの女性の一団も、ハイバルを包囲した軍のしんがりに加わった⁵²。この征服には20人近い女性のサハーバが加わった⁵³。ウムム・アティーヤも、預言者ムハンマドとともに7度の戦いに参戦した⁵⁴。

預言者ムハンマドが女性たちと意見交換し、ときには彼女たちの言葉どおりに行動したことも、資料で伝えられている。例えば、628年のフダイビーヤの和議でメッカ住民に大きく譲歩してしまったと考えるムスリムたちに対し、預言者ムハンマ

⁴⁵ Asma Afsaruddin, *The First Muslims*, 191, Amina Wadud, *Inside the Gender Jihad*, 177.

⁴⁶ Vakidi, *Ebu Abdillah Muhammed b. Ömer b. Vakid el-Eslemi, el-Megazi*, thk. Marsden Jones, I-III, Beirut, 1989, III, 902-903.

⁴⁷ Asma Afsaruddin *The First Muslims*, 71.

⁴⁸ Zehebi, *Siyeru a'lami'n-nübela*, II, 204.

⁴⁹ Fatima Mernissi, *The Veil and the Male Elite*, 54.

⁵⁰ Leila Ahmed, *Women and Gender in Islam*, 53.

⁵¹ Buhari, "Cihad", 64, "Menakib", 18, "Megazi", 18; Müslim, "Cihad", 136.

⁵² Müslim, "Cihad", 135.

⁵³ İbn Sa'd, *et-Tabakatü'l-kübra*, VIII, 312.

⁵⁴ Müslim, "Cihad", 142; İbn Mace, "Cihad", 37.

ドは、髭を剃り、犠牲（の動物）を屠るよう告げたが、人々の多くはそれを聞き入れなかった。これを嘆いたムハンマドは、そのとき隣りにいたウンム・サラマに相談し、ウンム・サラマは預言者ムハンマドに、自らまず外に出て、自ら犠牲を屠って髭を剃るよう言い、そうすればサハーバたちも必ずそうすると述べた。預言者ムハンマドはこの助言を聞き入れ、問題は解決した。

預言者ムハンマドの死後、数々の議論において、多くの件でアーイシャに相談事が持ち込まれ、アーイシャから宗教的な解釈が求められた。イブン・アタは、「最も経験豊かなサハーバすらも、こぞってアーイシャに宗教的な問題を相談する様子が見受けられた。アーイシャは、誰よりもフィクフ（イスラム法学）をよく知っており、最もよく教育を受けた人物だった。アーイシャの決定は最も的確だった」と述べている⁵⁵。例えば、670年に死去したサフィアは、その遺産の3分の1を甥姪に残すとの遺言を残したが、甥姪がユダヤ人であるために遺言が無効になるか否かという議論が生じ、アーイシャがその相談を受け、その結果、アーイシャが述べた見解に合う形で遺言を執行するよう、決定が下された⁵⁶。アーイシャが、宗教的な知識のほかに詩、法、医学の知識も豊富に持っていたことが伝えられている⁵⁷。アーイシャは、男性でも女性でも、自分と対立する考えを持つ人々を批判し、躊躇うことなくその人々と意見を衝突させた。例えば、政治的問題でアリーと、誤ったハディースを伝えたとの理由でアブー・フライラと対立した⁵⁸。

アーイシャが、当時としては大規模な軍隊を指揮し、当時のカリフが不当な行為をしたと咎めてカリフに戦いに臨んだことも忘れてはならない。アーイシャがアリーと対峙する前にバスラを訪れた際、多くの人々がアーイシャに味方して参戦し、バスラを基地として使った。アーイシャは、三代目カリフのウスマーンを殺害した者を捕えるのに十分に手を尽くさなかったとしてアリーを非難し、迷うことなくアリーと対決した。アーイシャは、モスクでアリーに対抗する演説をし、さらには軍隊を集めてアリーの前に進み出た。当時、アーイシャがイスラムのカリフと対決する際に、アーイシャに対し、「なぜ家の中にこもっていないでここに出て来たの

⁵⁵ Fatima Mernissi, *The Veil and the Male Elite*, 70.

⁵⁶ Leila Ahmed, *Women and Gender in Islam*, 73.

⁵⁷ Ebu Nuaym, *Hilyetü'l-evliya*, II, 49-50; İbn Abdilber, *el-İstí'ab fi ma'rifeti'lashab*, IV, 1883; İbn Hacer. *Tehzibü't-Tehzib*, XII, 435. Nevzat Aşık, *Hiz. Aişe'nin Hadisçiliği*, 27. etc

⁵⁸ Asma Afsaruddin, *The First Muslims*, 161.

だ」または「なぜ男たちと話をするのだ」などと尋ねる者はおらず、それと正反対に、何百人もの男性がアーイシャの命令のもとに戦った。一言で政府を動かし、軍を集めて戦いに臨んだ女性はそういない。実際、この事例は、当時の女性がどれほど活発で大きな発言権を持っていたかを示すものである。

これも初代カリフのアブー・バクルは、息子たちがいたにもかかわらず、死の前に、自らが運営していた支援財団と財産の管理を娘のアーイシャに託した。2代目カリフのウマルも、息子たちではなく娘のハフサにコーランの写しを託した。ウマルはまた、カリフだった時期に、メディナでシファ・ビント・アブドゥッラーという名の女性を今日の市長に当たる地位の市場検査官に任命した⁵⁹。ウマルは、結婚の際に女性に与えるべきとコーランで定められているマフルの量を減らしたいと、モスクでの演説で述べたが、とある女性が立ち上がり、コーランに定めのないマフルの減額を提案したウマルを批判した。カリフもこの女性を正しいと認め、自らの決定を撤回した。サハーバ（教友）の女性ウムム・ハラムは、ウスマーンの時代に夫のウバダ・B・サミトとともにキプロス島の制服に向けて海の旅に出発した⁶⁰。ムハンマドの孫フサインの娘、サキナも、積極的に生きた別のムスリム女性の例である。サキナは生涯を通して積極的に政治にかかわり、躊躇いなくウマイヤ朝を批判した。モスクで知事たちを厳しく批判し、それに向けた抗議運動の準備に貢献した⁶¹。

要するに、コーランには、女性が積極的に生きることに関する制限は微塵もないのである。また、われわれが言及した歴史的資料を調べると、初期のムスリム女性が積極的な社会生活を送り、教育を受け、自らの生きた時代に存在した多くの職業に携わり、男性とともに行動していた多くの事例があることがわかる。しかし、今日、多くの人々が「イスラム」の名のもとに、女性の教育の権利を制限し、指導的な地位に就く権利を認めず、男性とともにいるべき領域、仕事、そして公の場から女性を疎外しているのである。

4 預言者ムハンマドの死後における後退

⁵⁹ Asma Afsaruddin, *The First Muslims*, 40, Dilaver Selvi, *Delil ve Örnekleriyle Kadın ve Aile İlimihali*, 240.

⁶⁰ Müslim, “Cihad”, 160.

⁶¹ Fatima Mernissi, *The Veil and the Male Elite*, 192.

イスラムは、女性に権利と自由を与え、女性は望む者と結婚し、遺産を受け取り、望むとおりに財産を持ち、働き、家族ではなく自分がマフル（結婚時に女性が受け取る物または金銭）を受け取ることができるようになった⁶²。しかし、イスラムが短期間で広い地域に拡大したことにより、コーランによる改革は、新たにイスラムに入信した人々の文化の伝統と衝突し、この衝突により新たな文化が生まれることとなった。新たな文化構造の形成が女性の状況を悪化させる要素を含んでいたことが大きく影響して、女性はその獲得した権利を失うことになった⁶³。

女性蔑視の慣習は、イスラム文化に入り込んでルールとして受け入れられると、自然な成り行きとして時とともにイスラムと同一視されるようになった。イスラムと同一視されると、もはや不変の定めとなってしまった⁶⁴。

それに加えて、ほぼ全員が男性であるハディース研究者やイスラム神学者による性別中心の解釈も手伝って、少しずつ古い秩序が復興され、女性はその獲得した権利を失っていった⁶⁵。アブドゥッラー・ビン・ウマルについての伝承で、ハディース集成書のブハーリーにおける次のハディースが、このことをよく言い表している。

預言者ムハンマドの時代、われわれについての啓示がコーランの筋として下るといふ恐れから、われわれは女性に手も口も出さなかった。ムハンマドが死去すると、われわれは女性に手や口を出すようになった⁶⁶。

正統カリフ時代の直後のウマイヤ朝（661~750）の成立とともに、深刻な後退が起り、ジャーヒリーヤ時代（無明時代）の構造が復活し始めた。社会の中で積極的な生活を送り、自分の考えを明言し、いざというときに戦争にも加わる女性という状況は、ムハンマドの死後に関わり始め、ムアウイヤが政権を握ると消えていった⁶⁷。

アッバース朝の時代には、女性は社会生活の多くの領域から身を引き、家にこもって生活することを強いられた。この時代とともに始まり、サーサーン文化の影響

⁶² Fatima Mernissi, *Beyond the Veil*, 19.

⁶³ John Esposito, *Women's Rights in Islam*, 106.

⁶⁴ John Esposito, *Women's Rights in Islam*, 99.

⁶⁵ Zainah Anwar, *Islam and Women's Rights*, 2.

⁶⁶ Buhari, "Nikah", 80.

⁶⁷ Fatima Mernissi, *The Veil and the Male Elite*, 191.

も受けたハレム、セラムリク（セラムリクは男性専用の家の一部）の制度が生まれ、女性は家に束縛され、さらには女性は騒動の源であるという主張は社会に根付き、これもサーサーン朝とビザンツ帝国に大ハレムが存在し、女性がニカブを着るといったことをムスリムも受け入れた。これは、文化と文化の相互影響の事例である⁶⁸。結果として、一方でイスラムとアラブ文化が影響を及ぼし、一方で新たに征服された地域の文化が影響し、そして新たにイスラムの宗教に入り込んだ文化と伝統がムスリム社会に移ったのである。

預言者ムハンマドの時代と比べて女性の状況が昔のそれに後退したとはいえ、当時の世界における多くの社会よりも、ムスリム女性の方が多くの権利を持っていたとも言える。例えば、イマーム・サフィ（767~820）は神学校で女性たちが教育を受けていたと述べている⁶⁹。イスラムとその歴史を扱った最も重要な人物、アブー・ジャファル・タバリー（839~923）も、女性が裁判官に就くことができると説いている。ハールーン・アッ・ラシード（763~809）の時代に女性が馬に乗っていたこと、ムクタディル（895~932）の時代には、政治重罪裁判所⁷⁰の裁判長に指名された女性が、毎週金曜日に苦情申し立てを聞き入れ、その件について直ちに判定を下し、署名していたことも、資料で伝えられている⁷¹。ファティマ・アル・フィヒリ（800~880）という女性は、モロッコの都市フェズにカラウィーン・モスクと神学校を建て、世界で知られる初の大学の創設者となった。この大学には当時の世界のあちこちから学生が集まり、イスラムに関するテーマ、天文学、科学の分野で教育を受けたことが知られている。コルドバのルブナ（~984）も、ムスリムの女性科学者の別の例である。アンダルシアに生きたルブナは、幾何学と代数の分野の数学者であり、科学と文学の分野でも博学だった。ルブナはその博学が認められ、コルドバのカリフの助言者の地位にまで上りつめた。マルヤム・アル・アストロラビ（Meryem el Usturlabi）と呼ばれたマルヤム・アル・イチリエ（Meryem el İcliyye）は、10世紀の別の女性科学者である。アストロラーベにより天体の上昇

⁶⁸ John Esposito, *Women in Muslim Family Law*, 11.

⁶⁹ Azizah al-Hibri, *Islam, Law and Custom: Redefining Muslim Women's Rights*, s.41

⁷⁰ 重罪を犯した政治犯が審問され、判決が下された裁判所。その業務には、行政官や公務員への苦情についての調査も含まれていた。

⁷¹ Justice Ameer Ali, *History of the Saracenes, 199-202*, Asgar Ali Engineer, *The Rights of Women in Islam*, 93.

観測に成功し、太陽、月、惑星、星の位置を測定し、アストロラーベ⁷²に新たな展開をもたらし、科学界に貢献した「最初のムスリム女性」の一人となった。歴史とハディースの専門家だったイブン・アサーキル（1105~1175）も、中世において男性と同じように教育を受けた女性であり、さらには自分自身も80人の女性教師から教えを受けたと述べている。同じ時代に、ザイナブ・ビント・アル・シャーリ

（Zeynep bint al-Şari : ~1219）も多くのテーマでイジャーザ（認定証）を得、多くの人々にもイジャーザを授けた⁷³。このような事例が存在し、当時の世界の他の地域の女性の方がもっと悪い条件下にいたとはいえ、ムスリムにとっていくつかの側面で「黄金時代」として知られるアッバース朝時代は、女性にとっては黄金時代ではなく、一般的には女性に関する規制が増えた時代であった。

後世のセルジューク朝時代に活躍したイスラム思想家のガザーリー（1058-1111）の女性についての考えは、後世における女性にとって不利となった衰退の状況を浮き彫りにしている。女性は完全に男性の命令下に置かれ⁷⁴、男性が女性を支配すべきであると述べたガザーリーは⁷⁵、女性の「破壊的な力」を制限することが社会にとって極めて重要であると考え、女性は男性が社会的・宗教的義務を果たすのを妨げているため、管理下に置かれるべきだと主張した。その考えによると、社会は男性の優位性を奨励するシステムを通じて、また女性を隔離することで存続可能である。ガザーリーによれば、悪魔的な性質を持つ女性は、ムスリム社会にとって最も破壊的な要素である⁷⁶。ガザーリーによれば、女性と男性が相互に距離を置くことは、社会にとって非常に重要なことだった。なぜなら未婚の男女が2人きりになれば、その友は悪魔であるため、騒動発生が避けられない⁷⁷。ガザーリーは、有名な著書「宗教科学の復活」（Iḥyā' 'Ulūm al-Dīn）の中で、ムスリム女性の義務を次のように列挙している。

「家の奥にこもるべき。常に洗濯物を手にしているべき。しょっちゅう出入りしてはならない。隣人と多く会話してはならない。ただし、必要なときは隣人を訪ねる

⁷² アストラーベ：天体観測に用いられる科学機器

⁷³ John Esposito, *Women's Rights in Islam*, 105.

⁷⁴ Gazali, *Iḥyau Ulumi'd Din*, Cilt: 2, 147-148.

⁷⁵ Gazali, *Kimya-i Saadet*, 223.

⁷⁶ Fatima Mernissi, *Beyond the Veil*, 32-33.

⁷⁷ Tirmizi, "Rada'", 16, "Fiten", 7; Fatima Mernissi, *Beyond the Veil*, 42.

べき。夫が家にいないときは、その名誉と財産を守るべき。することすべてにおいて、夫を喜ばせることを念頭に置くべき。自らの夫を裏切ってはならず、その財産に手をつけてはならない。夫の家から、夫の許可を得たときのみ外出すべき。夫の許可を得て外出するときは、その美しさをみすばらしい服装で隠すべき。市場を通るのではなく、人気のない道を選ぶべき。見知らぬ人に声を聴かれないように注意し、見知らぬ人物に自分のことを知られないようにすべき。必要なものを得るためといって夫の友人に自分のことを知られてはならない。自分を知っているか、または自分を知っていると思われる者には自分を知られないように振る舞うべき。家の状況を改善し、家事をきちんとするよう努めるべき。礼拝、断食をすべき。玄関にやって来た夫の友人が許可を願い出た場合、夫が不在のときはその者が誰であるかも尋ねてはならず、その者と会話してはならない。これらすべてのことを、自分の望みにより、夫の名誉のためにすべき」⁷⁸

ガザーリーが世界の哲学史における最大の人物の一人であることに疑問の余地はない。著書「Tahāfut al-Falāsifa」で示した論（宇宙論など）は、非凡な人物のなせる業である。しかし、そのガザーリーも、自身より何世紀も前に生き、女性は男性が崩れた形であると述べたアリストテレスや、自身より何世紀も後に生き、女性のもとへは鞭を持って行くべきと述べたニーチェなどの哲学者と同様に、女性を蔑むことを厭わなかった。ガザーリーの見解はイスラムと混同され、その弊害は、女性蔑視を謳うこれらの哲学者のそれよりもさらに大きくなってしまった。

ガザーリーと同時代に生きた大セルジューク朝の宰相で「政治の書」を記した有名な政治家、ニザームルムルク（1018-1092）も女性について「・・・なぜなら彼女たちはニカブを着ており、完全な知能を持たない」と述べている⁷⁹。ニザームルムルクのような高位の政治家や、ニザームルムルクによってバグダッドのニザーミーヤ学院の院長に指名されたガザーリーのような、イスラム史の最も影響力ある人物の女性に対する見解がこうだと、これほどまでに数多くなされてきた捏造がどのように正統性を獲得し、コーランの節に反してムスリムの間で信用を得たかを理解するのは難しくないだろう⁸⁰。

⁷⁸ Gazali, İhyau Ulumi'd Din, 171.

⁷⁹ Nizamulmülk、政治の書 194-198

⁸⁰ Emre Dorman, İslam Ne Değildir, 575.

最初のトルコ語の教訓の書である「クタドゥグ・ビリグ」⁸¹には、女兒について「友よ、君にはっきりと言おう。女兒は、まったく存在しなければ、そして生まれても生き延びなければよいというものだ」と記されている⁸²。アナトリア・セルジューク朝の状況も、そう変わらない。アラーウッディーン・カイクバードの戴冠式に女性たちは臨席せず、式を窓から眺めたのみだったことがわかっている⁸³。

12世紀に生きたハンバル学派のイブヌル・ジャウジー（1126-1200）は、その著書「Ahkam al-Nisa」で、女性がどう振る舞うべきかについて記している。この本でジャウジーは、女性は可能な限り家から出てはならず、万が一外出を余儀なくされた場合は、夫の許可を得てからみすぼらしい不格好な服を着、最も人気のない道を歩き、人混みを避け、自分の声を男性に聞かれないよう努めるべきであると述べている。同じ本の27章目では、女性が家を出るや否や、悪魔が女性についてまわると、ジャウジーは記している⁸⁴。コーランとは無関係かつコーランと相容れないこれらの説明は、残念なことに、一部の人々によって「イスラム」と認識され、ムハンマドの時代に活発だった女性は家に閉じ込められてしまった。

13世紀には、当時もまだフィクフ（イスラム法学）学者やハディース学者、宗教指導者、詩人、大臣、諮問官になったムスリム女性もいたことがわかっている。有名な歴史家でシリア人ハディース学者、歴史家、コーラン朗読者のザハビー（1274~1348）、そして有名な司令官でイスラム歴史家、地理学者のアブー・アル・フィダ（1273~1331）が、女性の教授からその知識を授かっており、二人とも、イジャーザ（認定証）を女性の学者から受け取ったと述べている。イマーム・サフィ、イブン・ハッリカーン、アブー・ハイヤーンも、神学校で女性から教育を受けた重要なイスラム知識人である⁸⁵。

社会におけるムスリム女性の地位が後の世に後退したことは事実であるが、一部の例外的な女性は、あらゆる困難をものともせず、社会において積極的に生き、

⁸¹ クタドゥグ・ビリグとは、11世紀にカラ・ハン朝のウイグル人、ユースフ・ハーッス・ハージブが東カラ・ハン朝の君主タブガチ（サトゥク）・ブグラ汗に言及して記したトルコ語の長編詩である。読者への道標としてこの作品に「幸福になるための知恵」という意味の名がつけられた。

⁸² Beyza Bilgin, *İslam'da Kadının Rolü Türkiye'de Kadının Rolü*, 103.

⁸³ Beyza Bilgin, *İslam'da Kadının Rolü Türkiye'de Kadının Rolü*, 103.

⁸⁴ Asma Afsaruddin, *The First Muslims*, 160.

⁸⁵ Azizah al-Hibri, *Islam, Law and Custom: Redefining Muslim Women's Rights*, 41.

尊敬されていた。しかし、ムハンマドの時代に活発に生活し、当時可能だったどの職業にも就き、必要となれば戦場でも戦うことができ、医師や商人にもなり、自らの生活を管理する自由を持っていたムスリム女性と比べると、ムハンマドの後の時代の女性が多くの権利を失ってしまったことは明らかである。諸々のムスリム社会でイスラムに言及することの影響力を思えば、この権利の収奪は、尊敬を受ける「宗教知識人」（ガザーリー等）たちの言葉、そして「宗教への言及」によるのみ可能であり、事実、そうなったのである。しかし、預言者ムハンマドの死とともにイスラムが完成し、コーランの啓示が終わったことから、これらのことは「宗教の捏造」によるのみ可能となった。本書の重要な目的のひとつは、女性にとって不利な形で捏造された「イスラム」を解き明かすことである。

III

捏造されたハディースと、女性の蔑視・束縛

預言者ムハンマドの生前、コーランの節は当時のムスリムたちに暗記されたほか、アッラーの啓示を記録する書記たちもこれを記し、始めと終わりが明記された資料として頻繁に参照され、人々の頭の中にはっきりと刻まれた。預言者ムハンマドの死後、多くの政治的な分離・分断が起こり、何度も不和が生じたが、ムスリムたちは常に同一のコーランのもとに結束していた。では、イスラムの典拠であるコーランの唯一性と信憑性への疑問が一切ないにもかかわらず、コーランにない命令や禁止事項はどのようにしてイスラムを形作るようになったのだろうか？

先に見たように、預言者ムハンマドの死後は、女性に否定的な考え方が再び支配的になり、そもそも世界的に広まっていた現象ではあるが、多くのムスリムが、女性を蔑視し、家に束縛し、女性の最大の義務は男性への服従であるとする文化を受け入れた。宗教が人々の頭と心において大きな影響力を持っていた時代、女性をめぐるこのような認識は、宗教に言及することでのみ認められるものだった。欠陥なく、完全なものとして、すべてのムスリムが結束していたコーランに他の事項を付加することはできなかったので、この認識は、「預言者はこう言った・・・」という形で捏造されたハディースによって受け入れられた。ハディース集成書の大半が記された時期であるイスラム啓示後3世紀を過ぎた時代になると、女性に否定的な文化はすでに広く受け入れられていた。そして、全員が男性のハディース著者は、女性に否定的な形で預言者ムハンマドが述べたかのように伝えられたこの風聞を著書に取り込み、女性蔑視の「宗教化」において大きな役割を果たした。女性に否定的な形で捏造された宗教を修正するのに必要な最大の取り組みは、これらのハディースが捏造であることを解き明かし、ハディースがイスラムそして預言者ムハンマドとは無関係であることを示すことであろう。

1 コーラン、知力、天性にそぐわないハディースを排除する必要性

預言者ムハンマドの時代には、コーランのみが宗教的典拠として記録された。預言者ムハンマドが自身の個人的な言葉を記録することに反対していたということ、ハディース学者すら認めている。ムスリムおよびアブー・ダーウード⁸⁶で伝えられたハディースによると、預言者ムハンマドは次のように語っている。

「私の口から出た言葉は一切書き記してはならない。コーラン以外に私の口から出たものを誰かが記したときは、それを破棄しなさい。書き記さなければ、私について好きなように風聞してもいい。そのことに支障はない。私の名のもとに嘘をでっち上げる者は、地獄にある自分の居場所に備えなさい」⁸⁷

見てのとおり、預言者ムハンマドを引き合いに出す「ハディース」が捏造されること、ハディースがコーランのような宗教的典拠として認識されることへの危惧は、すでに預言者の時代から存在していた。女性をめぐる問題と同様、様々な事柄に関して捏造されたハディースを見てみると、預言者ムハンマドのこの危惧がどれほど正鵠を射たものであるかがわかる。また、最も信頼性が高いと言われているハディース九書（六大真正ハディース集成書に三冊を加えたもの）のうちの二冊、ムスリムとハンバルで、預言者ムハンマドが、

「コーラン以外に私について何も書き記してはならない。コーラン以外に誰かが私のことを記したときは、それを破棄すべきである」

と述べたことが伝えられている⁸⁸。

コーラン以外の宗教的典拠が作られること、そして自身に対する嘘が語られることを危惧した預言者ムハンマドのこの姿勢は、正統カリフ時代にも貫かれ、ハディースの編纂を阻止する動きがあった。預言者ムハンマドの死後から最初の30年間を含むこの時代に、預言者を個人的に知り、預言者と何年もの間ほぼすべての時間を共に過ごした最初のカリフたちは、「ハディース」のもとに何も書き記してはおらず、書かせることもせず、さらには書かれたものを破棄した。例えば、アブー・バクルは、預言者ムハンマドの死後に人々を集めて次のように語っている。

⁸⁶ アブー・ダーウード：スンナ派ハディース文学で最も信頼性のあるハディース六書のひとつ。

⁸⁷ Müslim, "Zühd", 72; Ebu Davud, "İlim", 3.

⁸⁸ Müslim, "Zühd", 72; Ahmed b. Hanbel, Müsned, XVII, 149, 152, 443, XVIII, 94

「そなたたちはアッラーの使徒について様々なハディースを書き記している。このことは、そなたたちの後に来る者を一層大きな不和に陥れるだろう。アッラーの使徒についていかなるハディースも書き記してはならない。そなたたちにハディースを書き記すよう求める者には、われわれの間にはアッラーの啓典がある、その啓典がハラル（許されたもの）としたものをハラルとし、ハラム（禁じられたもの）としたものをハラムとしなさい、と言いなさい」⁸⁹

預言者ムハンマドの死後数年も経たないうちに、預言者が何を言ったか言わなかったかという議論が起きていたことが、この言葉からわかる。二代目カリフのウマルの姿勢も、このことに関してアブー・バクルと同じものであり、さらに、ウマルはアブー・バクルよりも一層厳しく振る舞ったと言える。カリフ時代にハディース編纂の動きが広まったことを受けて、ウマルは他の都市にいるサハーバ（教友）に手紙を送り、彼らの手元にあるハディースの記録文書を破棄・焼却するよう命じ⁹⁰、次のように述べた。

「啓典の民のミシュナー⁹¹と同様、これらはムスリムのミシュナーである」⁹²

三代目カリフ・ウスマーンも、ハディースを多く記したアブー・フライラとカーブに対抗しつつ、ウマルのこの姿勢を引き継いだ。ウスマーンは、多くのハディースを記したアブー・フライラに対し、彼をダヴシュ山地に流刑にすると迫り、カーブに対しても、キラダ山に流刑にすると迫った⁹³。四代目カリフのアリーが同じ危惧を抱いており、アリー以前のカリフと同様の姿勢を受け継いでいたことは、次の言葉から明らかである。

「ハディースの文書を所持している者は、それを破棄すべきである。なぜなら人々を破滅させるのは、学者が記したハディースに従ってコーランを手放してしまうことだからだ」⁹⁴

⁸⁹ Zehebi, Tezkiretül-huffaz, I, 9.

⁹⁰ İbn Abdilberr, Cami'ü beyani'l-İlmi ve fazlih, I, 275.

⁹¹ 「ミシュナー」とは、ユダヤ教徒の旧約聖書以外の宗教的書物の一部を指す。

⁹² İbn Sa'd, et-Tabakatül-kübra, V, 143.

⁹³ Ramehürmüzi, el-Muhaddisül-fasil, 544; Suyuti, Tahziru'l-havas, 156-157.

⁹⁴ İbn Ebi Şeybe, el-Musannef, V, 314; İbn Abdilberr, Cami'ü beyani'l-İlmi ve fazlih, I, 271.

見てのとおり、預言者ムハンマドに最も近い人々が、「ハディース」の執筆に強く反対しており、それがイスラムを陥れかねない災厄を予見していた。さらに彼らは、預言者ムハンマドにごく近い時代に、預言者に関する偽りの言葉が語られることが極めて難しく、預言者をよく知っている人々が捏造を修正できる時代にありながら、ハディースの編纂に反対したのである。

正統カリフ時代の直後に始まったウマイヤ朝（651-750）の時代に、ハディースはいくつかの文書に記されたが、この時代には、大規模なハディース集成書はまだ編纂されなかった。アッバース朝の時代には、今日ハナフィー派、マーリキー派、シャーフイー派、ハンバル派として知られる四大学派の創始者であるアブー・ハニーフア（~767）、マーリク・イブン・アナス（~796）、ムハンマド・アル・シャーフイー（~819）、アフマド・イブン・ハンバル（~855）が、それぞれの見解を説いた。今日頻繁に引き合いに出される有名なハディース書のすべて、例えば最も有名な「六大真正ハディース集成書」⁹⁵は、イスラム3世紀目のアッバース朝の時代（750-1258）に記された。預言者ムハンマドから何世紀も後に記されたハディースがどこまで真実でどこまで捏造かを特定することは不可能である。この時期に、特にユダヤ教とキリスト教の社会グループから伝えられた伝説、逸話、出来事、礼拝、知識を含む伝承が、女性に関する捏造のハディースの形成に影響を及ぼした。イスラムは、預言者ムハンマドの死後すぐに、ユダヤ教徒とキリスト教徒も暮らす広い地域に拡大し、この二つの宗教からイスラムに改宗した人々が、自らの宗教の捏造部分をハディースを通じてイスラムに定着させた。自らの伝統を正当化しようとした者もいれば、イスラムを害そうとした者もあり、自らの利益を得ようとした者もいれば、政治的理由からハディースを捏造した者もあり、これらの捏造は「ハディース」のもとに、イスラムの一部として受け入れられたのである。

次の例は、今日ほぼ聖なるものとされ、あたかも預言者ムハンマドの口述記録であるかのように認識されているハディースを捏造することが、いかに簡単だったかを示す証拠である：10世紀の詩や歌が集成された20巻以上の書物「Egani」の執筆者であるアブー・ファラージュは、著書「al Īsfahani」の中で、とある詩人と当時

⁹⁵ 「アル・ブハーリー」「ムスリム」「アブー・ダーウード」「アル・ティミズリー」「イブン・マージャ」「アル・ナサーイー」の六書で知られる。スンナ派イスラムでは一般的にこの六書が最も信頼性のあるハディース典拠とみなされている。

の権力者が交わした会話を伝えており、権力者が詩人に対し、預言者ムハンマドの時代にあった自らの血筋であるウマイヤ家を讃える詩を捏造させるために4000ディルハムの報酬を与えると提案したことを記している。詩人が詩を書いた後に権力者は、その詩を預言者ムハンマドの詩人だったイブン・タビトから預言者の前で聞いたことにするよう、詩人に要求した。詩人はその要求を承諾せず、もし望むなら預言者ムハンマドの妻アーイシャから聞き伝えたことにすることができると述べたが、ウマイヤ家の権力者はそれを認めなかった⁹⁶。

これとこれに似たような逸話は、政治的、経済的に強力な者が、歴史と宗教の典拠にどれほど大きな影響を及ぼし変造させることができるかの格好の例である。ハディース文学を吟味すると、政治的権威者が自らの地位を固めるためにハディースを捏造し、自らの利益のために宗教を利用したという証拠は難なく見つかる。預言者ムハンマドの時代から何世紀も後に編纂され始めたハディースがどこまで真実でどこまで捏造であるかは、出口のない問題であり、特定不可能である。

心理学分野で行われた多くの研究は、数世紀にも満たない時しか過ぎていない場合でさえ、口承により伝えられた資料に多くの誤りが見つかることを示している。例えば、ウルリヒ・ナイサーとニコル・ハーシュが行った実験で、1986年にスペースシャトルのチャレンジャーが爆発した翌日、とあるグループに、この事件を聞いたときに誰とどこにいたか、爆発の瞬間に何をしていたか尋ねた。2年半後、二人は同じグループのうち連絡が取れた人々に再び同じ質問をし、その結果に非常に驚いた。なぜなら、この質問をした後に正しい回答をした者の割合が、およそ7分の3に減ってしまったからである。一方、同じ人々に自分の回答が正しいことをどれほど確信しているかと尋ねると、確信している者は5分の4以上だったことが判明した。要するに、2年半後の回答の大部分が誤っていたが、誤った回答をした者の大半が自らの回答を誤っていないと確信しており、さらには正しいと強く信じていたのである。記憶の中でコード化された事柄について、確信度と正確度にこれほど隔たりがあるということはとても興味深い。ハーバード大学のミルマン・パリーとアルバート・ロードの研究でも、口承文化が伝えられる際に、その内容が、伝えた者の期待と主観を通して、ごく短期間で大きく変わってしまうことが明らかにされてい

⁹⁶ Fatima Mernissi, *The Veil and the Male Elite*, 47-48.

る⁹⁷。心理学分野では、このような数々の研究が行われている。ここで抱くべき疑問は、口承文化が伝わる際にごく短期間のうちに大きな誤りが生まれるのであれば、数世紀の間に大勢が人づてに伝えた言葉にどれほど信憑性があるのか、ということである。

最も信頼性のあるハディース書が、預言者ムハンマドから2世紀以上も経った後に、大勢が人づてに伝えたことで編纂されたことを思い出したい。以前から記されたハディースがあり、それが典拠となった可能性があるハディースもあるとはいえ、それは最終的に伝えられたハディースのほんのわずかな部分でしかない。さらに、六大真正ハディース集成書などの有名なハディース書の著者たちが参考にしているのは、記録文書ではなく、ハディースを伝えた個人である。要するに、ハディースが意図的に捏造された可能性を完全に無視したとしても、何世紀にもわたって人から人に伝えられた内容を信じるのが不可能なことは至って明らかなのである。さらに、自らの伝統を正当化するため、イスラムを害するため、自らの宗派に有利にするためといった理由によりハディースが捏造されたことも考慮すれば、伝承のハディースをコーラン、知力、フィトラ（人間の天性）のフィルターにかけることがなぜ重要であるかがもっとよくわかる。

アッラーの啓示により伝えられたと言われ、コーランの節と同じ価値があるとみなされたハディースは、コーランが述べていない事柄に関してコーランと矛盾しているにもかかわらず、宗教的典拠として用いられてきた。このような事柄の筆頭には、女性に関する定めや見解が来る。女性に関する古い伝統や自分の考えをコーランに見い出せなかった者が、女性に関して自分が思うとおりの見解を「宗教化する」ことは、ハディースの捏造によってのみ可能だった。本章とこれに続く章で、この捏造の多くの事例を挙げていく。ここでもう一点、重要なポイントに注意したい。女性に否定的でコーランにない定めや誤った認識を作り出したハディースと並んで、それらと真逆の事柄を伝えるハディースも多くある。本書ではこのようなハディースも例として挙げる。女性の敵であるハディースの一部がなぜ重視されているのか、なぜこれらのハディースが判断材料として用いられているのかも、答える

⁹⁷The Milman Parry Collection of Oral Literature,
<https://dash.harvard.edu/bitstream/handle/1/29086936/40662982.pdf?sequence=1>

べき別の問いである。この点で、ハディース書の著者とフィクフ（イスラム法学）の学派の創設者の全員が男性だったことも影響したことは、一目瞭然である。

有名なハディース書の執筆者たちは、ハディースの意味よりも、ハディース伝承者の言葉が正しいか否かを吟味して、捏造を入念に取り除こうとした。ハディース学者のこの方法は「cerh-tadil」（ハディースを伝承者の言葉が正しいか否かを吟味し捏造部分を取り除くこと）と呼ばれる。しかし、ハディース書がイスラムの3世紀目に編纂されたことを念頭に置いたうえで、この時期内に、預言者ムハンマドとハディース執筆者の間に5、6人の人物がいたことを忘れてはならない。とっくに死去した人々についての説明に基づいて、その人々が正しい言葉を伝えたか否かを判断することに、どれほどの信憑性があるだろうか？「Cerh-tadil」の議論を調べると、有名なハディース書の執筆者ムスリムが正しいと判断した何百人ものハディース伝承者を、ブハーリーが信用できないと判断したこと、同様にブハーリーが信用できないと判断した何百人ものハディース伝承者を、ムスリムが信用できないと判断したことを忘れてはならない。結果として、「cerh-tadil」の方法により捏造のハディースを取り除くことは不可能であり、当時も不可能だったのである。

事実、ムタズィラ学派⁹⁸とハワーリジュ派⁹⁹の神学（カラム¹⁰⁰）者の全員が、スンナ派の神学者はその大部分が、信仰に関する問題に関して一人のみから伝承されたハディース（haberi-vahid）¹⁰¹を拠り所にすることはできず、コーランのみを拠り所にすることができると述べている。「haberi-vahid」とは、虚偽となることが不

⁹⁸ ムタズィラ学派：「分ける」「遠ざける」という意味の az を語源とする形容詞ムタズィラは、「遠ざかった」「分かれて引き下がった」という意味を持つ。知力を擁護する学派であるムタズィラ学派は、合理性と相反するとみなしたハディースをスンナ派と違う形で解釈し、その解釈で知力を優先した。

⁹⁹ ハワーリジュ派：「出る」「服従から離れて抵抗する」という意味の hurûc を語源とする形容詞ハワーリジュは、「分かれた」「抵抗する」という意味を持つ。ハワーリジュ派の誕生は、ほぼすべての歴史家によってスフィッフィーン（Siffin）の戦いで支配権の問題が生じたことによるとされている。それによると、ハワーリジュは、支配権の任命を認めたために、アリー・イブン・アビー・ターリブ（四代目カリフ）から離反した人々が作った派である。

¹⁰⁰ カラム：イスラムの信仰に関する事柄を研究し、時に応じてその信仰に対する異議に回答する研究分野。

¹⁰¹ 言葉の意味としては、一人から伝えられたハディースという意味である。ただし、テクニカルな使用法では、継続的に伝えられたのではないハディースを指す。ハディース文学のほぼすべてが「haberi-vahid」である。虚偽となることが不可能なほど大勢の人々が時の経過とともに継続的に伝えたハディースは皆無に等しい。

可能なほど大勢の人々が時とともに継続的に伝えた伝承（mütevâtir¹⁰²）ではない、一人のみから伝承されたハディースを意味する。しかし、伝承されたハディースの99%以上が、「haberi-vahid」である。虚偽となることが不可能なほど大勢の人々が時とともに継続的に伝えたハディースがどれであるか、実際にいくつあるかは、本書のテーマではないので、ここでこのテーマには触れないでおく。本書のテーマにとっては次のことが重要である：コーラン、知力、フィトラ（人間の天性）にそぐわないためにわれわれが否定する（預言者ムハンマドの言葉ではあり得ないとする）ハディースの中に、虚偽となることが不可能なほど大勢の人々が時とともに継続的に伝えたと言える文言を含むものはまったくない。これらのハディースはすべて「haberi-vahid」である。ムタズィラ学派、ハワーリジュ派、スンナ派神学者の大半がハディースに基づいて信仰をめぐる問題を解決することはできないと意見していることに加え、われわれは、義務、禁止、女性の問題といった宗教的認識について述べられた分野についてもハディースを拠り所にすることはできず、こうしたことはコーランから理解すべきであると考え。なぜなら、信仰をめぐる問題と同様、これらのことも宗教に関する分野だからである。信仰の問題を思い込みで解決することができないように、これらのことも思い込みを拠り所にすることはできない。本書は、女性をめぐるテーマを、思い込みの産物であるハディースをもとに解釈することから生じる大問題を明らかにする。

伝承されたハディースには、本書で示すように、コーラン、知力、フィトラ（人間の天性）にそぐわない多くの文言がある。それらを取り除き、それ以外のハディースの内容に一貫性があるかどうかを検討した後に、残ったハディースを預言者ムハンマドの伝記（初期イスラム史の時代に関する説明）として用いることには一切問題はないと、われわれは考える。

2 悪魔的とみなされる女性

¹⁰² 「時とともに途切れることなく続く」「継続する」という意味の単語。嘘となることが不可能なほど大勢の人々が伝えた情報を意味する。

コーランにない多くの信仰がイスラムに入り込み、時とともに神聖化されたことは、社会における女性の状況や女性に関する認識に悪影響を及ぼした最大の要素である。「危険な存在」「罪に傾きやすい存在」とみなされた女性は、「悪魔が人間の心に入る扉」と定義され、悪魔的とみなされた。この信仰は、確実に捏造である一部のハディースを通じてイスラムの典拠に入り込んだ。その例を次に挙げる。

預言者ムハンマドは、とある議会で人々と談笑しているときに美しい女性を見かけた（他の言い伝えでは路上でこの女性を見かけた）。預言者はすぐに家に戻り、妻のザイナブと寝所をともにし、それから議会に戻って「女は悪魔の姿でやって来て、悪魔の姿で去る。もしあなた方の誰かが女性を見かけたら、自分の妻のもとに行きなさい。そうすれば、女の中に潜むものが追い出される」と語った¹⁰³。

このような見方がコーランの教えと何の関係もないことに、コーランを読む人ならすぐに気付くだろう。なぜならアッラーは、コーランで、どの人間についても、その性別により悪魔と繋がっているとは述べていないからである。その正反対に、信仰する人々について、性別の区別なく、その信仰心に応じて報奨を与えると述べている。

蜜蜂章 97 節：誰でも善行の信者ならば、男でも女でも、われらは善い生活を与える。われらは、かれらがしてきた最も優れた行いによって報奨を与える。

ユースフ章 57 節：信仰して（アッラーを）意識する人にとっては、来世の報奨こそ最高である。

3 家に縛られ、教育の権利と働く権利を奪われた女性

コーランには、女性の積極的な生活参加を妨げ、教育の権利や働く権利を奪う文言は一切ない。また、預言者ムハンマドの生前、女性が自ら望む分野で働く自由を手にしてきたこと、教育を受けるよう奨励されていたこと、どんな人物のくびきのもとで生きることも強いられていなかったことが、歴史やハディースの典拠からわ

¹⁰³ Müslim, "Nikah", 9; Ebu Davud, "Nikah", 44; Tirmizi, "Rada'", 9.

かっている。その例はこれより前の章で挙げてきた。しかし、預言者ムハンマドの死後、イスラムの必須事項として受け入れられた多くの捏造により、女性は自由を失い、公共の場から姿を消し、その教育は軽視され、家の奥深くで暮らすよう強いられた。このような考え方を広めるために捏造されたハディースの一例は以下のとおり。

女性を目立った地位に就けてはならない。読み書きも教えてはならない。裁縫を教え、（コーランの）御光章もよく教えなさい¹⁰⁴。

女たちが預言者ムハンマドに近づいて次のように言った：「アッラーの使徒よ、男たちはアッラーの道において尽力することですべての善行をなした（われわれに何も残さなかった）。われわれがアッラーの道の戦士の行いに至るためにどんなことをすればいいか」預言者は彼女たちのこの問いに次のように答えた。「そなたたちが家に居ることが、アッラーの道において尽力する者たちの行為に（善行に）匹敵するだろう」¹⁰⁵

コーランや他の多くのハディースにそぐわない捏造により、女性は家に縛られ、女性の外出や教育は妨げられ、教育を受けられない女性は働く機会を得られず、経済的に不自由となり、生活を続けるために夫に頼るようになった。その一方で、コーランの文言からも、預言者ムハンマドの行動からも、すべてのムスリムは教育を受けるべきであることがわかる。コーランでは、学ぶことと知ること、すべてのムスリムの義務として説かれ、称賛されており、識字率のごく低かった当時に、預言者ムハンマドが女性の読み書き習得を奨励したことが資料で伝えられている。しかし、女性をそこから除外し、「愛人に手紙を書く」からといってその読み書き習得を妨げ、いわゆる貞操な女性を育てるために女性を家に縛ることは、イスラムにどれほど適っているというのだろうか？このようなハディースとは反対に、コーランは、知る者と知らざる者を同等に扱わず、知る者を知らざる者よりも優れているとし、アッラーを正しく畏れる者こそが知識のある者であると述べていることを、

¹⁰⁴ Taberani, *el-Mu'cemül-evsat*, VI, 34; Hakim, *el-Müstedrek 'ale's-Sahihayn*, II, 430; ハーキム（～1014）のこの著書は、一般的にザハビー（～1348）の手法により編纂された。ザハビーは、このハディースは捏造であると述べている。詳細については Hakim, *elMüstedrek 'ale's-Sahihayn*, II, 430, Zehebi'nin taliki.]; Beyhaki, *Şu'abü'l-iman*, IV, 90.を参照。

¹⁰⁵ Bezzar, *el-Bahru'z-zehhar*, XIII, 339.

忘れてはならない。一層多くの知識を身につけるには、読み、教育を受け、調べる
ことが最大の条件である。

集団章 9 節：夜間も敬虔に平伏し、あるいは立って礼拝に打ち込んで、来世に備
え、また主の慈悲を請い願う者（と非信者は同じ）なのか。言いなさい。知っている
者と、知らない者と、同じであろうか。（しかし）論しを受け入れるのは、思慮
ある者だけである。

創造者章 28 節：また、人間も動物も家畜も、色とりどりである。アッラーの僕^{しもべ}
の中で、知識のある人だけが、アッラーを畏れる。誠に、アッラーは偉力大で、よ
く赦すお方である。

すべてのムスリムが教育を受けることは、コーランの示す理想に近づくために重
要である。にもかかわらず、社会と倫理にとって「危険」とみなされた女性を家に
束縛し、さらには家の中でも周りが見えない部屋に閉じ込め、読み書きを教えるべ
きでないとは主張することは、ハディースによって宗教的な必須事項とされた。その
目的は、女性を可能な限り外の世界から遮断することである。例えば、女性に関す
るとある本では次のように述べられている。

すべての知識がすべての者に役立つわけではなく、すべての知識がすべての者に
必要なわけでもない。結婚と家族の決まり、子どもの世話と教育、家事、家の秩
序、健康、義務たる知識の教え、病人・貧しい者・困窮者の支援、善における助け
合い、善行の命令、悪行への警告、災害または戦争の際の緊急支援などにおいて女
は十分に教育を受けるべきであり、熟練すべきである¹⁰⁶。

見てのとおり、女性の教育が許された分野は、概ね家の中に限られ、裁縫、家
事、子供の世話など、家の中に限られた仕事以外の教育（これらは夫を満足させる
ために必要な仕事である）は禁じられており、良い妻になって夫に従うための教育
を受けることは許されていた。こうした考え方を持つ人々は、女性が優れた商人、
技師、建築士、考古学者、社会学者になるなどの職を持つこと、そのために教育を
受けることが適切であると考えることができない。コーランにこれを妨げる文言は
一切なく、預言者ムハンマドの時代の女性のほぼ全員が多種多様な職業に就いてい

¹⁰⁶ Dilaver Selvi, Delil ve Örnekleriyle Kadın ve Aile İlimihali, 32.

たことが伝えられており、それを説明するハディースがあるにもかかわらず、である。こうした考え方のせいで、例えばつい最近のアフガニスタンで、イスラムの名のもとに女性の教育が禁じられた。しかし、最も困難な生活条件のもとで女性が男性とともに努力し奮闘することは、コーランで善いことと認められている。コーランが、生活のどの領域でも女性の積極的な活動を妨げておらず、男女の区別をつけていないことは明白である。

イムラーン家章 195 節：するとかれらの主は答えた。本当にわたしは、あなた方の中で、男でも女でも（善を）行う人の行いを無駄にしないだろう。あなた方は互いに（扱いは）平等である。そして移住した人たち、かれらの故郷から追放された人たち、わたしの道において迫害された人たち、また戦い殺された人たちには、わたしはかれらからその悪行を消去し、川が下を流れる楽園に入れるのである。これはアッラーの御元からの褒美である。アッラーの御元にこそ、最高の褒美がある。

4 指導的な地位に就くことができない女性

捏造のハディースによって妨げられた女性の権利のひとつは、指導的な地位に就く権利である。ブハーリーのハディースでは、「女に仕事を任せる社会は繁栄しない」¹⁰⁷とされている。また、「女の手に仕事が渡れば、あなたたちにとって地下の方が地上よりももっと良い」¹⁰⁸と述べるハディースもある。これとこれに似たハディースに基づいて、女性は社会で指導的な地位に就いてはならないと主張する人々がいる。

預言者ムハンマドが「女に仕事を任せる社会は繁栄しない」というハディースを、イランの君主キスラー（ホスロー2世）の娘が君主になる際に述べたということが伝えられている。しかし、このハディースが現れた時期は意味深い。なぜならこのハディースは、預言者がそう述べたとされている出来事から何年も後に、どういふわけか、ラクダの戦い（656年）の後になって伝えられたからである¹⁰⁹！この

¹⁰⁷ Buhari, "Megazi", 84, "Fiten", 17; Tirmizi, "Fiten", 75; Nesai, "Adabü'l-Kudat", 8.

¹⁰⁸ Tirmizi, "Fiten", 78.

¹⁰⁹ Fatima Mernissi, *The Veil and the Male Elite*, 50; Asgar Ali Engineer, *The Rights of Women in Islam*, 77.

ハディースがラクダの戦いの後に伝えられたことが、この戦いそして戦いの結果とどう関係しているだろうか？この問いに答えるには、当時の政治的な空気を調べることが役立つ。

アリーは、656年に三代目カリフのウスマーンの殺害とともに四代目カリフに選ばれた。しかし、新たなカリフは、ウスマーンの暗殺者追究のために十分に尽力しなかったとして、一部の人々から批判を受けた。その筆頭が、預言者ムハンマドの妻アーイシャだった。周知のとおり、議論は戦いに発展した。こうした中、アーイシャは軍を率いてバスラを訪れ、味方を集めるために会議を開き、モスクで演説した。クライシュ族の大勢のサハーバ（教友）のほかに、タルハとズバイルもアーイシャに味方して参戦した。その際、このサハーバたちの誰一人として、アーイシャにこのようなハディースを持ち出して異論を唱えはせず、アーイシャを見放すこともしなかった。しかも、このハディースを伝えたと言われているアブー・バクラさえも、戦いにおいて中立の立場を取り、アーイシャにこのような批判を向けてはいない¹¹⁰。そもそも、この出来事の際にサハーバたちが議論した内容は、司令官の性別ではなく、当事者が正当か、不当かということだったことが、歴史の資料で伝えられている¹¹¹。このことに関しては、現在も、歴史のデータを吟味してアーイシャが間違っていたと考える者もいるだろうが、女性でありながら戦いを仕切ったためにアーイシャが間違っていたとは言えない。当時、アーイシャが女性であること、そのために指導者になるべきではないということは、微塵も語られなかった。戦いという一大事において、それも一方当事者の司令官が女性だったという状況の中で、アブー・バクラは戦いが起こる前にこのハディースを提唱したはずで、他のサハーバたちに警告して、アーイシャに味方すれば預言者ムハンマドの教えに逆らうことになるかと述べる必要があったはずではないだろうか？しかし、アブー・バクラはそうはせず、このハディースを伝えたということさえ、戦いの終わりまで語っていない。

周知のとおり、アーイシャはアリーに敗北した。この戦いは、イスラム史の最初の戦い、そして最初の騒乱とされている。アリーは勝利した後にバスラに赴き、ア

¹¹⁰ Asghar Ali Engineer, *The Rights of Women in Islam*, 77

¹¹¹ Tabari, *Tarikh*, Vol:5, 221; Fatima Mernissi, *The Veil and the Male Elite*, 58.

リーを明確に支持しなかった人々も、自分はアリーに味方したという印象を与えようとした。このような状況下にあってはじめて、どういうわけか、アブー・バクラも、女性は指導的な地位に就いてはならないというハディースを述べているのである！イスラムの最初の騒乱を煽ったとしてアーイシャを直接非難することができない者たちは、このハディースを引き合いに出してアーイシャに罪を着せ、遠回しにアーイシャに矛先を向けた。要するに、このハディースが政治的な理由によって捏造されたことは、いたって明白なのである。

女性が指導的な地位に就くべきではないとするハディースが捏造されたほか、「女に相談することは、女が何を言おうと、正反対になるということである」という意味のハディースすら捏造されている。「女が言うことに逆らいなさい。女が言うことに逆らえば恵みがもたらされる」「女への服従は悔いである」という風聞も、同様に捏造された別のハディースである。それによれば、人は、女性に逆らうことによってのみ正しいことができる。これらのハディースが正しいと認められれば、女性が指導的な地位に就くことはおろか、女性に子供たちを任せられるのかということまで疑わなければならない！ハディース研究者のアリ・オスマン・アテシ教授は、風聞や風聞を伝える者の信頼性がないことをもとに、これらのハディースを批判している¹¹²。これらのハディースは、コーランにそぐわないのと同様、預言者ムハンマドがその妻たちに相談を持ちかけたことや、ときに彼女たちの提案をもとに行動したことを伝えるハディースとも矛盾している。

コーランには、女性が指導的な地位に就いてはならないとする定めはまったくなく、それを示唆する文言もない¹¹³。むしろ、コーランはシバの女王を称えており、いかに先見の明のある君主であるかを伝えている。シバの女王の先見の明は、その民族を無益な戦争から守り、正しく導いた。また、コーランでは、ファラオなどの多くの男性の君主が批判されてもいる。もちろんこれは、性差の根拠にはなり得ないが、男性であれ女性であれ、どの性別にもよい指導者、悪い指導者がいることを示している。コーランは、指導的な地位を、男性に与えるか、女性に与えるかではなく、その資格を持つ者にこそ与えるべきだと述べている。

¹¹² Ali Osman Ateş, Hadis Temelli Kalıp Yargılarda Kadın, 99-101.

¹¹³ Asgar Ali Engineer, The Rights of Women in Islam, 76, Amina Wadud, Quran and Woman, 89.

女性章 58 節：確かにアッラーは、あなた方に信託されたものを、その資格を持つ者に与えるよう命じている。そしてあなた方が人の間を裁くときは、公正に裁くことを命じている。アッラーは全聴にして、すべてお見通しである。

5 女性の旅する自由

ムスリムの女性が夫の許可を得ることを条件に、あまり遠く離れていない場所一人で行くことは、伝統的な認識により（ある程度控えめに）認められていた。しかし、一部の伝承によれば、女性が 1 日、または 3 日かかる距離よりも遠い旅にマフラム（父親、夫、息子、おじなどの近親の男性）を伴わずに出ることは、伝統的な認識により禁じられていた。ムスリムのハディースでは、預言者ムハンマドが「アッラーと来世を信ずる女は、父親、息子、夫、兄弟、それ以外に結婚が禁じられた者を伴わずに 3 日間以上かかる旅に出てはならない」と述べたと伝えられている¹¹⁴。アブー・フライラのハディースでは、預言者ムハンマドが「アッラーと来世を信ずる女は、結婚が禁じられた者を伴わずして、1 日と 1 夜かかる旅に出ることは禁じられている」と述べたと伝えられている¹¹⁵。要するに、女性がマフラムを伴わずに旅してもよい距離は、女性が暮らす場所から 90km 離れた場所までの範囲であり、別の言い方をすれば 90km より遠い場所へマフラムを伴わずに旅してはならないと、広く考えられていたのである。コーランにないこの捏造を弁護する人々からすれば、女性が同性の友人とともに世界の数多くの都市をまわることすら、ハラム（禁じられたもの）である！

コーランで禁じられていないことがハラル（許されたもの）であることをもとにすれば（コーランのこの原理は食卓章 101 節などからわかる）、コーランにこのような禁止がないことから、女性が一人で、またはマフラムではない者と旅することが禁じられていないことがわかる。さらには、預言者ムハンマドの時代の数々の出来事も、それを裏付けている。預言者ムハンマドの時代にメッカからメディナに移住した一人身の女性たちがいたことが、預言者の伝記に記されている。その移住の距離は 90km をはるかに上回っている。何十キロメートルもの距離を進んだ女性

¹¹⁴ Müslim, "Hac", 423.

¹¹⁵ Müslim, "Hac", 421; Tirmizi, "Rada'", 15.

たちは、マフラムを伴わずに旅したとの理由で預言者ムハンマドの警告を受けたことはまったくなく、反対に、その身を賭しての旅は常に称賛された。ブハーリーとムスリムでは預言者ムハンマドが次のように述べたことが伝えられている。

イスラムは平和と平穩の場を築く信仰である。最も遠い場所から女が1人でメッカを訪れ、タワーフ（ハッジの際にカーバ神殿の周りを回ることを）を行い、帰るとき、その女には何らの害も及ばない¹¹⁶。

預言者ムハンマドに、宗教的に禁じられたことを告げることができるだろうか？

この捏造された禁止により、すべてのムスリムに義務付けられたハッジ（巡礼）をすることも、女性にとって難しくなってしまった。例えば、女性が一人でハッジに行くことすら、ブハーリーに記された別のハディースを引き合いに出して妨げられている。そのハディースを次に挙げる。

預言者ムハンマドが「女はマフラムがないかぎり、男と2人きりになつてはならず、旅に出てはならない」と命じると、とある男が立ち上がり、「アッラーの使徒よ、私の妻はハッジに出発し、私は戦いに参加することにした」と言うと、預言者は「そなたの妻とともにハッジに行け」と命じた¹¹⁷。

しかし、イムラーン家章 97 節は、すべてのムスリムにハッジを行うことを、男女の区別なく義務付けており、女性がマフラムを伴わずに旅することも、禁じられていない。

イムラーン家章 97 節：その中には明らかな印があり、イブラーヒームが立った場所がある。そして、アッラーは誰でもそこに行ける人々に、この家への巡礼を課した。誰かが信仰しなかったとしても、確かにアッラーはその行いを必要としない。

コーランにこのような禁止事項がないことをもとにして、女性の旅する自由を奪うことは誤りであると、はっきりと言うことができる。見てのとおり、楽しむために旅することはおろか、ムスリム女性に義務付けられた巡礼すら、後世に捏造されたハディースによって禁じられているのである。一方で、盗賊などの脅威が社会に存在した特定の時代には、その脅威から身を守るために女性の一人旅が奨励され

¹¹⁶ Buhari, "Menakib", 15.

¹¹⁷ Buhari, "Nikah", 110, "Cezaü's-Sayd", 24, "Cihad", 139, 178; Müslim, "Hac", 424.

ず、伝統的にそうなったということはある。しかし、伝統や歴史の特定の時代の条件に基づく事柄を、すべてのムスリムに対してすべての時代の宗教的な定めに変えることは、大きな過ちである。女性には男性と同様、行きたいときに行きたい場所に行く自由がある。

6 モスクと礼拝から遠ざけられる女性

宗教を説明するとされる多くの資料で、女性は、モスクや集団礼拝とはほとんど関連付けられていない。女性が信徒たちと礼拝すること、礼拝のためにモスクに行くこと、金曜礼拝に参加することは、禁じられているか、奨励されていないかのどちらかである。女性にとって最善の場所は家の中であり、女性は家で礼拝する方がよいという主張がある。この制限に、月経のときにモスクに行ってはならないという禁止が加わると、女性はすっかりモスクから遠ざけられてしまった。このことに関して捏造されたハディースの例を挙げる。

女が家の庭で行う礼拝は、女がモスクで行う礼拝よりも良い。女が家の中で行う礼拝は、庭で行う礼拝よりも良い。家の奥で行う礼拝は、家の開けた場所で行う礼拝よりも良い¹¹⁸。

女は、人間の恥であり、貞操である。女が家の外に出ると悪魔が女に近づく。女がアッラーに最も近づく場所は、家である¹¹⁹。

女性をモスクと集団礼拝から遠ざけようとする考え方を、コーランの文言で裏付けることは一切不可能である。また、女性を家に束縛する行為は、知力およびフィトラ（人間の天性）と矛盾し、預言者ムハンマドの時代について説明する多くの歴史データとも矛盾する。メディナに築かれた大モスクには、男女すべての信者が集まり、ともに礼拝していた。女性は祝祭日の礼拝、金曜礼拝、日常の礼拝、集団礼拝のすべてに男性とともに加わり、預言者ムハンマドの説教を聞き、そこで行われる議論に加わり、宗教的なテーマをめぐり自らの意見を語っていた。当時、そうしたことで男女の区別はつけられていなかった¹²⁰。メディナのモスクは、宗教、教

¹¹⁸ Ebu Davud, "Salat", 54.

¹¹⁹ İbn Huzeyme, Sahih, III, 93; Taberani, el-Mu'cemü'l-ıvsat, III, 189, VIII, 101.

¹²⁰ Leila Ahmed, Women and Gender in Islam, 72.

育、そして社会生活の中心であり、女性はそこで男性とともに人々と交流していた。われわれが捏造だと確信している先述のハディースよりもはるかに多くのハディースが、男性と女性がともにモスクを訪れ、集団礼拝に加わっていたことを伝えている。そのいくつかの例として、次のハディースを挙げる。

預言者の妻アーイシャは次のように述べた。「夜の礼拝をモスクで行ってから、私は預言者よりも遅くに帰宅した。預言者は私に『どこにいたのか』と尋ねた。私は『モスクでサハーバ（教友）の一人が詠むコーランを聴いていた。もっと言えば、サハーバの中で彼ほどすばらしい声で朗詠する者を聴いたことがなかった』と答えた。その後、預言者と私は再び彼の朗詠を聴きに行った。それから預言者は私に向き直り、『これはフザイファが解放したサーリムだ。信者たちの中にこのような者を交えて下さったアッラーに讃えあれ』と語った」¹²¹

預言者ムハンマドは、女がモスクに出入りしやすいよう、メディナのモスクの三つの扉のうちひとつを女のみ割り当てた¹²²。

預言者ムハンマドは、モスクを訪れる子供連れの女に配慮し、礼拝の際に子供の泣き声を聞くと、その礼拝を短くした¹²³。

女性は男性と同様、正統カリフの時代もモスクに通い続けた。次の言い伝えがその例である。

（二代目カリフの）ウマルの妻は、毎日朝夜の礼拝をモスクで信者たちとともに行った。それをウマルが快く思っておらず、嫉妬しているのを知りつつも、なぜ礼拝のためにモスクに来るのかと尋ねた者に、次のように答えた。「預言者ムハンマドの『アッラーの女の僕^{しもべ}をアッラーのモスクから遠ざけてはならない』という言葉により、ウマルは私のモスク行きを禁じることはできない」¹²⁴

さらには、ウマルが殺害された際にウマルの妻がモスクで礼拝をしていたことも、資料で伝えられている。また、ウマルが金曜礼拝でモスクでの説教の際に、女

¹²¹ Leila Ahmed, *Women and Gender in Islam*, 72.

¹²² Hakim, *el-Müstedrek 'ale's-Sahihayn*, III, 250.

¹²³ Ebu Davud, "Salat", 17.

¹²⁴ Buhari, "Cuma", 11.

性のマフルが高額であり、それを減額すべきだということを述べたとき、とある女性が立ち上がり、次のように異議を唱えたことも興味深い。

「ウマルよ、そなたにそのような権利はない。なぜならコーランでアッラーが、『誰かに（マフルを）与えたときも、その与えたものの中から何も取り上げてはならない』と命じているからだ」それを聞いたウマルは、「ウマルは誤っていた。女は正しいことを言った」と述べた¹²⁵。

この異議を唱えた女性の様子についてもハディースで伝えられている。見てのとおり、このハディースから次のことがわかる。1. 女性が金曜礼拝のような集団礼拝に加わっていたこと、2. 金曜礼拝のような集団礼拝においてさえ、立ち上がって異議を唱える勇気を女性に与えるような文化があったこと、3. 女性の異議を当時のカリフのような最も重要な人物が受け入れたこと、4. 女性の様子が描写されていることから、女性がモスクの中で姿を隠していなかったこと、5. 女性の声が男性に聞かれることは問題であるという捏造が重視されていなかったこと。

女性が疎外された別の礼拝は、すべての信者に義務付けられた金曜礼拝である。金曜礼拝を行うべきとするコーランの定めは、男女の区別をつけておらず、すべての信者にそうするよう伝えている。上記のハディースにより女性が金曜礼拝に足を運んでいたことが伝えられているにもかかわらず、今日、多くの場所で、女性が金曜礼拝に行くことは禁じられている。金曜礼拝を行うべきとするコーランの節を次に挙げる。

合同礼拝章 9 節：信仰する人たちよ、合同礼拝の日に、礼拝の呼びかけが唱えられたならば、アッラーを念じることに急ぎ、商売から離れなさい。もしあなた方が分かっているならば、それがあなた方のために最も善いのである。

合同礼拝章 10 節：礼拝が終わったならば、あなた方は方々に散り、アッラーの恩寵を求め、アッラーを多く唱念しなさい。そうすればあなた方は救いに至るだろう。

女性を家に束縛すること、女性のモスク行きと集団礼拝への参加を妨げることがイスラムとは無関係であることは、いたって明白である。預言者ムハンマドとそれ

¹²⁵ Tahavi, Şerhu müşkili'l-asar, XIII, 57.

に続く正統カリフ時代の数多くの言い伝えが、コーランが認めていないこのような捏造が誤りであることを示している。しかし、今日もなお、このような誤った慣習は一部の地域で続いている。

7 騒乱の源は女性であるという主張

コーランによれば、財産も子供も、この世で得られる地位も、それぞれが「騒乱」のきっかけとなり得る。例えばコーランは、財産の一部を貧しい者や困窮者に与えるよう、ムスリムたちに説いている。しかし、財産の中から十分に与えなかった者にとって、その財産は「騒乱」を招きかねない。同様に、人の子女も、その人が宗教から遠ざかってしまう原因となり、「騒乱」の源となりかねない。人が諸々の出来事にどう反応するかは、この世における試練の一部である。

戦利品章 28 節：あなた方の財産と子女はひとつの試練であり、またアッラーの御元にこそ絶大な報奨があることを知りなさい。

互いに無視する章 15 節：あなた方の財産や子女は、ひとつの試練にすぎない。アッラーの御元にこそ偉大な報奨がある。

同様に、女性にとって男性が、男性にとっても女性が「騒乱」、つまり試練を招くことも、確実にある。しかし、文字通り、女性に向けて用いられる「騒乱」という言い方は、試練のきっかけではなく、災厄であるかのように意味づけられ、女性はこの世の生活で問題視すべき最大の災厄と捉えられた。これを表す捏造のハディースを次に挙げる。

私は私の後に、女よりも有害な騒乱の源を男に残していない¹²⁶。

誰にとっても最大の騒乱の源は、試練を乗り越えられない原因となるあらゆる事柄である。この世における試練を、所有物やうぬぼれのせいで乗り越えられない者もいれば、家族や怠惰のせいで乗り越えられない者もいる。異性との関係における過ちが、試練を乗り越えられない大きな原因となることも確実にある。その点、男性にとって女性、女性にとって男性は「騒乱の源」である。しかし、伝統的に一部

¹²⁶ Buhari, "Nikah" 18; Müslim, "Zikir", 97; Tirmizi, "Edeb", 31.

の人々がそうしたように、女性は最大の騒乱の源であると言い切ること、そうして男性の欠点や選択の誤りではなく、誤解されかねない女性の特徴こそが悪いとみなすことは、重大な過ちである。この過ちの大きな理由のひとつは、女性であることが、存在的な悪、つまり変更・修正が不可能な悪とみなされたことだった。女性を修正不可能な悪とみなす人々は、女性は最大の騒乱の源であると決めつけた。残念なことに、コーランが一扫したこの考え方から抜け出せない人々は、その後預言者ムハンマドを引き合いに出すことにより、こうした考え方を再びよみがえらせようとした。

8 女兒の尿

女性蔑視の発言は、女兒にも及んだ。人間の知力と感覚に完全に矛盾して捏造されたとあるハディースによると、女兒の尿でさえ、男児の尿よりも汚れている！そのハディースを次に挙げる。

女兒の尿を洗うには掃除をしなければならない。男児の尿を洗うには水をまくだけで十分である¹²⁷。

このハディースは捏造であると言う代わりに、それを違う解釈により意図的に正当化しようとする者の説明は、状況をさらに酷いものにする。例えば、シャーフイーはこのハディースについて、預言者アダムが土から創られており、その尿は清潔だが、ハッヴァーはアダムの体から創られており、血と肉から創られたため、ハッヴァーの尿の方が汚れていると解釈している（ハッヴァーがアダムから創られたというユダヤ教の伝承による言い伝えが誤りであることは前章で取り上げた）。

この風聞は、人間の知力だけではなく、科学的なデータにもそぐわない。男児と女兒の尿を検査すると、女兒の尿が男児の尿よりも汚れているというデータはまったく出てこない。コーラン、知力、フィトラ（人間の天性）そして科学的データにそぐわないハディースを預言者ムハンマドの言葉とみなすことは、イスラムに対しなされ得る最大の裏切り行為のひとつである。

¹²⁷ Abdurrezzak, el-Musannef, I, 381; İbn Ebi Şeybe, el-Musannef, I, 114; Ahmed b. Hanbel, Müsned, II, 151, 359; İbn Mace, "Taharet", 77; Ebu Davud, "Taharet" 136; Tirmizi, "Sefer", 40; Nesai, "Taharet", 194.

9 男性の体の膿を舐める女性

ハディース書の執筆者が男性であり、諸々の事柄を男性中心に捉えたことの影響は、多くの捏造のハディースに見て取れる。これらの風聞により、女性はどうなことをしても男性に償うことはできないと言われており、女性は男性の奴隷になるよう促されている。その例が次のハディースである。

もし夫の足から頭まで、髪分け目まで膿や炎症で汚れており、その後、女が夫に向き、夫を舌で舐めたとしても、女は夫に償うことはできない¹²⁸。

ハンセン病が夫の肉に穴を開け、鼻の二つの穴を破り、その鼻の穴から血と膿が出ているのを見て、夫に償うために女が口でその鼻の穴から出ているものを舐めて食べたとしても、女は永遠にその夫に償うことはできない¹²⁹。

見てのとおり、女性は自分の夫の体の膿を舐め取っても夫に償うことはできないという主張があり、この考え方を、ハディースにより裏付けようとする人々がいる。別のハディースでも、夫に認められずに死んだ女性は天国に行くことができないと述べられている。

夫に認められた（ムスリムの）女は全員、その死後に天国に行く¹³⁰。

コーランが提唱する教えの基本的な目的はアッラーに認められることなのに、捏造された教えは、夫に認められることをも、女性が天国に行くための重要な目標として提唱している。この理屈を唱える者によれば、女性は信仰心が薄くても、夫を満足させれば天国行きを保証される。アッラーが望むような僕^{しもべ}だった女性であっても、夫を満足させずに死ねば、その行く先は、地獄である。

捏造のハディースにおけるこうした発言を、コーラン、知力、フィトラ（人間の天性）のどれひとつとして裏付けはしない。この世における女性の最大の義務のひとつは夫を満足させることであるとは、数々の風聞で述べられている。しかし、コーランが提唱する知力のあり方からすれば、女性であれ男性であれ、すべての人の

¹²⁸ Ahmed b. Hanbel, Mūsned, XX, 64-65.

¹²⁹ Taberani, el-Mu'cemū'l-kebir, VIII, 259.

¹³⁰ Tirmizi, "Rada'", 10; İbn Mace, "Nikah", 4.

最大の義務は、アッラーに認められることである。「夫に認められる」「夫に償う」などの概念は、コーランにない。コーランでは信者たちに対し、人の権利を侵さないこと、人を裏切らないこと、両親に良い接し方をすること、正義を守ることといった警告はあるが、妻に対する夫の権利は説かれていない。コーランには、アッラーの僕が他の僕に認められて天国に行くというような文言はない。

雌牛章 207 節：一方、人びとの中には、アッラーに認められるために自分を捧げる人がいる。アッラーはその僕に哀れみ深い。

最後に、すべての人の夫婦関係や期待はそれぞれ違うものであるが、女性が夫の奴隷となることを宗教上の必要性和みなし、宗教の名のもとに捏造された必要性を提唱することが、宗教的な大罪であることを振り返りたい。

蜜蜂章 116 節：あなた方の舌がつく嘘で、これはハラル（許されたもの）だ、またこれはハラム（禁じられたもの）だと言ってはならない。これはアッラーについて嘘を捏造することになる。彼らは決して救われない。

10 夫に平伏する女性

預言者ムハンマドからのハディースを最も多く伝えたのは、アブー・フライラである。その数でアブー・フライラに並ぶ者はいない。イブン・アスィール

(~1233) は、著書「Üsdü'l-Gabe」の中でアブー・フライラについて「その周りで最も多く物議をかもした人物は、アブー・フライラである。アブー・フライラほど、または彼を取り巻く事柄ほど、議論の的となった人物は他にいない」と述べている¹³¹。タバリから伝えられたところでは、二代目カリフのウマルによってバーレーン知事に任命されたアブー・フライラは、職権乱用したとしてこれもウマルによって解任され、帰国したときに不当な利益を得たとして所持金の一部を押収された¹³²。これもイブン・サードの有名な著書「Tabakat」に、アブー・フライラに関する言い伝えとしてウマルが彼に「アッラーと啓典の敵よ！お前はアッラーのものを

¹³¹ Mahmud Ebu Reyre, Kimliği ve Kişiliğiyle Ebu Hureyre, 38.

¹³² Mahmud Ebu Reyre, Kimliği ve Kişiliğiyle Ebu Hureyre, 86-88.

盗んだのか？」と言ったことが記されている¹³³。ウマル以外にも預言者ムハンマドに近しい人々の多くが、アブー・フライラが伝えたハディースを理由に彼を批判したことが、資料に記されている。

われわれのテーマにとってアブー・フライラの重要性は、女性について否定的で、コーランまたは知力にそぐわない認識を作り出したハディースの大部分が、アブー・フライラからの伝承とされていることにある。これらのハディースをアブー・フライラが捏造した可能性があるのと同様、アブー・フライラとハディース執筆者との間の繋がりの中にいた他の人物が捏造した可能性もある。しかし、結果的には、女性に否定的な形で捏造されたハディースの大半がアブー・フライラを想起させることが、着目すべき重要な事柄である。本項の「平伏に関するハディース」と、女性に否定的な形で捏造されたことを本書でわれわれが確認した多くのハディースが、アブー・フライラを引き合いに出して伝えられ、有名なハディース書に入り込んでいる。アブー・フライラは、次のハディースも伝えている。

人が人に平伏することを命ずるとすれば、私は女が男に平伏することを命ずるだろう¹³⁴。

ムスリムは、礼拝時にアッラーに向けてのみ平伏する。次のコーランの節からもわかるように、コーランは、アッラー以外に向けて平伏する者を非難し、アッラーにのみ平伏するよう告げている。

解説された章 37 節：アッラーの印の中には昼と夜、また太陽と月がある。それで太陽にも月にも、平伏するようなことをしてはならない。その両方を創られたアッラーに平伏しなさい。

平伏するという意味が、コーランでここまではっきりと述べられ、僕^{しもべ}に服従することとアッラー以外のものに平伏することがイスラムの教えにより禁じられているのに、預言者ムハンマドがこのようなことを告げたと考えられるだろうか？コーランの文言と合わないこの捏造を、女性をあたかも男性の奴隷にしようとした者が作

¹³³ Ibn Sa'd, et-Tabakatü'l-kübra, IV, 335.

¹³⁴ Tirmizi, "Rada", 10; Ebu Davud, "Nikah", 41; ibn Mace, "Nikah", 4.

り出したのは明らかである。このような言葉を預言者ムハンマドが述べたと言うことは、預言者とイスラムの双方に対する冒瀆である。

11 不吉とされる女性

アブー・フライラとアブドゥッラー・ビン・ウマルから伝えられ、女性を「不吉なもの」に結びつけるハディースは次のとおり。

不吉なものは三つのことに宿る：女、家、そして馬に¹³⁵。

このハディースは、ブハーリーのような重要な典拠で「善いもの」として伝えられている。では、先に述べたコーラン、知力、フィトラ（人間天性）に適しているかという基準によって取り上げると、このハディースはどれほど信頼できるだろうか？まず、コーランで不吉なものとする対象は一切ないことを述べておく。

物事を不吉とみなす行為は、ジャーヒリーヤ時代（無明時代）に存在した慣習からイスラムの典拠に入り込んだ。例えば、アラブの古い慣習では、人が旅に出るとき、または何かを始めるときに鳥を飛ばしていた。鳥が右に行くと縁起がよく、左に行くと縁起が悪いと判断された。周知のとおり、預言者ムハンマドとコーランはこのような慣習を批判している。

ハディース文学を内容の一貫性から吟味すると、このハディースと矛盾する他のハディースが数多くあることが見て取れる。例えば、預言者ムハンマドが「不吉とされるものを信じることはアッラーに同位者を配置することである」と述べたことが、他の伝承にある¹³⁶。ブハーリーには「イスラムには物事を不吉とみなす行為はない¹³⁷」という、不吉な物事というものを否定するハディースもある。これらに加え、アブー・フライラに対し、その伝えた多くのハディースをめぐり「人の話をよく聞かず、何かを尋ねられると誤った答えをする¹³⁸」と異議を唱えた預言者の妻アーイシャが、このようなハディースは真実ではないと述べていたこともわかっている。預言者ムハンマドが「不吉なものとは三つのことに宿る：女性、家、そして馬

¹³⁵ Buhari, "Cihad", 47, "Nikah", 18; Müslim, "Selam", 115; Tirmizi, "Edeb", 58; İbn Mace, "Nikah", 55.

¹³⁶ Ahmed b. Hanbel, Müsned, VI, 213.

¹³⁷ Buhari, "Tib", 42, 53.

¹³⁸ Zerkeşi, el-İcabe, 115-116; Fatima Mernissi, The Veil and the Male Elite, 79.

に」と言ったということアブー・フライラが述べたことがアーイシャに伝わり、アーイシャは怒りとともに立ち上がり、「アブー・フライラは教訓を得ていない。この言葉の途中で預言者が我々の家に戻って来て最後の部分のみを耳にした。『アッラーは、ユダヤ教徒が偽りを語ったと述べている。ユダヤ教徒は、三つの不吉なものがあり、それは家、女、馬であると言った』¹³⁹」と語ったことが伝えられている。

コーランのどの文言にも認められておらず、物事を不吉とみなす慣習を否定する多くのハディースとも矛盾し、預言者の妻アーイシャによって明らかにされ修正されたこの誤った伝承は、それにもかかわらず、「善いもの」として書物に記されており、女性を蔑む者によって利用されている。このことは、ハディース文学が「思い込み」であること、そしてコーランにない認識をハディース文学によって作り出してはならないということを、改めて指摘している。また、ハディース文学をコーラン、知力、フィトラ（人間の天性）、内容の一貫性というふるいにかけることの重要性も、改めて浮き彫りになってくる。

12 地獄の半分以上を占める女性、知力と信仰が欠落して創られた女性

アブー・フライラから伝えられ、われわれが明らかな捏造と捉える別のハディースを次に挙げる。

預言者は祝祭の礼拝時に女たちの側に行き、次のように語った。「女たちよ、サダカ（施し）をしなさい。なぜならそなたたちは地獄の住人の大半を占めているからだ」それを聞いた女の一人が「なぜそうなのか、預言者よ」と尋ねた。預言者は、「そなたたちは多くのことを呪い、夫の善行に対し恩知らずだからだ」と述べた¹⁴⁰。預言者は次のように言葉を続けた。「思慮深く、ものの見方が健全な男に打ち勝つことができ、知力と信仰が欠落した存在物をそなたたち以外に見たことがない」そこにいた女の一人が、「女の知力と信仰の欠落とは何か」と尋ねた。預言者は、「女二人の証言は男一人のそれと同等だ。信仰の欠落も、月経によるものだ。

¹³⁹ Zerkeşi, el-icabe, 114; Fatima Mernissi, *The Veil and the Male Elite*, 76.

¹⁴⁰ Buhari, "Hayız", 6; Müslim, "İman", 132.

そなたたちの一人が月経のとき、その女は3、4日間おとなしくし、礼拝をしてはならない」と語った¹⁴¹。

上記のハディースは、最も権威あるハディースで伝えられている。このハディースによれば、女性は知力も信仰心も欠落しており、夫に対し恩知らずであり、頻繁に物事を呪っているために、地獄の大部分を女性が占めると言われている。コーランのどこにも、一方の性がもう一方の性に対して恩知らずである、または物事を呪ったために地獄に行くというくだりはない。地獄に関するコーランの節は、どちらかの性に対してではなく、この世で行われた悪行に向けられている。つまり、人々が罰を受けるのは、そのしたこと、またはしなかったことによるものである。

雌牛章 81 節：彼らが考えたのとは違う。悪事を稼ぎ、自分の過ちに取り囲まれた人々は、（地獄の）火の仲間であり、そこに永遠に住むのである。

集団章 60 節：審判の日、あなたはアッラーに対し虚偽を語った者を見るだろう。彼らの顔は黒くなっている。地獄には高慢な者の住まいがないと言うのか。

コーランの上記の節と他の節からもわかるように、地獄行きは、その人の行為によるものである。それに合わない主張をすること、天国と地獄を特定の性別に帰することを、コーランは一切認めない。上記のハディースで述べられているように、女性が男性に対し恩知らずだからとの理由で地獄の大部分を占めるという主張は不相応である。天国と地獄に関してコーランに述べられておらず、しかもコーランと合わない条件を預言者ムハンマドが示すことはあり得ない。これは、預言者ムハンマドへの中傷である。女性が生まれる理由を、夫に感謝し恩知らずな行為をしないことと定義する代わりに、アッラーに感謝し、恩知らずな行為をしないことと定義しなければならない。

雌牛章 152 節：だからわたしを思いなさい。そうすれば、わたしもあなた方を思うだろう。わたしに感謝し、恩を忘れてはならない。

イブラーヒーム章 7 節：あなた方の主が宣告したことを忘れてはならない：もしあなたが感謝するならば、わたしは必ずあなた方にもっと（報奨を）与えるだろう。しかし、あなたが恩を忘れるならば、わたしの苦痛は本当に激しい。

¹⁴¹ Tirmizi, "İman", 6; Müslim, "İman", 132.

また、先述のハディースによる主張は、非常に問題のある考え方を生み出す。なぜならこのハディースにより、この世における女性の本来の宗教的義務のひとつは夫を満足させることだと述べられており、あたかも女性の天国行きのビザが夫によって与えられるかのような認識を作り出しているからである。宗教を利用して女性を自らの奴隷にしようとする者がこのハディースを捏造したと推測することは難しいことではない！

女性の知力と信仰心が欠落していると主張するこのハディースの第二の部分を取り上げたい。女性の知力と信仰心が欠落しているということを預言者ムハンマドが述べたと主張すれば、それは預言者への中傷である。性別の差なく、すべてのムスリムに知力を働かせるよう告げるコーランの節は多くある。

雌牛章 242 節：あなた方が知力を使うようにと、アッラーはあなた方にその印を明示する。

ユヌス章 100 節：アッラーは、知力を使わない人々には汚れをもたらす。

知力を使うようムスリムに告げるコーランの節はどれも、男性だけに下されたのではなく、男性も女性も、すべての信者に下されたものである。コーランの節に基づいて女性の知力が欠落していると主張することは、一切できない。また、宗教的責任は、知力を使うか使わないかに帰するものである。もし女性の知力が欠けていたとしたら、その宗教的責任がどの程度のものかということも議論されたはずである！しかし、このような主張をする者も含め、誰一人として、女性の宗教的責任は少ないものであると主張していない。女性の証言と月経期の礼拝に関する先述のハディースの主張にも、大きな誤りがある。このことについては、これより先の独自のテーマのもとで後述する。ハディースを調べるときにわれわれはコーラン、知力そしてフィトラ（人間の天性）に適しているかという基準を頼りにするが、その基準により完全に問題視されるこのハディースを預言者ムハンマドが述べたということは、あり得ない。

13 礼拝を台無しにする女性、ロバ、黒い犬

アブー・フライラの伝承とされる別のハディースでは、女性は、ロバそして黒い犬とともに、礼拝を台無しにするものとして挙げられている。

そなたたちの一人が礼拝するとき、その前にラクダの荷ぐらの後ろの部分ほどの大きさのものがあれば、その者は自らを守ったことになる。前に荷ぐらの後ろの部分ほどの大きさのものがなければ、その者の礼拝をロバ、女、黒い犬が台無しにする¹⁴²。

まず、コーランには、礼拝する者の前を何かが通り過ぎたことで礼拝が台無しになるという文言はなく、礼拝を完全に正しく行い、礼拝をしっかりと維持し、礼拝の際に深い敬意を抱くよう、信者に告げていることを述べておく。そして、上記のハディースが、信頼性があるかどうか議論を呼んでいるアブー・フライラによって伝えられたこと、コーランの裏付けが一切ないこと、預言者の妻アーイシャがそれを「われわれをロバや犬と比べるのか。呆れたことだ。私がキブラ（礼拝をする方向）と預言者の間に横たわっているときに預言者が礼拝するのを私は何度も見たのだ。その際、預言者が不快に感じないよう、私は身動きしなかった」と言って批判しており、そしてその正反対を述べる他のハディースがあること、それにもかかわらず、有名なハディース書で「善い」と主張されていることを思い出したい。このことにより、有名なハディース書で「善い」とされている多くのハディースが、預言者ムハンマドへの中傷を含んでいることに注意しなければならないことがわかる。

女性は不吉な存在であり、知力と信仰心が欠落しており、礼拝を台無しにし、地獄の大部分を占め、夫に償うために夫の体を覆う膿を洗おうとしても償うことはできない存在であるという主張の根源を生んだアブー・フライラに対し、預言者の妻アーイシャは何度も厳しく反対し、その伝えた多くのハディースは虚偽であると述べた¹⁴³。さらにはある日、アーイシャは我慢の限界に達し、「アブー・フライラよ、そなたは自分がまったく聞いたことのない言葉（ハディース）を伝えている」と言い、アブー・フライラは、「ムスリムの母よ、そなたが鏡を見て化粧にいそし

¹⁴² Buhari, "Salat", 103, 106; Müslim, "Salat", 265; Ebu Davud, "Salat", 110; Tirmizi, "Salat", 253; Nesai, "Kible", 7.

¹⁴³ İbn Kuteybe, Te'vilü muhtelifi'l-hadis, 89.

んでいたとき、私はハディースを集めていたのだ」と答えた¹⁴⁴。女性の敵であるこれほど多くのハディースが、生前「嘘つき」と非難され、預言者ムハンマドの妻に批判され、二代目カリフのウマルに罰せられた人物の伝承であるというのは、偶然だろうか？それともアブー・フライラには女性との精神的な問題があったのだろうか？アブー・フライラの状態を今日検証して解き明かすことはできないとしても、コーラン、知力、フィトラ（天性）に矛盾するこれらのハディースは、捏造であることが言える。

¹⁴⁴ Zehebi, *Siyeru a'lami'n-nübelä*, II, 604-605; Fatima Mernissi, *The Veil and the Male Elite*, 73.

IV

男女の関係と経済的権利

預言者ムハンマドの死後、ムスリム女性の権利は少しずつ奪われていき、女性は家の奥深くで夫を満足させるために生きるべきという認識が広まっていった。その認識によるルール的大部分が「シャリーア（イスラム法）の定め」に基づいており、シャリーアの定めはタフシール（コーランや預言者の伝承についての解釈）、フィクフ（イスラム法学）、ハディースの分野における、ほぼ全員が男性の神学者たちによる解釈から成り立っており、その解釈には賛否両論ある。人間についての解釈であるこの定めは、決して変わることなく、それを遵守することが宗教的な義務だと言われてきた。女性について「シャリーア」の名のもとに提唱され、多くの誤った認識を含む見解や行為の大部分は、男女の関係に関するものである。女性の経済的権利は何かというテーマも、男女の関係にとって最も重要な問題のひとつである。

この章の始めに、誤った認識の根底にある大きな原因となった宗教的解釈が、男性によってのみなされたものであるという事実を取り上げる。その後、男女の関係にとって重要な問題な、男性に女性を殴る権利があるかどうか、女性の証言は男性のそれと異なるかどうかといったテーマを吟味していく。女性の経済的権利に関しては、遺産やマフル（結婚時に女性が受け取る物または金銭）などのテーマを取り上げる。この章の中で、われわれが取り上げるテーマにとって重要な、コーランに登場するアラビア語の「derece」「kavvam」「kanitat」「nuşuz」「darabe」といった概念についても取り上げ、これらの概念の意味を明らかにする。

1 男性神学者の役割

コーランで、断食月に断食するなどの一部の定めは、こと細かに明らかにされている。正義をもたらすこと、浪費しないことなどの事柄についてはコーランは基本的な原則を示し、いくつもの異なる条件下でそれをどう実践すべきかは、ムスリムにゆだねている。自覚のあるムスリムは、アッラーが常に自分を見ていることを意

識し、生活しながらこの原則を入念に守っている。一方、コーランが説いていない事柄も多くある。国家を統治する政治制度の築き方はその一例である。そうした事柄は、コーランの「意識的な沈黙」である。このようなことでコーランが沈黙していることにより、7世紀でも21世紀でも、民族国家でも帝国でも、コーランと矛盾することなく、諸々の条件に必要な政治制度を築くことができた。もちろん、コーランに登場する「資格を持つものにその預かり物を渡すこと」「協議すること」「正義」などの原則は、様々な条件下でも変わることのない原則である。しかし、政治制度の築き方は、人々の認識にゆだねられている。このようなコーランの「意識的な沈黙」は、歴史上の異なる様々な条件への適応を容易にした。しかし、一部の神学者は、コーランが沈黙している事柄について、自らの解釈や既存の解釈を「宗教上の普遍的真実」として提唱しようとした。さらに、一部の事柄については、コーランと矛盾する解釈すらも、宗教の一要素として示そうと試みた。その理由は、その神学者たちがその生きた時代の国家や文化の要求に応じて宗教を作り上げようとしたことにもあれば、宗教について説明する神学者たちが自分の性（男性）に有利な形で宗教を作ろうとしたことにもある。

女性に関する捏造の大部分は、男女の関係に関するものである。カラム（イスラム神学）の学派の創設者たちも、有名なハディース書の執筆者たちも、広い範囲のグループを抱える宗派の創設者たちも、影響力を持つあらゆるタフシール書の執筆者たちも、みんな男性である。その大半が、コーランの「意識的な沈黙」を、男性に有利に解釈しようとしたことが見受けられる。例えば、男女の関係において夫婦のうちどちらの要求がどのように通るかということは、コーランの「意識的な沈黙」に入ると言える。このことに関して、この章のテーマである男女の関係の一例を挙げて考えたい。ある女性が隣人のアイシェ夫人を訪ねてお茶を飲みたいというときに、夫がそれを許可しなかったらどうなるかということ、コーランを読んで判断することはできない。これは、その夫婦の間で解決すべき問題である。しかし、このような事柄でどうすべきかについて、コーランの「意識的な沈黙」を男性に有利に解釈しようとする動きが常にあった。例えばこの例で、女性が男性の許可なくしてどこかに行くことは「ハラム」（禁じられたもの）であると言われてきた。ときには、コーランと矛盾するような解釈を、捏造のハディースや神学を介して男性に有利な形で宗教化しようとする動きさえあった。例えば、次の項目で取り

上げるように、親としての父母の権利を守ることがコーランで定められているにもかかわらず、女性が自分の父母と会うこと、さらには病床にいる父母を見舞いに行くときすら、夫の許可が必要であると言われた。

本書のこれまでの章で述べてきたように、初期イスラムの時代に女性の神学者がいたとはいえ、時が経つにつれ、女性は社会生活から遠ざけられた。なので、教育を受けることができ、神学その他の多くの分野で碩学となる女性はいなくなっていた。結果的に、タフシール（コーランや預言者の伝承についての解釈）、フィクフ（イスラム法学）ハディース、カラム（イスラム神学）などのあらゆるイスラム学は、完全に男性の管理下に置かれ、作り出された定めのもと、男性の発言権が支配的になった。ほぼ全員が男性の神学者たちが女性に関して下した判断はたいいてい、その神学者たちが生きた地域の女性観や文化に応じて形成されていた。例えば、メディナの女性は自分で結婚の契約を結ぶことができないが、クーファ（現イラクの都市）の女性はその権利を持っていた¹⁴⁵。サーサーン朝が階級の違いを重視したことの影響を受けて定められたクーファ法によれば、夫は妻と同じ社会階級出身であるべきとされたが、このようなルールはメディナ法にはなかった¹⁴⁶。

女性が男性の神学者によって男性よりも下級と捉えられた事実は、特に結婚の際に顕著に現れた。イスラム法学者は、結婚を一般的に「販売契約」にたとえ、契約において女性は売られる物、それを所有するのは男性というように捉えられた。例えば13世紀に生きたムハッキク・アル・ヒッリは、結婚を「膺の支配権に基づく契約」¹⁴⁷と定義している。14世紀に生きたマーリク学派の学者は結婚について、「女は結婚したときに自らの一部を売る。市場では物が買われ、結婚では夫が女の性器を買う」¹⁴⁸と述べている。ガザーリーも、結婚時の女性の状況を、夫に性的サービスをする女奴隷に見立てている。ガザーリーは、「Adab alNikah」という著書の

¹⁴⁵ Leila Ahmed, *Women and Gender in Islam*, 89.

¹⁴⁶ Leila Ahmed, *Women and Gender in Islam*, 89-90.

¹⁴⁷ Muhaqqiq Hilli, *Sharay' al-Islam*, 428; aktaran Ziba Mir-Hosseini, *Towards Gender Equality: Muslim Family Laws and Shariah*, 29.

¹⁴⁸ F. H. Ruxton, *Maliki Law*, 106; aktaran Ziba Mir-Hosseini, *Towards Gender Equality: Muslim Family Laws and Shariah*, 29.

「夫の権利」という章で、女性は夫に従うべきで、家から出てはならないと述べている¹⁴⁹。

「結婚が、女が夫の奴隷となるある種の奴隷制であると言えれば十分である。夫と夫の罪とならないあらゆる欲求に完全に従うことが、女の義務である。・・・預言者は、夫を満足させて死んだ女は天国に行くと言った」¹⁵⁰

このような定義により、結婚したら男性にあたかも奴隷のように従うことが、女性の宗教的義務として提唱された。しかし、コーランは、結婚において夫婦の間にお互いへの愛と慈しみがあるべきと説いており、一方の性はもう一方の性の奴隷であるとは定義していない。

東ローマ人章 21 節：アッラーの印のひとつは、アッラーがあなた方のために、あなた方自身から伴侶を創ったことである。あなた方がお互いに温もりを得られるように、またあなた方の間に愛と慈しみがあるようにと。確かに、その中には熟考する人々への印がある。

雌牛章 187 節：その人たちはあなた方の、あなた方はその人たちの衣である。

フィクフ（イスラム法学）の定めに、女性を見下し、その権利を奪い、男性の奴隷にするような記述があるのはなぜだろうか？この問いの答えはふたつある。ひとつ目は、その時代のイデオロギーが、社会的・政治的構造における父系制下の解釈者の解釈に反映されていること、二つ目は、男性の解釈者がその個人的な利益に合うように自分の性を擁護しようとしたことにある。その結果、その時代の社会規範、結婚の伝統、性のイデオロギーが神聖化され、フィクフに入り込み、法化されたのである¹⁵¹。アブドゥルアジズ・サチェディーナ教授は、この状況を次のように言い表している。「（イスラム知識人は）アッラーの法を見出すよりは、作ることに専念した。作ったものは、自身の欲求、本能、利益を表していた・・・」なので、イスラムの中に入り込んだ様々な文化的要素や、宗教の名のもとに発言し決定する者が男性だったという事実を考慮せずに、男女の関係において女性に不利に作

¹⁴⁹ Imam Gazali, The Proper Conduct of Marriage in Islam, 89; aktaran Ziba Mir-Hosseini, Towards Gender Equality: Muslim Family Laws and Shariah, 29.

¹⁵⁰ Imam Gazali, The Proper Conduct of Marriage in Islam, 89; aktaran Ziba Mir-Hosseini, Towards Gender Equality: Muslim Family Laws and Shariah, 30.

¹⁵¹ Ziba Mir-Hosseini, Towards Gender Equality: Muslim Family Laws and Shariah, 33.

り出された状況を理解することはできない。男性の「宗教知識人」が作ったこのシステムで女性に与えられた役割は、家の奥深くで暮らし、男性を満足させ、子供の世話をすることに限られ、教育を受けることすら「より良い妻」になるためであれば許された¹⁵²。

男性のタフシール学者、ハディース学者、フィクフ学者の解釈により、「イスラム」は、女性に男性の奴隷・召使いになるよう命じ、夫に妻を殴る権利を与えているという主張がなされ、男女の関係にとって重要な概念は、男性に有利に解釈された。この解釈をめぐる、男女の関係にとって重要なテーマと、それに関してコーランで述べられている肝要な概念を以下に挙げていく。

2 夫の許可なくして外出できない女性

宗教の名のもとに作られた捏造の定めにより困難な生活を強いられた女性たちは、夫の許可なくして外出することを禁じられた。イスラムの教えと捉えられたこの誤った考え方を、捏造のハディースも裏付けており、コーランにない定めが女性の宗教的義務であるかように示された。これは、宗教上の大罪である。

家畜章 114 節：アッラーこそが啓典をあなた方に啓示されたのに、私（預言者ムハンマド）がアッラーの他に裁きを求めるだろうか？

イムラーン家章 195 節でも、アッラーは、移住する男女や、衝突に遭って迫害を受けた男女について語っている。こうした行動を取った女性たちが個人として行動し、夫の許可を必要としていなかったことは明らかである。

イムラーン家章 195 節：すると彼らの主は答えた。「本当にわたしは、あなた方の中、男でも女でも、（善を）行う人の行いを無駄にしないだろう。あなた方は互いに（扱いは）平等である。そして移住した人たち、故郷から追放された人たち、わたしの道において迫害された人たち、また戦い殺された人たちについては、わたしはその悪行を消去し、川が下を流れる天国に入れる」アッラーの御元にこそ、最高の褒美がある。

¹⁵² Zainah Anwar, *Islam and Women's Rights*, 3.

それに対し、ガザーリーの有名で影響力ある著書「İhyau Ulumi'd Din」にある下記の文言によると、女性は、男性の許可がないと、病床にある父母の見舞いにすら行ってはならず、さらには夫の許可がなければ、父母の葬儀にすら行ってはならない。

とある者が外出するとき、その妻に、家の階上から下に降りてはならないと警告した。階下にいたその父親は病気にかかった。女は父親の世話をしようと階下に降りたがった。そのために預言者に状況を説明し、懇願した。預言者は、「夫に従いなさい」と告げた。父親は死んだ。女は父親の葬儀に行こうと再び預言者に懇願した。預言者は今度も「夫に従いなさい」と告げた。その後、女に次のような知らせを送った。「主（夫）に従った報奨として、アッラーはそなたの父を許した」¹⁵³

アッラーは、人々が自分の都合でハラル（許されたもの）やハラム（禁じられたもの）を捏造することは罪であると、コーランの中ではっきりと述べている。なので、女性が夫の許可なくして外出することは宗教的に不適切と述べることも、罪とされる行為である。夫が妻から、または妻が夫から許可を得なければならない状況というのはあり得る。しかし、自らの期待を宗教的な命令として提唱することは、誰にもできない。さらに、先に引用したハディースによれば、女性は家の階下にいる病気の父親のもとに行くことすら、夫の許可なくしてできない。父母に良い振る舞いをするには、コーランの多くの節で説かれている。このハディースがコーランにそぐわないことは、このハディースが明らかに捏造であることを示すのに十分である。コーランのお告げが夫の許可とどう結びつくというのだろうか？病床の父母を見舞うことさえできない人が、父母に良い振る舞いをしていると言えるだろうか？

夜の旅章 23 節：あなたの主は告げられた。「アッラーの他に崇拝してはならない。また、親孝行しなさい。もし父母の一人もしくは両方があなたのもとに高齢に達しても、父母に（辛抱を切らして）舌打ちせず、言葉を荒立てず、敬意をもって話しなさい」

¹⁵³Imam Gazali, İhyau Ulumi'd Din, Cilt: 2, 147-148.

家畜章 151 節：言いなさい。「(私の方に) 来なさい。私 (預言者ムハンマド) は、あなた方の主があなた方に禁じたことを読み聞かせよう。アッラーに何者も同位を配してはならない。また、親孝行しなさい。そして貧しいからといって自分の子供を殺してはならない。わたしがあなた方と彼らを養うからだ。表に現れようが現れまいが、悪行に近づいてはならない。アッラーが侵してはならないとした生命を、正当な権利を守る以外に殺してはならない。このようにあなた方が知力を働かせるよう、アッラーは命じた。

また、このハディースが捏造であることを示す別の事柄も挙げる。上記のハディースの主張とは異なり、誰が天国に行き、誰が地獄に行くかは預言者ムハンマドの知るところではないことも、コーランからわかる。

高壁章 188 節：言いなさい。アッラーがお望みにならない限り、私 (預言者ムハンマド) 自身を益しまたは害する力は私にはない。もし私が見えない世界を知っていたなら、私は善を増幅させていただろうし、悪が私に触れることもなかっただろう。私はひとりの警告者であり、信仰する人々のために吉報を伝える使者にすぎない。

要するに、多くの点でコーランと矛盾し、コーランが想定していないハラム (禁じられたもの) を説くハディースが捏造であることは、いたって明白なのである。残念ながら、女性を支配するために男性の神学者たちによって宗教が利用され、預言者ムハンマドを多くの捏造のハディースが引き合いに出していることがはっきりとわかる。

3 「レベル」のある男性

男性に奉仕し従うことが女性の義務であると提唱する者は概ね、捏造のハディースや、人々の間で権威のある著名人を引き合いに出すことで、そうした見解を認めさせようとした。しかも、彼らは、そのためにしばしばコーランから証拠を引き出そうとするのも厭わなかった。例えば、雌牛章 228 節にある「男性は女性に対するひとつのレベル (優位) を持つ」という文言を、この節の前後の繋がりを無視して、一般的な意味で男性が女性よりも優れていると意味づけし、女性が男性に従う

べきであることをコーランによって裏付けようとした。この節の全体を次に挙げる。

雌牛章 228 節：離婚した女性は再婚するまで 3 回の月経を待つ。彼女たちがアッラーと最後の日を信じるのなら、アッラーがその子宮に作らせたもの（妊娠）を隠すことはハラルではない（許されない）。もし離婚した夫たち(buletu-hunne)がその期間中に和解しようとするなら、彼女たちと復縁する権利がある。男性が女性に対し権利を持つように、女性も男性に対し類似の権利を持つ。男性は女性に対するひとつのレベル（優位）を持つ。アッラーは偉力大で英明である。

この節の前後の節を読むと、この件が離婚に関するものだとわかる。まず、ここで取り上げられる男性が、一般的な男性ではなく、離婚した後の期間を待つ女性の元の夫であることを忘れてはならない。なぜなら「buletu-hunne」という言葉は、離婚して一定の期間を待つ女性の夫を指す言葉であり、この節では離婚と離婚後の過程に関するものだからだ。なので、この節をもとにして、一般的な意味での男性の女性に対する地位について判断を下すことはできない。

コーランは、離婚の過程で女性は 3 度の月経を待たなければならないと告げている¹⁵⁴。この期間中にもし妊娠が判明すれば、妊娠した女性の待つ期間は妊娠終了とともに終わる（離婚章 4 節）。離婚した女性はこの期間中に他の男性と結婚することは禁じられているが、期間が終わるとともに、再婚することができる。これは、子供の父親が誤って混同されること、その後の時期に子供の父親が誰かという噂が流れること、女性が離婚した夫の子供を意図的に新しい夫の子供として示すこと、または夫が自分の子供を他人の子供であると言って責任逃れするなどの可能性を防ぐのに大いに役立つことである。一方、怒りにまかせて離婚した夫婦は、お互いに距離を置くこの期間中に結婚を再考し、妊娠が判明すれば復縁すると決めるチャンスを持つ。この期間を待つことに、このような大きな効果があることがわかる。

この期間を待つ女性は、その間に他の者と結婚することはできないが、離婚した夫のもとに戻ることはできる。このことは、離婚した夫に、他の男性に比べて女性と結婚することに向けたひとつのレベル（優位性）を与える。また、この「レベ

¹⁵⁴ もし夫婦が結婚の際に性的関係を持っていなければ、女性が 3 回の月経を待つ必要はない（部族連合章 49 節）

ル」という言葉は、待つ期間が終わったときに元の夫を選ぶことに「優位性」があるとも捉えることができる。要するに、この節の「男性は女性に対するひとつのレベル（優位）を持つ」というくだりは、離婚した夫婦に関するものであり、一般的な意味で男性が女性に対しひとつのレベルを持つ（優位である）、または一方の性が他の性よりも優れているという意味ではないのである。

4 「保護者」としての男性

女性章 34 節にある文言は、男女の関係に関する諸々の主張を理解するのにとても重要である。この章と後の二章では、議論の的となっているこの節の文言について吟味する。まず、「保護者」（kavvam）という言葉を取り上げる。一部の人々は、この言葉から、男性が女性よりも優れていることがわかると主張する。この言葉が「管理者、裁判官、家族の長」という上下関係を示す形で訳されていることも見受けられる。また、この節の続きで用いられ、「優れた」という意味「faddala」も、男性の女性に対する優位を指していると解釈する人々もいる。この節全体の訳を次に挙げる。

女性章 34 節：男性は、女性の保護者（kavvamune）である。なぜならアッラーは一部の人々を他よりも優位にしたからであり（faddala）、男性は自分の財産から多くを出した。

この件に関してまず「kavvam」という言葉を吟味したい。「kavvam」は、「kaim」を語源に持ち、「支える」という意味である。「Kiyam」も同じ語源で、「立ち上がる」という意味である。アッラーの名前のひとつ「kayyum」も同じ語源で、創造物を存続させるという意味を持つ。

女性章 135 節：信仰する人たちよ、たとえあなた方自身や父母、そして近親者に不利な場合でも、富者でも貧者でも、正義を守り（kavvamine）、アッラーに向けて証言しなさい。アッラーは双方に近い。なので、欲望に従わず、公正にしなさい。たとえあなた方が正義を曲げ、または無視しても、アッラーはあなた方の行うことを熟知している。

巡礼章 26 節：われらがイブラーヒームのために家の位置を定めたとき、わたしに何者をも配してはならない、回巡する人たちのために、また立って (el-kaimine) 礼し、屈折礼し、平伏礼する人たちのために、わたしの家を清めなさいと告げた。

この言葉が、経済関係のためにも用いられていることも、コーランから見て取れる。例えば、女性章 5 節では次のように告げられている。

女性章 5 節：アッラーがあなた方のために支える (kiyamen) の道具として作った財産を、知力が及ばない者に渡してはならない。その財産から彼らに衣食を与え、きちんとした言葉で話しかけなさい。

この節で、経済的に支える (kiyamen) 道具として定義された財産を、知力が及ばない者に与えてはならないと告げられている。こうしてその人々は、自分をだまして財産を使い果たしてしまいかねない者から守られる。同様に、女性章 34 節の節でも、同じ語源の「kavvam」が「経済的に支える、保護する」という意味であることがわかる。事実、この節の続きで、男性がその財産から多くを費やすことについて語られており、このことはこの節の始めの「kavvamune」という言葉を経済的な意味で「保護する」と解釈すべきであるという主張を裏付ける。例えば、20 世紀の有名なタフシール学者・ムハンマド・アサド氏も、この節の「kavvamune」という言葉を完全に経済的な意味で捉えている。アサド氏によれば、ここでは性別間のヒエラルキーとしての優位性は説かれていない。タフシール史の最も有名な人物タバリも、この節は男性の経済的な義務について説いていると述べ¹⁵⁵、この概念を社会経済学的に明らかにしている¹⁵⁶。要するに、この節の始めにある「kavvamune」という言葉から、男性が「裁判官、優位の者、家族の長」であるという意味を引き出す捉え方は、こじつけなのである。

着目すべき別の事柄は、これらの文言は、「こうしなさい」または「そうしなさい」という命令または禁止の形ではなく、一般的な状況を表しているということである。過去と同じように、今日も一般的に、家族の経済的責任を男性が負っていることは社会的事実である。もちろん、この状況の例外もある。過去にもあったと同時に、今日はその例外は昔よりも多い。「kavvam」であることは、経済的な必要性

¹⁵⁵Asma Barlas, *The Believing Women in Islam*, 187.

¹⁵⁶Sa'diyya Shaikh, *Exegetical Violence; Nushuz in Quranic Gender Ideology*, Vol: 17, 7

を満たすということである。その場合、家族の生計を男性でなく女性が立てているとすれば、「kavvam」はこの女性となる。一方、女性と男性がともに生計を立てていれば、「kavvam」はその両方となる。この節の「kavvam」であるということはいくつかの理由に結び付くので、そうなった理由が変化することで、「kavvam」となる者が変わるということを理解する必要がある。見てのとおり、コーランの一般的な状況を表す文言と、命令または禁止を表す文言の違いを、注意して区別しなければならない。

この節の続きにある「なぜならアッラーは一部の人々を他よりも優位にしたからであり (faddala) 、男性は自分の財産から多くを出した」という文言を正しく解釈することも、この節の意味を理解するために重要である。よく注意すれば、女性章 34 節で、男性が女性に対し優れたものとされたということは述べられていない。このようなことを明示する目的があったとすれば、男性が女性より優れていることを、アラビア語で男性と女性に向けた異なる代名詞を用いて簡単に表現することができたはずである。この節にある「ala badın」(一部の人々)という言葉は、「ある人々」よりも優れた者に対する、その「ある人々」を指している。ここでもし女性に向けて異なる代名詞を用いて「ala badihinne」(一部の女性よりも)と表現されていれば、より優れているのが男性で、その優れた男性の対照が女性であると理解することはできた¹⁵⁷。しかし、そうではなく、状況と条件の変化によって、一部の人々が一部の事柄において、他の人々よりも優れていということが強調されているのである。

女性章 34 節にある「一部の人々を他よりも優位にした」という文言は、似たような形で雷章 4 節でも使われている。ここでの使われ方も、上記の文言を理解するための支えになる。その節を次に挙げる。

雷章 4 節：地上には、隣り合う地域、ブドウの園、穀物の畑、一つの根から、そして様々な根から出たナツメヤシがある。そのすべてに同じ水が引かれる。われらはそのうちの一部のものを、他のものよりも優れたものにした (venufeddilu) 。この中には、知力を働かせる人々への印がある。

¹⁵⁷Mehmet Okuyan, Yayınlanmamış Tefsir Notları.

同じ水が引かれた果物にも、多くの違いがある。一部のものは他よりもビタミンやミネラルが多いので優れていることもある。他のものは大きさに優れていることもある。別のものは味が優れているかもしれない。結果的に、あるものがその違いにより他よりもいくつかの面で優れており、いくつかの面ではそれよりも他が優れている。同じことは人間にも言える。いくつかのことである者が、いくつかのことでは他の者が、様々な優位性を持っていることがある。なので、「faddala」という言葉を、一方の性が別の性よりも生まれつき優れていると意味づけすることはできないのである。

5 「従う者」はアッラーに従う女性か、夫に従う女性か

女性章 34 節にある「kanitatun」という言葉を、女性は男性に従うべきという形で意味づけしようとした人々もいる。まず、その言葉がある女性章 34 節の訳を見たい。

女性章 34 節：男性は、女性の保護者である。なぜならアッラーは一部の人々を他よりも優位にしたからであり、男性は自分の財産から多くを出した。良い女性は従う (kanitatun)。アッラーがその者たちを守るように、その者たちは見えない場所でも守られる。

「Kanete」が語源の「kanitatun」という言葉の基本の意味は「従う、頭を下げる」であり、特に心からの強い結びつき、そして従うことを表している。ここでの重要な問いは、コーランの節において従われる対象は夫か、アッラーか、というものである。まず注意したいのは、この節で「良い」(salihatu) 女性は

「kanitatun」であると述べられていることである。コーランの一体性と一般的な理論を考慮すると、人を「良い」ものにする要素は、夫ではなくアッラーに従うことであると捉えられる。コーランは、アッラーに従うよう人々に告げ、それを「良いこと」と定義し、一方の性が別の性に従うために創られたという考え方を一切裏付けない。それに加え、この節で着目される女性というのが結婚した女性であることを示す表現はまったくない。この節が語っているのは結婚した女性でも独身の女性でもなく、一般的な女性についてである。つまり、この節は夫のいない女性についても語っているのである。この節の後半にある「見えない場所でも守られる」こと

も、すべてお見通しのアッラーの命令により果たされるムスリムとしての行為であり、このことから、「kanitatun」という表現を「アッラーに心から従う」と理解すべきであることがわかる。

コーラン全体を吟味すると、同じ言葉が使われている他の節でもこの概念が「アッラーに従うこと」を指しており、人間のアッラーとの関係について説いていることがわかる。コーランでこの言葉は「アッラーに従うこと」として、男性と女性の両方のために使われている。その例となる節を挙げる。

雌牛章 238 節：各礼拝と中間の礼拝をしっかりと守りなさい。そしてアッラーに心から従い (kanitine)、アッラーのために礼拝しなさい。

イムラーン家章 17 節：彼らはよく耐え忍ぶ人たちで、正しい人たちで、心から従う (kanitine) 人たちで、自分が持つ恵みと財産から他の人たちに施す人たちで、暁に赦しを請う人たちである。

蜜蜂章 120 節：誠にイブラーヒームは、アッラーに心から従い、模範者だった。彼は、アッラーに同位を配する者ではなかった。

禁止章 12 節：アッラーは、貞節をしっかりと守るイムラーンの娘マルヤムを例に示した。われらは彼女にわれらの魂を吹き込んだ。彼女は、主のお言葉とその啓典を真実として受け入れ、献身的だった (kanitine)。

部族連合章 35 節：ムスリムの男性と女性、信仰する男性と信仰する女性、敬虔な男性 (kanitine) と敬虔な女性 (kanitati)、正直な男性と正直な女性、忍耐強い男性と忍耐強い女性、謙虚な男性と謙虚な女性、施しをする男性と施しをする女性、齋戒 (断食) する男性と齋戒する女性、貞淑な男性と貞淑な女性、アッラーを多く唱念する男性とアッラーを多く唱念する女性、確かに、これらの人たちのために、アッラーは罪を赦し、偉大な報奨を準備した。

見てのとおり、コーラン全体で「kanitine」「kanitati」という言葉は、アッラーに心から従う男女を表している。なので、女性章 34 節においてもこの意味づけが最も適切である。

また、この節に「夫に従う」というような意味づけをすれば、おかしい問いが生まれる。例えばコーランの部族連合章 35 節で「敬虔な (心から従う) 女性」

(kanitati) とあるように、「敬虔な（心から従う）男性」（kanitine）にも触れられている。もしここでの「従う」が、一方の性が他方の性に従うということであれば、この節の「敬虔な（心から従う）男性」の定義により、夫が妻に従う、と理解すべきではないだろうか？もちろん、この誤った意味を伝えたタフシール学者は一人もいないが、同じタフシール学者の中には、女性章 34 節は「女性が男性に従う」という意味だと述べている者もいるのである。ここで改めて、タフシール学者、フィクフ学者、ハディース学者が全員男性だったことが、その解釈に影響していたことに注意したい。

6 女性を殴るということか、居場所を隔てるということか

これより前の二章で、女性章 34 節の前半で議論の的となった概念について吟味した。同じ節の後半が、夫が女性を殴ることを許可しているとの主張がある。この項目ではこの問題を取り上げ、この議論にとって重要なこの節の「nuşuz」と「darabe」の概念を吟味していく。

女性章 34 節：男性は、女性の保護者である。なぜならアッラーは一部の人々を他よりも優位にしたからであり、男性は自分の財産から多くを出した。良い女性は従う。アッラーがその者たちを守るように、その者たちは見えない場所でも守られる。不和(nuşuze-hunne)について、あなた方が不安な女性を諭し、寝所で一人にし、彼女たちとの間を開けなさい (va-dribuhunne)。もしあなた方の警告を守るなら、彼女たちに追いうちをかけてはならない。アッラーは至高であり、偉大である。

まず、「不和」と意味づけした「nuşuz」という概念を取り上げたい。この言葉は「高いこと、出たもの」という意味のほかに、争議章 11 節で「立ち上がる」「高くなる」という意味でも使われていることがわかる。

争議章 11 節：信仰する人たちよ、集会で互いに席を空けなさいと言われたときは、席を譲りなさい。アッラーはあなた方のために空席を与える。また、立ち上がる(enşuzu)よう言われたときは、立ち上がりなさい(enşuzu)。アッラーはあなた方

の中で、信仰する人や、知識を授かった人たちに多くの位階を与える。アッラーは、あなた方が行う一切を知り尽くしている。

このとき、「nuşuz」という言葉を「不貞」と解釈することは誤っている。では、どのように解釈すべきだろうか？

この節の続きの「darabe」という言葉を「殴る」と解釈する人々は、「殴ること」を「不和」に対する思い罰とみなしており、「nuşuz」という言葉の意味も重くし、この言葉を「不貞」と意味づけした。しかし、「nuşuz」という言葉を「不貞」と意味づけすることはこじつけであり、コーランにもそぐわない。なぜならコーランでは、不貞な男性と貞節な女性、そして不貞な女性と貞節な男性の結婚は不適切とみなされているからである。御光章 3 節では次のように告げられている。

御光章 3 節：姦淫する男性は、姦淫の女性または偶像崇拜する女性以外とは結婚することができない。姦淫する女性は、姦淫の男性または偶像崇拜する男性以外とは結婚することができない。このことは、信者に禁じられている。

「nuşuz」がもし「不貞」だったとすれば、この節によると「nuşuz」をした疑いのある女性を「殴る」のではなく、その女性と離婚しなければならないはずである。それに加え、「nuşuz」の概念は、女性章 128 節でも登場し、そこには男性への語りかけがある。

女性章 128 節：もし女性が、夫の不和(nuşuzen)または夫が顔をそむけることを恐れるのなら、二人の間を調停するのは双方にとって罪ではない。和解はもっと良い。人間の魂は利己的になりやすい。もしあなた方が善行し、アッラーを意識するのなら、アッラーはあなた方の行うことを熟知している。

ここでも、「nuşuz」をした者との離婚は取り上げられておらず、和解の努力について語られている。しかし、「nuşuz」が不貞という意味だったとすれば、

「nuşuz」の状況の解消に触れずに和解を提案することは、コーランの観点からして不可能だったはずである。なぜなら、コーランの定めに従う然るべき行動は、ここでは離別することであり、殴る行為ではないからである。要するに、この言葉の文字通りの意味と、コーランで用いられるこの言葉の意味は「不貞」ではなく、「不

和」と意味づけしなければならないのである。そもそも「立ち上がる」「出たもの」といった意味を、家族内の不和や口論として解釈する方が、つじつまが合う。

多くの結婚において生じる不和がこの節で取り上げられていることを確認した今、この節の続きで提案される対策について吟味したい。まず、この点でなされてきた過ちをもうひとつ明らかにする。この節は、明確な問題に対する解決を提案しており、その中で「まず諭し、それができなければ寝所を別々にし、それができなければ居場所を別々にしなさい」という提案を順に告げてはいない。この節では問題の解決が提案されており、次節（女性章 35 節）でも、夫婦が離婚について懸念を抱いた場合、男性と女性がそれぞれ一人の審判を選んで仲を修復するよう努めることが提案されている。その解決案のいくつかをまとめて実践することも、人が自分の状況に合った提案を選んで解決を待つことも、この節が示す順番をひとつずつ実践することも、可能である。この節で解決案が順に連なっていないことで、このすべての選択と、それを臨機応変に実践することが可能となっている。

この節に関して最も議論されている問題は、この節で「darabe」という動詞にどんな意味づけがされているかということである。われわれが「居場所を隔てなさい」と解釈した動詞「darabe」に「殴れ」という意味づけをする訳は多くある。まず、次のことを明らかにする。ここで使われている「darabe」という言葉は、「殴る」という意味を持つと同様、「場所を隔てる」「出発する」という意味や、他の意味も持つ。トルコ語の「yüz」という言葉と同じである。「yüz」という言葉は、数字の 100 の意味でも、頭部の前方（顔）の意味でも、恥じるという意味でも、動物の皮をはぐという意味でも、海の中で動く（泳ぐ）という意味でも使われる。このような多くの意味を持つ言葉が文の中で使われるとき、それがどの意味で使われているか判別がつかなければ、まずその言葉が使われている文の内容の一体性、そして文の前後を見ることになる。それでももし判別がつかなければ、文全体を見て、文全体の中でどの意味が最適か、判断することになる。

コーランで 50 回以上にわたり様々な意味で用いられている「darabe」という言葉の異なる使用法をいくつか吟味したい。整列者章 93 節では「打つ」という意味で用いられている。

整列者章 93 節：そこで彼は右手で打った (darben)。

コーランでこの言葉は「例を挙げる」という意味で頻繁に使われている。

雌牛章 26 節：アッラーは、蚊やさらに大きなものを例に挙げること (**yadribe**) を厭わない。

上記の節のように、「例を挙げる」という意味の「darabe」の語源から派生した言葉は、ふつう「ことわざ」「見本」「類」という言葉とともに使われる。ただし、こうした言葉と並んで使われなくとも同じ意味を持つ例もある。

金の装飾章 5 節：あなた方が法外な民であるからといって、われらはこの諭し (コーラン) をあなた方から取り上げるだろうか (**nadribu**) ?

コーランでは、以下の例にあるように、「darabe」は「場所を離れる」「旅に出る」「遠ざかる」という意味でも頻繁に使われている。

女性章 101 節：あなた方が大地を旅する (**darabtum**) とき、もし非信者たちに害を加えられる恐れのあるときは、礼拝を短くしても責めはない。誠に非信者は、あなた方の明らかな敵である。

要するに、「darabe」という言葉は、辞書どおりの意味でも、コーランでの使われ方でも、「打つ」と「場所を隔てる」の両方の意味を持つことが明らかなのである。「darabe」に「打つ」という意味はあるが、コーランでは人が人を殴るという意味の「打つ」に当たる言葉がどれひとつとして「darabe」で言い表されていないことも述べておく。例えば、物語章 15 節で、預言者モーセが敵の民族のひとりを持った際に「vekeze」、撒き散らすもの章 29 節では、預言者イブラーヒームの妻が手で自分の顔を打った際に「sakket」という言葉が使われている。それに加え、コーランには、人が人に自分の決定により暴力をふるうことを許すくだけはまったくない。御光章 6~9 節で、妻が姦淫したとする夫の主張は、それを理解するのにとても重要である。女性が姦淫したと主張する者は、4 人の証言者を立てなければならない。しかし、この主張をする人物が女性の夫であれば、4 人の証言者を立てることなくアッラーの名のもとに 4 回誓いを立てて証言することができ、5 回目の誓いのときは、もし自分が嘘をついているとすれば、アッラーの怒りが自分の上に下るよう願う。それに対し、女性が同じように対抗すれば、つまり夫が嘘をついていることを 4 回誓い、自分が嘘をついている場合にアッラーの怒りが自分の上に下るよう願

えば、女性に罰は与えられない。注意すべき点は、夫が妻の姦淫を目撃した場合すら、夫が自分の手で妻を罰することを、コーランさえ許していないことである。これらすべてをもとにすると、夫婦間の不和が起きた場合に夫が妻を殴ってよいと解釈するのではなく、離婚する前に夫婦が別々の場所で時間を過ごすよう提案されていると考える方が、道理に適っている¹⁵⁸。

ここで、これまでも着目したように、「nuşuz」という言葉を「不和」と解釈しなければならないことを、改めて強調しておく。なぜなら、姦淫の事態が起きても殴ることが許されていないのに、不和が起きた場合に殴ることが許されていると考えるより、「居場所を隔てる」よう告げられていると考える方がなぜ一貫性があるかが、その意味づけによってよりよく理解できるからである。また、「darabe」を「殴る」と意味づけする人々が、コーランの節にない「軽く」などといった言葉を付け足してその節を「軽く殴る」と解釈しているという問題や、この節を説明する人々が「ハンカチでは殴ってよく、顔は殴ってはならない」などの出所不明な説明をしているという問題も、この節の解釈に関して指摘したとおりの修正がなされれば、解消される。

さらに、コーランの部族連合章 21 節で、預言者ムハンマドが「良い模範」(usvetun hasenetun) であることが語られており、この「模範」について理解するための最も信頼できる典拠は、確実に、コーランである。部族連合章 28 節では、預言者ムハンマドが妻たちとの間に問題を抱えていたことがわかる。ここでは預言者ムハンマドの妻たちがこの世の享樂ばかり求めており、預言者夫婦が理解し合えなければ、妻に良いものを与えて離婚するよう、預言者に告げられているが、「殴る」などの行為は告げられていない。禁止章では、預言者ムハンマドが結婚の際に直面した類似の問題が語られているが、「殴る」という行為は取り上げられていない。預言者ムハンマドの伝記には、預言者の結婚に関して詳しい説明があるが、妻を殴るというくだりはないということも述べておく。預言者ムハンマドの伝記に記された最大の問題をめぐり、預言者が妻のアーイシャとの間に抱えた問題が生じたとき、二人はしばらく「自分の過ごす居場所を隔て」た。その後二人の間の問題が解消されると、二人はもとのように一緒に暮らすようになった。結果的に、「殴

¹⁵⁸ Kuran Araştırmaları Grubu, Uydurulan Din ve Kuran'daki Din, 247-248.

る」という行為ではなく、理解し合えなければ居場所を隔てると解釈する方が、こうしたコーランの説明に合っている¹⁵⁹。

では、コーランの一体性において、「場所を隔てる」という意味づけを選ぶ理由を立証することに対し、反対の証拠を提示することはできるだろうか。このテーマをめぐるわれわれの議論の多くをもとにすれば、その答えが「否」であることは歴然としていると言える。反対の意味づけをする人々は、先述のこじつけの意味をもとにそう解釈しているだけである。

7 夫が女性に与える天国行きのビザ

イスラムの最大のメッセージは、アッラーに従い、アッラーの命令を果たすことである。アッラーに認められることは、ムスリムの生涯における最大の目標である。伝統的な書物にも、それと違うことは記されていない。しかし、女性が夫に認められなければ天国に行くことはできないというような、コーランのお告げと矛盾する捏造が入り込んだ書物もある。捏造であるとわれわれが確信している次のハディースを例に挙げる。

夫に認められた女は皆、夫が死ねば、天国に行く¹⁶⁰。

イブン・アッバースから伝えられたところによると、預言者は「人が隠していることで最も善いことを知らせようか。それは、良い女である。夫がその女を見ると女は夫を喜ばせ、夫が命令すれば従い、夫がいなくなって遠ざかれば、その貞節を守る」と言った¹⁶¹。

コーランは、良い女性とは夫に従う女性であると述べてはおらず、女性が天国に行くことと夫を満足させることを関連付けてもいない。われわれ全員が知っているように、不和を引き起こし、妻を傷つける夫は数多くいる。その大部分は、妻が何をしようとも妻を受け入れず、妻の存在を喜ぶこともない。期待が大きいのか、または非情な夫と結婚したがために女性の天国行きのチャンスが減ると考えることは、コーランにも、知力にも、フィトラ（人間の天性）にもそぐわない。天国行きのビ

¹⁵⁹ Kuran Araştırmaları Grubu, Uydurulan Din ve Kuran'daki Din, 247.

¹⁶⁰ Tirmizi, "Rada", 10; İbn Mace "Nikah", 4.

¹⁶¹ Ebu Davud, "Zekat", 32.

ザがあたかも夫の手中にあるかのようなこの捉え方が受け入れられ、普及したのは、（これまでも着目したように）ハディース書を編纂した人々、タフシールの書物を記した人々や、フィクフ（イスラム法学）の解説者がどれも男性だったことが大きい。このような誤った認識は、コーランを手にとって修正しなければならない。変化のないコーランをわれわれが手に取り、われわれを正しく導く案内役として携えていることは、われわれにとって最大の幸運である。

部屋章 13 節：信仰する人々よ、われらは一人の男と一人の女からあなた方を創り、あなた方が互いに知り合いになるよう、様々な種族と部族に分けた。アッラーの御元で最も貴い人は、あなた方の中、最もアッラーを意識する人である。確かにアッラーは、全知にしてあらゆることに通曉している。

8 女性を空腹にし、良い服を与えないこと

女性が社会に交わり、公の生活で積極的な役割を担うことを妨げ、女性を家に束縛するために、数々のハディースが捏造された。男女の関係における女性への最大の不公平は、女性が外出するとき夫の許可を得ることを宗教的義務とすること、さらに、妻をできる限り外に出させないよう男性に忠告することである。しかも、女性の外出する気を削ぐために、女性を空腹にし、着る服を与えないということすら、提唱されている。

女を、害がない程度に空腹にし、行き過ぎない程度に、服を与えないようにしなさい。なぜなら女が満腹になり、美しく着飾れば、女にとって外に出て歩き回る以上に楽しいことはないからである。しかし、女が少し空腹で、着る服が少し足りなければ、女にとって家にこもること以上に善いことはない¹⁶²。

このハディースが捏造であることを、イブヌル・ジャウジー、スユーティー、イブン・アラークなどのハディース分野の著名人も述べているにもかかわらず、女性を家に束縛するためにこうしたハディースを利用する人々がいた。このような見解を預言者ムハンマドが提唱したとは考えられない。なぜならコーランでは、巡り歩

¹⁶²İbnü'l Cevzi, el-Mevzu'at, II, 282-283, Suyuti, el-Leali'l-masnu'a, II, 154, İbn Arrak, Tenzihu's-şeri'a, II, 212-213.

き、世界を見ることが、男女の区別なくすべての人々に告げられているからである。

イムラーン家章 137 節：あなた方以前にも、アッラーの示した実例があった。あなた方は地上を旅して、真理を嘘であるとした人たちの数々の末路を見なさい。

家畜章 11 節：言いなさい、地上を旅して、真理を拒否した人たちがどのような最期を遂げたのかを見なさい、と。

また、コーランは、男女の区別なく、良い服を着て、アッラーの恵みを食し、それを用いるよう促している。

高壁章 31 節：人々よ、どこの礼拝堂でもちゃんとした服を身につけなさい。そして飲食しなさい。ただし、度を越してはならない。アッラーは浪費する人たちを好まない。

蜜蜂章 14 節：また、アッラーこそは、あなた方が新鮮な肉を食べ、身につける飾りを探るために海を有益にさせるお方である。

アッラーは、男女の区別なく、この世の恵みを食し、身につけて用いるよう、コーランの多くの節で促している。人間がそれらを用いる際に、感謝し、浪費しないよう告げている。コーランにこのような文言がありながら、そうした恵みは男性のためであり、女性の方は限定つきでそれを用いてよいなどと、預言者ムハンマドが言ったとは考えられない。しかも、伴侶と子供をよく食べさせ、良い服を身につけさせるよう、ムスリムの人々に告げるハディースさえある¹⁶³。多くのハディース専門家も捏造であると述べているこのハディースが、女性のあらゆる権利を奪おうとする一部の男性によって捏造されたことは明らかである。

9 1人の男性の証言は2人の女性の証言と同等か

伝統的な認識の中で、女性の証言についてコーランにない見解が前面に押し出されてきた。その認識では、結婚や離婚などの問題で2人の女性の証言が1人の男性の証言と同等であり、泥棒、殺人、姦淫などの罰を要する行為では女性の証言は完

¹⁶³Ali Osman Ateş, Hadis Temelli Kalıp Yargılarda Kadın, 98.

全に無効であると考えられてきた。こうした主張はどれひとつとして、コーランに基づくものではない。むしろ、コーランにはその逆を提唱する節がある。例えばコーランは、妻が姦淫したと男性が主張する場合について語っている（御光章 6~9 節）。その場合、夫は自分の主張が正しいと、4 度誓い、証言する。5 度目の証言では、自分が嘘をついている場合にアッラーが自分を罰するよう願う。妻も同じことを繰り返し、つまり、夫が嘘をついていることを 4 度証言し、5 度目の証言で、自分が嘘をついている場合にアッラーの罰が自分の上に下るよう願えば、女性の証言は受け入れられ、法的に罪を犯していない（これは、この世の生活に関する決定である）と判断される。見てのとおり、姦淫に関しても、女性の証言は無効であるというくだりがコーランにないように、妻が姦淫したと夫が主張した場合に、女性は証言を行い、さらに、女性の証言は男性の証言を無効にもする。

「1 人の男性の証言は 2 人の女性の証言と同等である」という原理は、コーランのどこにもない。4 人の証人を要する姦淫の追究においては、4 人の女性または 2 人の男性、8 人の女性または 4 人の男性などの表現をせずに「4 人の証人」と述べている（御光章 4 節）。離婚の場合、そして待つ期間が終了したときに 2 人の証人を立てるよう告げるときも、2 人の女性または 1 人の男性、4 人の女性または 2 人の男性という表現をせずに「2 人の証人」と述べている（離婚章 2 節）。こうした場合にコーランで男女の区別がつけられていないことから、女性の証言も男性の証言と同等に有効である。

この点における誤った解釈は、雌牛章 282 節をもとに、期限付きの債務に関して語られている。この証言は、招かれて行う証言である。まずはその節を挙げる。

雌牛章 282 節：信仰する人たちよ、あなた方が一定期間互いに賃貸借契約を交わすときは、それを書き留めなさい。また代書人に、あなた方のことを正しく書き留めさせなさい。代書人は、アッラーが教えたように書記することを拒否してはならない。そして彼に書き留めさせ、債務がある人に口述させなさい。彼（債務がある人）に自分の主、アッラーを意識するようにさせ、債務をわずかでも少なく言っはならない。もし債務者が精神薄弱か、虚弱か、口述できないなら、後見人に正しく口述させなさい。男性 2 人を証人に立てなさい。もし男性 2 人がいなければあなた方が証人として認める男性 1 人と女性 2 人を立てること、もし女性 2 人の中の 1

人が間違えても、他方1人が正すことができる。彼らは証言に呼ばれたとき、断ることはできない。あなた方は債務額が小さくても大きくても、返済期限も書き留めることを軽視してはならない。それはアッラーの御元ではより公正で、証言として確かであり、あなた方が疑いを持たないために適している。ただし、あなた方の間で受け渡しする直接の取引は別で、それを書き留めなくても支障はない。あなた方の小取引のときは、証人を立てること。そして代書人と証人が、損害を被ることがあってはならない。もしそうすれば、本当にそれはあなた方にとって掟破りである。アッラーを畏れなさい。アッラーはあなた方に教示する。アッラーはすべてご存知である。

周知のとおり、招待を受けて行う証言と、事件の目撃者として行う証言は違う。例えば、誰かの後見人となるときの2人の証人（食卓章106節）は、招待されて証言する。このような証言では、有志をもとにする。ここでの証人は、それにかかわる人々が自分で選ぶ。しかし、泥棒や殺人事件の証人は、招待によって選ばれるのではない。その人々が、事件が起きたときにその場にいたことが重要である。こうした犯罪を犯した者はたいてい自分の行為を隠そうとするため、このような証人が重要になってくる。なので、人口の半分を占める女性がこのような事件で役割を担うことはできないと主張するのは大問題である。泥棒または殺人犯を、1人または複数の女性が目撃していれば、この女性たちの証言を無価値とすることは、知力とコーランにそぐわない。また、コーランでは、ムスリムは「嘘の証言をせず、真に正しい証言をすべき」と定められている（識別章72節、階段章33節）。この定めは、男性に必要な資格であるとは決めつけておらず、すべての人々に必要な資格とされている¹⁶⁴。

議論の的となっている雌牛章282節を取り上げると、この節が、長期的な債務に関するものであり、証言も招待された証人が行うものであることがわかる。まず注意すべき点は、この節に「代書人は、アッラーが教えたように書記することを拒否してはならない」そして「代書人と証人が、損害を被ることがあってはならない」と記されていることである。何度か強調されていることにより、このように経済的

¹⁶⁴ 女性の証言を認めようとする人々は、ハディースの伝承となると、男女の区別なく証言を認めていることがわかる。例えば預言者の妻アーイシャは、ハディースで最も風聞されている人物の一人である。

利益が問題となっている状況で、証人が損害を被る可能性があること、そしてこの責任を負いたくないがために人々が証人になりたがらないことがわかる。この節で、避けられがちなこの責任を負うのは男性である。なので、ここで女性に有利な形で良い区別がつけられているというのがすぐわかる。一方、一般的な定めとして、この節から1人の男性の証言が2人の女性のそれと同等であるという結果を導くことはできない。なぜなら、この節はそのようなバランスを語っておらず、「2人の男性または4人の女性」と言うてはいないからである。そのような文言があったとすれば、債務の件に限って1人の男性の証言が2人の女性の証言のそれと同等であると言えた。しかし、ここでわかるのは、証人が被害を被る可能性があること、なので、人々がその責任を逃れた場合、招待に基づく責任として男性が選ばれるべきであるということである。2人の男性がいない場合に限り、「1人の男性と2人の女性が証言するよう」告げられている。

こうして証言の問題は解決され、良くない事態が起こる可能性において1人の男性と1人の女性に対立することが阻止され、女性は圧力をかけられることがなくなる。債務額について不和が生じ、証人がそれぞれ異なる証言をしたとする。2人の証人が異なる証言をしたときに1人の女性が1人の男性と対立し、両者のうち1人が嘘をついていることが確実な場合、激しいストレスと圧力にさらされる。そもそも人々が証人となることを避ける理由は、このような不和や圧力が起きる可能性を考え、それを逃れていることにある。しかし、1人の男性と2人の女性により、証人が3人になれば、責任が分配されるため、証人のストレスは大きく減り、圧力をかけようとする悪意のある者は、今度は2人のうち1人をではなく、3人のうち2人を騙さなければならないため、困難に直面する¹⁶⁵。

また、1人の男性と1人の女性が同じ証言をすれば、2人目の女性を証人に立てる必要はなくなる。

翻訳者の中には、「女性のうち1人が間違えれば、もう1人が彼女を正せばいい」とわれわれが解釈するこの節を、「女性のうち1人が忘れれば、もう1人が思い出させればいい」と訳している人々もいる。しかし、この節で「忘れる」と訳された「dalle」という言葉は、コーラン全体で広く「間違える」の意味で使われてい

¹⁶⁵ Kuran Araştırmaları Grubu, Uydurulan Din ve Kuran'daki Din, 235.

る。それに加え、この節における証人への圧力に対し、何度も警告がなされている。そうであれば、1人目の女性の証言が間違っている可能性を、この女性の（この節でまったく着目されない）もの忘れとではなく、この節全体で着目され、避けられる要素である圧力と関連付ける方がより正確である。

結果的に、1人の男性が2人の女性の証言と同等である、または女性が証人にならない場合もあると述べることは、コーランに矛盾している。雌牛章 282 節は、期限付きの債務のみに関するものであり、招待による証言が取り上げられている。圧力を理由に避けられがちな責任は、男性に負わされている。2人の男性がいない場合に1人の男性と2人の女性が必要であるという教えを、先述のように解釈することが最も正確であると、われわれは考える。

10 女性が財産を持つ権利

歴史を通して、多くの文化で、女性は財産を持つことが禁じられ、さらに、父親または夫の所有物であるかのようにみなされたことはよくあった。そんな女性に、コーランの啓示により財産を持つ権利と自分の財産を使う権利が与えられ、自分の財産を自分の意志により管理する点で、男女の区別はつけられなくなった。

コーランは、アッラーに認められるために自分の財産を費やすよう、信仰する人々に頻繁に告げている。この宗教的行為は、「ザカート、サダカ、インファーク」（喜捨、施し、寄付）などの言葉とともに、コーラン全体で何度も語られている。そのどれひとつとして、アッラーに認められるために自分の財産を費やすという行動を、男性のみに課してはいない。礼拝や断食が男性にも女性にも課されているのと同じように、アッラーに認められるために財産を費やすことも、男女双方の宗教的行為である。しかし、この行為は、女性が自分の財産を持ち、自由な意思で財産を使うことができるときに限って有意義である。外出の許可や人に会う許可などの、夫に権利を握られている女性が財産を自由に使えるとは考えられない。これからわれわれが取り上げ、コーランが許可している「マフル」（結婚時に女性が受け取る物または金銭）や「遺産」などのテーマも、女性が財産を持ち、それを自由に使う権利があることを示している。要するに、イスラムによれば、女性は働くこ

と、自分のお金を稼ぐこと、財産を持つこと、財産を自由に管理することができるのである。

この権利がコーランによって7世紀に女性に与えられたことの重要性を理解するためには、世界の歴史そして数々の文化において、その権利がいつ女性に与えられたかを確認することが役に立つ。例えば、ここ数世紀の間に女性の権利と世界の他の変化に最も影響を与えた二大国、アメリカとイギリスを取り上げたい。この国々が、夫が妻の財産を管理することなく、女性が自分の意志により財産を管理することを認めたのは、19世紀になってからである。われわれが生きる現代で、多くの国で女性が男性と同じ法的権利を持っていることを目にする人々は、これが歴史上ごく新しい現象であること、歴史上の長い時代の多くの文化でそうではなかったことを理解できない。歴史上、その例外や少数の状況があったことを理解する人々は、コーランによってその権利が7世紀に女性に与えられたことの重要性をよりよく把握できる。また、現代の多くの国で女性が法的には平等とみなされていながら、実際には、自分の財産を管理するという点で男性と平等ではないことにも注意しなければならない。

11 結婚時に受け取られるマフル

歴史上、多くの時代の多くの社会で、経済的自由がなく、父親の家で父親の、夫の家では夫の所有物とみなされた女性、そして生涯を通して虐げられ、夫の虐待や夫との不仲などの理由により離婚を望む女性も、財産もなくお金もない状況におられず、不幸な結婚生活を続けることを余儀なくされた。なぜなら、経済的な生活において、財産とお金の大部分を男性の管理に任せる女性は、自分の生活の管理も夫に任せざるを得ないからである。この状況は、世界の多くの地域で今も変わっていない。

こうした状況の中で、コーランに従って夫が妻と結婚する際に与えなければならない「マフル」は、女性と男性の合意を必要とする物または金銭であり、女性が経済的力を持ち、搾取されないために重要である。結婚は相互の同意であり、マフルの内容の取り決めも、その同意の一部である。マフルをめぐる意見の不一致、例えば一方が要求する量を他方が出したがらず、相手もその要求を変えないなどの場

合、結婚の契約が結ばれることはない。コーランは、マフルの内容を何にするか、経済的価値をどう定めるかを決めていないため、指輪などの贈答品や、家などの高価な物も、マフルとなり得る。これは、歴史の様々な条件や個人的状況に合わせたコーランの柔軟性によるものである。

コーランが女性に与えた権利としてマフルを取り上げることは、重要である。多くの場合、夫婦は、結婚の幸せな空気の中で、将来的に起こり得る不和をまったく考えずに結婚の契約を結び、結婚するときに物やお金について話し合うことはたいてい「恥」とされる。一般的に、経済力を持つ夫の方が有利であり、不仲になった場合などに経済力のない女性に対し、思い通りに圧力をかけることができる。しかし、コーランは、結婚する当初から「マフル」について取り上げ、それを問題にする女性が「金に目をつけている」などと責められることを防いでいる。

女性章4節：女性にマフルを気前よく与えなさい。でも、もし彼女たちがそのいくらかを快くあなた方に戻すのなら、気兼ねなく受け入れなさい。

コーランによると、マフルを受け取り、マフルを使う権利を持つのは女性である。これは、この女性が財産を持ち、それを管理する権利を持つことを補填している。一部の文化圏において女性の家族が受け取る「婚資」とマフルの間に、関係はない。婚資は結婚する女性の家族が受け取るものであり、マフルは結婚する女性自身が受け取る。

12 女性と遺産

イスラム以前のアラブの伝統では、女性に遺産を受け取る権利はなく、遺産は男性たちの間で分配されるのがふつうだった。女性に否定的な慣習が根付いていたアラブ社会では、夫を亡くした女性は、男性の相続人が手にすべき所有物のようにみなされており、夫の部族、または自分の部族のものだった¹⁶⁶。未亡人の相続人となった男性（相続人は義理の息子もなることができた）は、マントを急いで未亡人の上にかければ、その女性と結婚する権利を手にすることができた。女性はそれに意義を唱えることはできなかった。義理の息子は、望めば彼女と結婚し、義理の母親

¹⁶⁶ Fatima Mernissi, *The Veil and the Male Elite*, 121.

と暮らした（コーランの女性章 22 節でこのとんでもない行為は禁じられている）。死亡した男性の息子が幼ければ、義理の母親は他の男性と結婚できず、子どもが成長して義理の母親について決定を下すまで待った¹⁶⁷。しかし、もし女性が、相続人が来る前に自分の部族のもとにうまく逃れることができれば、夫側の相続人は、もはや女性に対しても遺産に対しても権利を手にすることはできなかった。女性もその遺産も、女性の部族のものとなった¹⁶⁸。女性に対するこのとんでもない慣習は、既婚女性に限ったものではなかった。父親を亡くした娘たちは、とても苦しい状況に置かれた。自分に残される遺産を受け取ることができないだけでなく、性的虐待や抑圧に遭うこともあった。父親を亡くした少女で美人だった者はたいてい、相続人との結婚を強いられた。こうして相続人は、遺産が他人の手に渡るのを防ぎ、婚資を渡さずに済んだ。娘があまり美しくないときは、相続人は彼女の結婚を妨げ、死ぬまでその財産を自分の管理下に置くこともあった¹⁶⁹。コーランは、親を亡くした娘たちの権利を守るよう告げており、このようなひどい事態を大きく修正した。

このような慣習があった環境では、女性は大きく抑圧されていた。その背後にある大きな理由のひとつは、女性が財産を使う権利を持たないことだった。コーランは、財産を使う権利を女性に与え、孤児の搾取に対し警告し、女性に遺産を分配し、女性の財産が収奪されるのを防ぎ、女性が置かれた状況を大幅に改善した。

これらすべてに対し、女性章 11 節で遺産の分配のし方が提案され、「男性には女性 2 人分ほど」と述べられているからといって、当時コーランが女性に多くの権利を与えたにもかかわらず、今日、その権利は少ないものであると、言えるだろうか？われわれは、このようなことは言えないと考える。コーランのこの定めを検討するために、男性と女性の間の財産とのかかわりを全体として捉えなければならない。まず、亡くなった人物の母親または父親が活着している場合、二人ともに平等な権利が与えられており、遺産の分配に男女の区別がないことがわかる（現代の多くの法治国家で、死亡した人に子供がいる場合に両親に遺産が分配されないことは、その国の大きな欠点である）。この場合、コーランが男性に課す経済的責任について吟味することが役に立つ。まず、男性は結婚時に女性にマフルを与える義務を負

¹⁶⁷ Taberi, Tefsiru't-Taberi, VI, 525.

¹⁶⁸ Taberi, Tefsiru't-Taberi, VI, 524-526.

¹⁶⁹ Fatima Mernissi, *The Veil and the Male Elite*, 124.

っており、それが女性にとって有利な経済的利益であることを述べておく。それに加え、世界の多くの地域に根付いている伝統では、子どもたちにかかる支出はその父親が工面する。コーランによると、もし夫婦が離婚すれば、男性は授乳期に母親と子供の費用を捻出しなければならない（雌牛章 233 節）。それに加え、未亡人が受け取ったマフルとその所有する財産で生計が立てられない場合、彼女に適切な支援をすることが、アッラーの教えを慎重に守るすべてのムスリムの義務として定められている（雌牛章 241 節）。こうした状況を全体的に眺めた場合、女性が男性に比べて不利であるとは言えない。

これらすべてに加え、このテーマにおいても、コーランに柔軟性があることを振り返る必要がある。コーランは遺産についても柔軟で、死の前になされた遺言を優先すべきであることを説いている（食卓章 106 節、雌牛章 180 節、女性章 10~11 節）。なので、もしその人が望めば、息子と娘に平等に遺産を残すこともでき、娘により多くの遺産を残すこともできる。つまり、歴史や個人的条件に合わせてその人が置かれる様々な状況に応じて行動することができるのであり、コーランにそうした柔軟性があることが見て取れる。

まさにこの点で、コーランが説く宗教と伝統が説く宗教の大きな違いに着目しなければならない。遺産の分配のし方を提案するコーランの節では、はっきりと遺言が優先されているにもかかわらず、伝統的な認識では、「遺産に遺言はない」という捏造のハディースにより、コーランの四つの節で説かれている遺言を残す権利を取り除こうとする動きがあった。遺言を優先すべきであることを理解するのは、このことからしても特に重要である。

V

結婚と性生活

女性に不利な状況における「結婚」と「性生活」も、特に重要である。他のテーマと同様、結婚と性生活でも、捏造された宗教の解釈をもとに、女性をあたかも男性の奴隷にしようとする動きがあった。例えば、結婚という一大事において、女性は、自分の考えを述べる機会もなく、ときには幼い年齢で結婚を強いられた。女性の割礼はイスラムに関連しているという思い込みは世界各地にあり、多くの女性に障害を負わせるこの慣習を理由に、イスラムへの攻撃が行われている。姦淫した者への石打ちの刑は、イスラムらしい慣習であるという主張もある。イスラムで捕虜の女性（女奴隷）を「性奴隷」にしてもよいという主張があることも、物議をかもし別テーマである。この章では、こうしたテーマを取り上げていく。

1 女兒との結婚

イスラムが幼い女兒の結婚を認めており、さらにはそれが「預言者の割礼」であるという認識は広く存在しているが、それは大きな過ちである。この認識は、預言者ムハンマドが6歳のアーイシャと結婚し、アーイシャが9歳のときに寝所をともにしたと風聞するハディースに基づいている。また、下記のコーランの節が誤解されたことも手伝って、コーランによってその認識を裏付けようとする動きがあった。しかし、コーランの節を注意深く、かつ偏見を持たずに読むと、コーランが決して幼い年齢での結婚を認めていないことがわかってくる。

女性章 6 節：孤児たちを、結婚年齢に達するまで保護し、試しなさい。もし彼らに立派な分別があると、あなた方が認めるなら、彼らの財産を返しなさい。彼らが成人になるからといって、それを過度に急いで食べ尽くしてはならない。富める人は、その財産を使ってはならない。貧しい人は、その財産を適正に使いなさい。あなた方が彼らに財産を返すときは、彼らのために証人を立てなさい。アッラーは清算者として十分である。

この節で、孤児の財産を返す年齢は「結婚年齢」とであると、明確に定められている。見てのとおり、コーランは「結婚年齢」という尺度を説いている。「結婚年齢」が何歳であるかは述べられていないとはいえ、この定めだけでも、結婚のためにある程度の年齢と時期を見計らうべきであること、幼い子供の結婚が認められていないことを理解するのに十分である。

この節で注意すべき「分別」の概念も、結婚年齢を決める際に、性的な成熟度とは別の基準となっていると、われわれは考える。孤児に財産を返すには、孤児がある程度の分別を持っていることが求められており、孤児が、財産を受け取ることができる分別と、正しいことと間違っていることを区別する能力を持つべきであるとされている。

結婚にも、経済的側面があることを忘れてはならない。妻となる女性は、マフルの量を決める際、また結婚後に家庭を切り盛りする際に必要な決定を下すことができる分別を身に着けていなければならない。それと関連して、まだ「分別」を身に着けていない人に物や金銭を預けることができなければ、その人は、コーランで定められたマフルについて話し合うこと、家を切り盛りすること、つまり結婚生活を始め、続けることはできない。ここからわかる結果は、幼い女兒の結婚をイスラムが認めているという主張は、女性章6節と矛盾しているということである。なぜなら、結婚を強いられる女兒は、コーランで定められた結婚年齢に達しておらず、マフルについて決定することもできず、財産を管理するための分別も身に着いていないからである。

離婚章4節も、幼児婚の正しさを裏付けるために利用される節である。

離婚章4節；月経がないあなた方の妻について、その待つ期間は3か月と定める。月経のない (**lem yahidne**) 女性も同様とする。妊娠している女性の場合、その期間は彼女が荷を下ろすまでとする。アッラーを意識する人には、アッラーは物事を容易にする。

この節にある「月経のない」という表現を、「まだ月経を迎えていない」と訳す翻訳者もあり、それがもとで、月経を迎えていない子供とも結婚してよいということが認められた。しかし、アラビア語で「まだ」を意味する後置詞は、「**lem**」ではなく、「**lem ma**」である。なので、「まだ月経を迎えていない」という意味だった

とすれば、この節で「lem yahidne」ではなく「lem ma yahidne」という言葉が使われたはずである¹⁷⁰。そうでないことを考えると、この節からわかるのは、健康に問題があってもまったく月経がない女性は、離婚する際に3か月間待たなければならないということである。つまり、こうした女性は3度の月経を迎えるのではなく、3か月の期間経過を待たなければならない。また、この節には「女性」(nisa)という言葉があり、「女性たち」に関する定めが説かれているが、「女兒」という言葉はない。なので、その観点からも、この節が月経を迎えていない女兒に関するものだと考えられない。一方、当時のアラブ人の子供たちが今よりも早く思春期を迎えていたということが頻繁に語られているが、これは科学的に誤った別の捏造である。

性的に成熟せず、分別がない人は「結婚年齢」に達することはできず、それ以前に結婚に備えることができないことは明白である。一方、預言者ムハンマドがそうしたと言われているように、6歳で結婚したり、9歳で寝所をともにするということは、年齢をまったく考えていないという意味である。預言者ムハンマドがコーランを伝え、コーランの定めを実践していたことを考えると、コーランにそぐわない行動を預言者が取ったとは考えられない。この証拠だけでも、ハディースが捏造であることを示すのに十分である。自分が若い女兒と結婚し、その結婚を正当化しようとした者が、このようなハディースを捏造し、預言者ムハンマドについて嘘を語った可能性は高い。

女兒の結婚がコーランで禁じられていることから、この問題がイスラムとは無関係であり、さらには女兒の結婚がコーランにそぐわないことが見て取れる。コーランからもわかるように、結婚年齢に達しないまま、そして分別を身に着けないまま、女兒と男児を結婚させることができると主張することはできない。

預言者ムハンマドが6歳の少女と結婚して9歳で寝所をともにしたとする主張は、預言者に対する甚だしい中傷である。コーランを生かそうと努め、そして自ら最良の形でコーランの教えを実践した預言者ムハンマドが、コーランにそぐわないこのような行動を取ったとは考えられない。要するに、結婚するためにはその人が

¹⁷⁰ Fatih Orum, Kuran Işığında Küçüklerin Evlendiril(eme)mesi Meselesi, 137-158.

結婚年齢に達しており、分別を身に着けていなければならないのである。そうでない男児と女児を結婚させることはできない。

2 複婚

複婚に関する誤った理解の根底に、イスラムの定め、提案、禁止、禁止されていないものが正しく区別されていないことがある。例えば、礼拝はイスラムの定めにより分類され、どのムスリムも実践しなければならない。施しを秘密裏にすることは提案に分類されており、定めではないが、秘密裏の施しは実践した方がよいとされる。豚肉を食べないことは、イスラムでハラム（禁じられたもの）に分類されており、この禁止事項は絶対に避けなければならない。バクラヴァ（お菓子の一種）またはトカゲを食べることは禁止されていないものに分類され、それは定めとも罪ともされていない。人は禁止されていないものを好みもするし、好まないこともある。そうすることを選ぶべきであるとも、明らかにされていない。複婚がこの分類のどれに入るかという問いの答えが「禁じられていないもの」であることははっきりしている。複婚は、定めまたは罪でもないと同時に、提案されていることでもない（バクラヴァまたはトカゲを食べることを好んでも好まなくてもいいのと同様に）。しかし、複婚をもとにイスラムを批判する人々の大半は、複婚がまるで定めか提案であるかのように語る。

コーランは、多くの時代の様々な文化、様々な気候、様々な社会構造に下った啓典であり、7世紀と同様、21世紀にも実践される。農耕社会と同様に現代の産業社会にも生かされる。大家族と同様に核家族でも、戦時と同様に平和な時代にも、である。コーランがこれほどまでに異なる時代や環境に適応できる最大の要素のひとつは、禁じられていないもののカテゴリーが広いことにある。コーランが明確に禁じていないものはどれも、禁じられていないものである。何か禁じられていないものであるためには、禁じられていないと宣言することは不必要である。例えば、コーランの中に「バクラヴァまたはトカゲを食べることは禁じられていない」という文言を探す必要はない。これがハラムでないということは、「禁じられていないもの」の幅広いカテゴリーに入ることを理解するのに十分である（食卓章 101 節）。今日、多くの専門家が、バクラヴァは健康に悪いと言ってバクラヴァを食べ

ることに反対しており、また多くの人々が、トカゲを食べるということはとても異常であることからトカゲを食べようとはしない。この二つのことが「禁じられていないもの」に分類されていることは、この二つのことに反対することができないことも、多くの人々がそれを避けるべきであるということも示していない。これらのことが「ハラム」（禁じられたもの）であると言わなくとも、それを避けることができる。それでも、自分で考えた結果そうしたい人々はそうする自由を奪われはしない。複婚に関しても同じである。複婚を望まない人々はそうしなくてもよく、望む人々はそうしてもよい。

同様に、コーランによると、男性が法衣、スーツ、着物、シャルヴァル（袴のような衣服）、ジーンズ、キルト（スコットランドのスカート状の伝統衣装）を身に着けることも禁じられていない。ある文化でキルトを身に着けること、別の文化で着物を着ること、またはジーンズをはくことは変に思われ、批判を受け、非難を浴びることもある。しかし、それが「ハラム」（禁じられたもの）であるとは決して言えない。なぜなら、これらのことをハラムとするコーランの文言がないからである。コーランがこれらのことを禁じていないため、スコットランドのキルト、極東の着物、また現代文化の若者のジーンズを着ていても、ムスリムでいることは可能である。複婚も、このように捉えなければならない。なぜなら、歴史の中の様々な文化でこの結婚制度は異常とされずに適用され、そうした文化に暮らす人々は、その秩序を壊すことなくムスリムでいられたからである。また、歴史における多くの戦争において、男性が死亡し女性が多く生き残ったことがあった。このような条件下でも、その社会を存続させ、その力を維持し、多くの女性が被害者となることを防ぐために、複婚が禁じられなかったことは大きな利点となった。

要するに、複婚は、宗教的な定めまたは提案ではなく、様々な時代の多くの文化で受け入れられた制度なのである。様々な時代におけるすべての文化が、21世紀の状況や産業社会に沿って形成されていることを期待するのは、時代錯誤的な、単純な考え方である。しかし、こうしたことがあるにせよ、戦争がないことから、また、男女の人口がほぼ同じであることから、複婚を実践する人々は、ほぼすべての社会で例外となり、ほとんどの人々が複婚を実践している。

この件で重要な点は、女性が望む人物と結婚する権利、そして離婚する権利を持っているということである。実際に大きな問題となっているのは、女性が自分の生活に関するこの重要な決定を自由に下すことが妨げられることである。女性が愛してもいない人物と結婚させられること、また離婚したいのに圧力をかけられて結婚したままではいることは、人が自由意志によって行い、継続する複婚よりも大きな問題である。人は圧力を受けることなく、誤った決定すら自由に下すことができ、そうしないこともできるが、それがハラム（禁じられたもの）であるとは言えない。例えば、われわれに20歳の友人または息子がいたとして、90歳の女性と結婚しようとするれば、われわれはこの結婚に反対するかもしれない。しかし、この結婚は宗教上は「禁じられていないもの」に分類されているので、ほぼすべての国の法制度において当事者は（自由意志によるものであることを条件に）このような結婚を実現することができる。このような選択において世界の法制度を批判することができないのと同じ形で、複婚も「禁じられていないもの」に分類されるため、イスラムを批判することはできない。

しかし、コーランは、複婚を「ハラム」としていないものの、このような結婚において妻たちに対し公正にふるまうことを条件としており、なので複婚は難しい。

女性章3節：もしあなた方が孤児（*yetim*）に対して公正にできない恐れがあるなら、あなた方にとって適当と思われる女性たちから2人、3人または4人と結婚しなさい。でも、あなた方が公平にできない恐れがあるなら、1人だけにしておるか、またはあなた方が管理する女性と結婚しなさい。これは、あなた方が道を誤らないために、最も近い道である。

女性章129節：あなた方は妻たちの間を公平にしようと望んでも、到底できないだろう。偏愛に傾き、妻の1人を、夫がいるような状態にもいないような状態にも、あいまいに放置してはならない。しかし、すべてがうまくいき、アッラーに対する責任を意識するなら、アッラーはよく赦すお方であり、慈悲深いお方である。

この二つの節は、複婚を公正にしようとすると、それがどれほど難しい結婚であるか、妻たちを公平に扱うことがどれだけ難しいことであることを示している。女性章3節を理解するために、まず「*yetim*」という言葉がどういう意味であるかを把握しなければならない。「*yetim*」とは、両親を亡くした者を指すのと同様、アラビア

語では夫を亡くした女性も指す。この節の前後を見てみると、この人々の財産を手に入れようとする者への警告があることがわかる。この節でも、こうした女性の財産を手に入れるためにその女性と結婚しようとする者への警告がある。それは、あたかも「私はこの寡婦の財産を手に入れるためにこの寡婦と結婚しよう。他の妻とも結婚してそちらと暮らし、財産を手に入れたこの寡婦の面倒を見ずに放っておこう」などという考えに対する警告のようである。こうして、悪い魂胆を持つ者に対し「複婚は禁じられてはいないが、女性の財産を手に入れるために結婚し、妻たちを公平に扱わずにその女性を放っておくことは禁じられており、妻たちを公平に扱えないのであれば妻は1人にしておくべき」と述べられており、身寄りのない女性が不公平な扱いを受ける可能性について警告がなされている。この節は、このメッセージを伝えることで、複婚は公平にこそなされるべきということにも注意を促している。

3 女性の結婚・離婚する権利

ムスリムが人口の大半を占める多くの地域では、女性は自分の自由意志で結婚できない。また、結婚生活がどれほど酷くても、やはり自分の自由意志では離婚できない。このように、女性の自由意志が奪われているのは「イスラム」によるものだと主張する人々がいる。しかし、コーランは、女性の結婚・離婚する権利はその父親または夫の手にあるとはまったく述べていない。男性が結婚・離婚の当事者であるのと同様、女性も結婚・離婚の当事者なのである。

コーランによれば、夫婦はお互いへの愛情と慈しみを抱き、一緒にいて安心できる（東ローマ人章 21 節）存在として創られており、お互いを補う衣（雌牛章 187 節）とされている。このように定義された関係においては、女性に意志がなく、自由意志により選ぶ権利をコーランが男性のみに与えているとは考えられない。また、雌牛章 221 節でも、男性も女性も「アッラーに同位を配する者」を気に入っても、その者と結婚してはならないとされている。この節からも、結婚において「気に入る」とはある基準であり、男性であれ女性であれ、その基準により決定を下すことができるということがわかる。

一定の分別がついて子供時代を後にした女性は、同じように一定の分別がついて子供時代を後にした男性と同様、誰と結婚するかしないかを決める権利を持つ。女性であれ男性であれ、当事者は結婚するとき、家族や信頼できる人々に意見を求めることもあり、他の人々の意見が、結婚するかしないかという決定に影響することもあるだろう。しかし、それも、その人の自由意志による選択である。このことは、女性と同様、男性の結婚の決意についても同じである。女性が結婚のために家族の許可を得るのは宗教的な定めであると言うのは、イスラムに対する中傷である。ここで問題なのは、文化的な状況が宗教的な定めとすり替えられることである。イスラム史における多くの事例において、女性が自分の意志により男性と結婚することを認め、また拒否したことがわかっている。例えば、初代カリフの娘、ウンム・グルスムは、カリフとしてウマルに最も勢いがあった時代に、ウマルのプロポーズを断っている¹⁷¹。要するに、コーランは、女性の結婚における選ぶ権利を奪っていないため、女性が自分の結婚を決める権利を持っていないとは誰も主張することができないのである。

結婚がふつうの出来事であるように、夫婦が不仲で不和のときは、離婚もふつうのことである。そして、一般的な考えとは裏腹に、コーランは、離婚する権利は男性のみにあるとは一切定めておらず、離婚する権利を男性にも女性にも認めている。本書の始めからわれわれが伝えてきた原則に照らし合わせれば、女性に離婚する権利がないと主張するためには、女性にその権利がないということを、コーランがはっきりと告げていなければならない。そして、コーランにはそのような節はないのである。例えば、ナスを食べること、テニスをすること、ギターを弾くことが禁じられていないことを理解するのに、これらがハラル（許されたもの）であると述べる節はなくともよい。これらを禁じる節がないということだけでも、それらが禁じられたものでないことを理解するのに十分である。同様に、女性が男性と離婚する権利を封じる節がないことだけでも、女性も男性と同様、その権利を行使することが許されていることを理解するのに十分である。

しかし、今日多くの地域で「イスラム」のもとに適用されている離婚の法律によると、夫は妻に対し、離婚すると言うだけで離婚することができるが、離婚を望む

¹⁷¹ Taberi, Tarih, IV, 199-200.

女性は「hul」という制度に訴え、夫の承認を得なければならない¹⁷²。この制度において、女性は夫の承認を得るためにあらゆる困難を突き付けられ、たいていは多額のお金を払って自由を買い取らなければならない。一方、夫は、提案された金額を受け入れないか、さらに多くの金額を要求する権利も持つ。夫が離婚を拒否すれば、この制度は無効となり、この件は裁判所に持ち込まれる。この制度で離婚できなかった女性は、自分の意志だけでは離婚できないため、自分が正しいことを裁判所に証明してはじめて離婚する権利を手に入れるのである。

中には、女性は離婚する権利を持たないとするコーランの文言が見当たらないため、以下の節における「結婚の契りを握る」という文言が、男性のみに離婚する権利があることを証明していると言う人々もいる。その節を次に挙げる。

雌牛章 237 節：あなた方が彼女たちのためにマフルを定めたけれど、彼女たちに触れる前に離別するなら、定めたマフルの半分を与えなさい。彼女らがマフルの受け取りを免じるか、結婚の契りを握る男性が免じるなら、別である。そして男性が免じることの方が篤信に近いのである。あなた方は互いに友誼を忘れてはならない。アッラーはあなた方の行うことをすべてお見通しである。

この節を、一部の人々の主張どおりに理解したとしても、「女性は離婚できない」ということを明確に定めていないため、この節からも、女性は離婚できないという意味を引き出すことはできない。この節は、その時点の状況について説明する節として認識される。一方、この節を注意して読むと、離婚する権利が誰にあるかということ語っていないことがわかる。この節では、結婚の際に夫が妻に渡すべき有価物であるマフルについて語られており（マフルの詳細については関連する章をお読みいただきたい）、夫婦の間で性交渉がないまま離婚ということになれば、決められたマフルの半分を払うよう述べられている。女性がその金額の受け取りを放棄することも、男性がマフルの全額を渡すことも可能であると述べられており、男性がそうすることの方がより適切であることが付け加えられている。ここで語られているのは、男性が手にし、女性に与えるマフルである。なので、「結婚の契り

¹⁷² “hul/muhalea”：辞書では「衣服を脱ぐ、わける」という意味の hul は、イスラム法で女性が一定の代償を与える見返りに、夫が離婚を受け入れたうえで結婚から解放されることを表す。相互の了解によりなされることからこの手続きを muhalea という（Fahrettin Atar, “Muhalea”, TDV İslam Ansiklopedisi, XXX, 399.）。

を握る人」という言葉について、男性が離婚する権利を持っているというのではなく、女性に与えるマフルを手に行っていると理解する方が適切である。

これらすべてに加えて、預言者ムハンマドの生涯を調べてみると、結婚したものの、女性が離婚を望んだ場合に性交渉することなく離別した妻たちがいることが、一部資料で伝えられている。これらの資料によると、アスマ・ビント・アル・ヌマン、ムライカ・ビント・カーブ、ファティマ・ビント・アル・ダハクがそのように預言者ムハンマドと離婚している¹⁷³。「イスラムにおける女性」についての専門家であるファティマ・メルニーシーはこの三件の出来事を、預言者ムハンマドの時代に女性も夫と離婚する権利を持っていた証拠として示した。この件において、離婚を望まれた人物が預言者ムハンマドであることすら、女性が離婚する権利を持つという事実を変えはしない。

コーランには、離婚の際とその後に、女性に対する不正や圧迫を阻止する文言もある。

離婚章 6 節：彼女たちを、あなた方の暮らしている所であなた方の力に応じて住まわせなさい。彼女たちを圧迫して困らせてはならない。もし妊娠しているならば、出産するまで彼女たちのために支出しなさい。もし彼女たちが授乳する場合は、その経費を与え、あなた方の間で良識をもって相談しなさい。あなた方の話がまとまらなければ、父親の経費の見返りに他の女性に授乳させなさい。

見てのとおり、コーランには、女性が経済的に、また子供が理由で、離婚した夫から困難を突き付けられることを防ぎ、女性を守る文言がある。次の節は、離婚して、待つ期間が終了した女性を困難な目に遭わせないように告げている。

離婚章 2 節：待つ期間が終了したときは、良識をもって留めるか、または良識をもって別れなさい。そしてあなた方の中から公正な二人の証人を立て、アッラーに対して証言させなさい。これは、アッラーと最後の日を信じる人への諭しである。また、アッラーを意識する人には、アッラーは解決の出口を与える。

コーランの節により、女性の権利が守られ、結婚時と離婚時に経験する困難が解消されている。しかし、預言者ムハンマドの死後、女性に与えられた諸々の権利は

¹⁷³ Ibn Sa'd, et-Tabakatü'l-kübra, VIII, 117; 127, 176; Zehebi, Siyeru a'lami'n-nübela, II, 493.

時とともに奪われていき、結婚する権利・離婚する権利も奪われ、イスラムがそのために利用された。しかし、コーランは、結婚する権利・離婚する権利について、男性に認められた権利を女性にも認めており、この点で性別に基づく区別はまったくないことがわかる。

4 女性の割礼

女性の割礼は、特にアフリカや中東で見られる慣習であり、エジプト、エチオピア、ケニア、ソマリアなどの国々ではごく広く行われている。世界中で、1億人から2億人の女性が割礼を受けていると、推測されている。

割礼は、一般的に、ナイフまたはカミソリなどの道具で、乳児期と思春期の間の期間に行われる。女性の性器から取られる部分の大きさによって、いくつかの異なる方法があり、その取られる部分が大きければ大きいほど、女性の健康に害が及ぶ。その施術のどれも、健康にとって危険である。その施術は、最も衛生的な条件下で行われ、合併症が一切ないとしても、女性の健康に極めて有害であることが、世界保健機関（WHO）その他の多くの保健専門機関によって何度も伝えられてきた。この慣習にさらされた女性は、用を足すとき、月経のとき、出産のとき、性交渉のときに痛みを覚える。この施術の際に発生した合併症のせいで死亡する、または健康を損なう女性が数多くいることもわかっている。

アフリカのムスリムのほかにも、キリスト教徒その他の宗教の信者の女性も割礼を受けていることは、この慣習がイスラムではなく各地域の文化や伝統に関係していることの最大の指標である。例えば、ミイラの調査からも、この慣習が古代エジプトにも存在したことがわかっている。また、現代の一例を取り上げると、ニジェールで、キリスト教徒の女性の55%が割礼を受けており、ムスリムの女性は2%のみが割礼を受けていることがわかっている¹⁷⁴。

では、女性にとって非常に有害で、1億人以上の女性に障害を与え、何千年も続いてきたこの慣習について、「イスラムと女性」というこの本書でなぜ取り上げる必要があるのだろうか？残念なことに、女性に非常に有害なこのアフリカの慣習をイ

¹⁷⁴ 4 https://www.unicef.org/cbsc/files/UNICEF_FGM_report_July_2013_Hi_res.pdf

スラムと関連付けようとした人々が、ここでもハディースを捏造してこの慣習を「イスラム化」しようとしたのである。ハディース六書のうちアブー・ダーウードでは、預言者ムハンマドはメディナの女性割礼施術者ウンム・アティーヤに次のように告げたとされている。

深く切りすぎてはならない。なぜなら深く切らない方が、女にとってもその夫にとってもより良いからである¹⁷⁵。

「イスラムにおける女性の夫に対する義務」 (İslam'da Kadının Eşine Karşı Vazifeleri) の著者、アブドルラヒム・ハミドによると、女性の割礼は飾りである。なぜなら、割礼は顔を美しくし、本能を躰けるからである¹⁷⁶！見てのとおり、割礼の慣習は、捏造のハディースが女性の生活にもたらした悪影響の具体的な例である。

女性の割礼がないイスラム諸国が多くありながら、この国々の神学者の多くは、アブー・ダーウードその他の資料で扱われているこの慣習に触れるハディースが捏造であると述べてはおらず、さらにはそうしたハディースを擁護している。一方、イスラムを敵視する多くの人々が、この慣習に関するハディースや、イスラムのもとにこの慣習を擁護する人々を指して、ドキュメンタリーやソーシャルメディアなどの場でイスラムを攻撃している。コーランを中心に据えず、捏造を取り除いてもいないイスラムの認識が招いた災厄が、ここにも現れている。

5 女性が月経中にはしないこと？

女性は月経中に礼拝所に行ってはならず、断食をしてはならず、礼拝をしてはならず、さらにはコーランに触れてはならないということが、「イスラム」の名のもとに語られている。しかし、コーランは、こうした行いを月経中にすることを禁じていない。それに関するコーランの節を次に挙げる。

¹⁷⁵ アブー・ダーウード“Edeb”,179 アブー・ダーウードはこのハディースを伝えた後にこのハディースが不十分であることを述べている。ハディース史とその手法の著名人の誰もが知っているように、アブー・ダーウードは、著作「スナン」を広めるために記した“Risale ila ehli Mekke fi vasfi Sünenih”で、正しいハディースが見つからなかったときにその事柄に関して不十分なハディースを重視したことを述べている。

¹⁷⁶ Abdülhalim Hamid, İslam'da Kadının Eşine Karşı Vazifeleri, 12.

雌牛章 222 節：その人たちは月経についてあなた（ムハンマド）に尋ねるだろう。言いなさい。「それは苦痛を伴うものである。だから月経のときには妻たちから離れて、彼女たちが清まるまで近づいてはならない。清まったときには、あなた方へのアッラーの命に従い、彼女たちに近づいてもかまわない」。誠にアッラーは悔いて戻り来る人たちを愛し、清浄な人たちを愛する。

コーランで月経期に関する唯一の禁止事項は、その期間中に性交渉をしてはならないということで、これは女性にも男性にも共通して禁じられている。もしアッラーが、女性が月経中にコーランを読んでではなく、礼拝所に行ってもならず、礼拝をしてではなく、断食をしてはならないと命じていたとすれば、一言でもそう述べていたはずである。そのような禁止がコーランにないことは、これらの禁止を掲げるあらゆる主張を否定するのに十分である。宗務長官も務めたことのあるコーラン解説者、スレイマン・アテシ氏も、こうした考え方を受け入れている。

「コーランが禁じていないことを誰も禁じることはできない。コーランにそぐわない物事は伝えてはならない。そうしたハディースは、預言者ムハンマドへの中傷である。月経中の女性について、ユダヤ教その他様々な民族からアラブの文化に入り込んだ伝統が、ハディースとされ、イスラム文学にも入り込んだ。こうした伝統が本物だったとすれば、女性が月経中にこうした行為をしてはならないという文言が、コーランにあったはずである。なぜならコーランは、礼拝をしてはならないというような重要な事柄について沈黙せず、はっきりと伝えるからである。コーランは、月経中の女性と性交渉してはならないと述べているが、月経中の女性が礼拝をしてはならず、断食してはならず、他の宗教的行為をしてはならないということなぜ定めていないか？それとも、アッラーの前で、性交渉の方が、礼拝や断食よりも、コーランを読むことよりももっと大事なのだろうか？コーランにそぐわないこのような考え方や慣習を捨て、コーランに回帰して、コーランのお告げをこそ実践しなければならない」¹⁷⁷

忘れてはならないのは、礼拝はムスリムの生活の中でとても重要だということである。アッラーの僕^{しもべ}は、一日の定められた時刻にアッラーに向かい、アッラーとの

¹⁷⁷ Süleyman Ateş, Kur'an Ansiklopedisi, Cilt: 8, 17.

結びつきを維持するもので、その礼拝には災厄も補償もない。なので、ムスリムは、危険のもとで旅をしていても、さらには戦争のような困難な条件下でも、礼拝を欠かさない。乗り物の上で礼拝するか、礼拝を短くするだけである。

雌牛章 239 節：あなた方が身に危険を感じる時は、徒歩または騎乗のまま礼拝しなさい。そして安全になったときは、あなた方が知らなかったことをアッラーが教えたように、アッラーを想いなさい。

女性章 10 節：あなた方が大地を旅するとき、もし非信者たちに害を加えられる恐れがあるときは、礼拝を短くしても責めはない。誠に非信者は、あなた方の明らかな敵である。

危険な状態にあるときすら礼拝を欠かさないので、なぜ女性はその生活の 5 分の 1 に相当する時期に礼拝をしてはならないというのだろうか？それも、コーランはそんなことは一言も告げていないというのに。しかし、コーランでは、病人が、病気になって断食できなかつた日数分だけ他の日に断食することを認めている（雌牛章 185 節）。月経期に大変な思いをする女性もいる。もちろん、この女性たちは病人に対して認められたのと同様、断食を他の時期にすることができる。また、アッラーと繋がる人々の礼拝を禁止し、月経期の女性をまるで汚れているかのように捉えることは、修正すべき事柄であり、コーランによる裏付けのない大問題である。しかし、この特別な状況にいる女性の礼拝を禁じる根源がハディースにあるとはいえ、月経期の女性があらゆる礼拝を実施していたこと、礼拝所から遠ざかっていなかったことを表すハディースもある。

預言者は妻のアーイシャに、「礼拝所から私に礼拝用の絨毯を持ってきなさい」と言い、アーイシャは月経であることを述べた。預言者は、「月経はそなたの望みによるものではない。そなたは礼拝所に行き、私に礼拝用の絨毯を持ってきなさい」と言った¹⁷⁸。

¹⁷⁸ Müslim, "Hayız", 11, 12; ibn Mace, "Taharet", 120; Ebu Davud, "Taharet", 103; Tirmizi, "Taharet", 101; Nesai, "Taharet", 177.

このハディースは、月経期の女性をモスクから遠ざけようとする者への答えである。この件で、ティルミジー、アブー・ダーウード、ナサイ、イブン・マジャ、ムスリムが伝えたハディースを次に挙げる。

ユダヤ教徒は、女たちが月経中であることを知ると、女たちと食事せず、女たちと同じ家に留まらなかった。サハーバ（教友）がこのことを預言者に尋ねると、預言者は、「そなたに月経について尋ねる者がいる。『月経は、楽でない状態である。月経になったら女たちから遠ざかるように』と言いなさい」と言った。・・・
(雌牛章 222 節) この節が啓示された。そして預言者は、「契り（性交渉）以外のすべてのことをしてもよい」と言った¹⁷⁹。

このハディースは、女性に対する禁止がユダヤ教の伝承からイスラムに入り込んだことを示しているために重要である。ユダヤ教徒は、月経期の女性は汚れており、聖書に触れてはならず、礼拝してはならず、月経期に着たどの服も汚れていると述べている。アッラーが下した教えとしてのユダヤ教において、このような定めがどのように作り上げられたかについてはコメントできないが、コーランがこのような禁止を裏付けていないことは楽に言える。

要するに、月経期に女性が礼拝所に行き、コーランを読み、断食し、礼拝することを禁止することは、修正すべき大きな過ちなのである。ユダヤ教の伝承がイスラム、特に女性の問題に及ぼした負の影響がどれほど大きなものであるか、改めて見て取れる。

6 畑に望みどおり近づくこと

男女の関係について語るコーランの優れた比喻にも、誤った理解に繋がったものがある。

雌牛章 223 節：女性たちは、あなた方にとって蒔く地である。あなた方が望むように蒔く地に近づきなさい。

¹⁷⁹ Müslim “Hayız”, 16; İbn Mace, “Taharet”, 125; Ebu Davud, “Taharet”, 102, “Nikah”, 47; Tirmizi, “Tefsir”, 3; Nesai, “Taharet”, 185.

この節で、われわれは「hars」という言葉を「蒔く地」と訳したが、多くの翻訳でこの「hars」は「畑」という意味づけをされている。この訳は、女性を物のように例えているとの批判を受けており、誤った理解を招いている。しかし、「畑」と訳されている「hars」という言葉をほぼ同じ意味の「庭」と訳し、この節を「女性たちはあなた方の庭である」と訳せば、おそらく多くの人々にとって問題はなかっただろう。なので、トルコ語であまり好まないとされない「畑」ではなく、「蒔く地」と定義することが適切である。事実、「hars」という言葉の動詞化したものは、次の節で「種を蒔く」という意味で使われている。

出来事章 63 節：あなた方は自分が蒔いたもの（種）を見たのか。

歴史の中の多くの時代に土は聖なるものとされ、その結果「大地母神」というような定義も生まれた。特に農耕に従事する人々は、土と畑が生計の源であることを常に知り、土に敬意を払い、土を土として創った神々に感謝していた。事実、われわれ一人一人が存在しているのは、コーランの節の比喩に合うとおり、土（畑、庭）で植物が育つさまと似ている。種が畑に残されて育つように、われわれも父親が母親に精子を残したことで存在している。われわれは誰でも、種・土・植物というプロセスに似た、精子・女性・子供というプロセスの産物である。この比喩は、このプロセスによりわれわれを熟考させるとても良い比喩である。

この節は、夫婦の関係から子供が生まれるというプロセスにより熟考を促すほかにも、とても重要な機能を果たしている。多くの人々が、性交渉の際に何がなされ、何ができないかに関心を抱いている。現代において、宗教に関する質問に答えるインターネットサイトを見ると、この問いの答えが人々の大多数にとって重要であることがわかる。この節は、夫婦が様々な形の性交渉を行ってよいことを伝え、人々のこの問いに答えを与えている。

7 夫の性欲に応える義務

夫に従うことが女性の宗教的義務であると主張する者は、それが性交渉においても女性の果たす義務であると、特に強調し、このことにおいても捏造のハディース

によって女性を「躰け」ようとした。この件で捏造されたハディースの例を次に挙げる。

アッラーに誓う。男が性交渉のために妻を寢所に呼んだときに女が応じなかった場合、夫が女を許すまで、アッラーは女に怒りを下す¹⁸⁰。

男が妻を寢所に呼んだときに妻が来ようとしなければ、朝まで天使たちが女を呪う¹⁸¹。

フィクフ（イスラム法学）の書物の中には、結婚を次のように定義しているものもある。

（結婚は）女を性的に活用するために男と女の間で結ばれる契約である¹⁸²。

ハディースとフィクフの書物によるこの定義に対し、コーランは、夫婦の関係を、互いを補うものであると述べている。この捏造のハディースとフィクフの書物による定義に対し、次の二つのコーランの節が優れた答えを示している。

東ローマ人章 21 節：アッラーの印のひとつは、あなた方が静穏を得られるように、アッラーがあなた方のためにあなた方自身から伴侶を創ったことである。確かに、その中には熟考する人々への証がある。

雌牛章 187 節：齋戒（断食）の夜、あなた方には、あなた方の妻に近づくことが許されている。彼女たちはあなた方の衣で、あなた方は彼女たちの衣である。

見てのとおり、女性と男性の間の性交渉も含む「補い合うものの関係」について、コーランは優れた表現で語っている。男性の性欲に応えないことは、捏造のハディースにあるように、「アッラーの呪い」または「天使の呪い」を受ける理由とされてはいない。コーランは、多くの事柄についての決定を人間にゆだねている。例えば、家の中に家具をどう備え付けるか、家または礼拝所の建築様式をどうするかについて、コーランは語らない。このことと、他にもいくつもある事柄の詳細は、人間の見解にゆだねられている。アッラーが命じるように、正義を守ること、不正をしないことなどの基本的な原理の枠の中で、人々は、自分の生きる時代や文

¹⁸⁰ Müslim, “Nikah”, 121.

¹⁸¹ Buhari, “Bedü'l-halk”, 7; Müslim, “Nikah”, 122; Ebu Davud, “Nikah”, 41.

¹⁸² Mehmet Okuyan, Kadına Yönelik Şiddete Kur'an'ın Bakışı, 110.

化によって、コーランが「意識的な沈黙」を守っている事柄については自ら決定することができる。同様に、夫婦は性交渉に関して、お互いの希望を考慮して自分がどうするか決める。性交渉において不和が生じたときに、「アッラーの呪い」または「天使の呪い」が下るなど、コーランが述べていないことを述べることは、アッラーの名のもとに嘘をつくという意味である。自分が言いたいことを何でもコーランに言わせようとする者は、多くの事柄についてのコーランの「意識的な沈黙」を理解できておらず、それを自分の望みどおりに扱おうとした。

このようなハディースは、ハディース書の著者が全員男性であることによる問題と、これらの男性が自分の望みのために宗教を道具化するのを躊躇わなかったことを浮き彫りにしている。コーランにないのに、なぜハディースとフィクフの書物がこのようなおかしな事柄に満ちているのかを、真剣に考えなければならない。この問いの答えは、われわれが本書を通して示そうと努めてきたように、単純である。それは、ハディース書に、預言者ムハンマドを引き合いに出す捏造が数多くあることである。人間の生活と女性に対する自分の視点を多くの人々に認めさせようとした人々が、預言者ムハンマドにその嘘をなすりつけてそれを本物に見せようとしたのである。

8 姦淫した者に対する石打ちの刑

結婚していながら姦淫した者を殺害する石打ちの刑は、最大の議論の的となっているテーマである。石打ちの刑は、女性にも男性にも実行すべきとされていることから、本書の他のテーマのように、女性のみに関する問題であるとは言えない。しかし、石打ちの刑はイスラムへの批判を招いており、捏造のハディースによりコーランの定めを否定する動きの良い例であることから、われわれは本書でこのテーマも取り扱うことにした。

イスラムで姦淫、つまり婚外交渉は、明確に禁じられている。しかし、その罪の罰は、コーランによれば「石打ちの刑」ではなく、姦淫した者は結婚・未婚の区別なく、顔を打つことである。しかし、そのようなコーランの明確な節があるにもかかわらず、フィクフ（イスラム法学）の書物はこの行為を石打ちの刑であると述べており、それに基づいてシャリーア（イスラム法）が支配的な多くの国々でこの刑

が実行されている。人々の主張によれば、「石打ちの刑」は、豆の大きさの石で行い（石打ちの刑を受ける者が拷問により長い時間をかけて死ぬという意味である）、女性は穴に埋められた状態で、男性も立ったまま石打ちを受けなければならない。では、姦淫に対してこのような罰が見込まれているのであれば、この罰がコーランにないのはなぜだろうか？しかも、このような罰の存在は、コーランの節とは矛盾してもいる。コーランの節に矛盾が一切ないことがコーランで述べられており、それが、コーランが、アッラーが下した啓示であるという証拠である（女性章 82 節）。なのに、石打ちの刑を擁護する者は、コーランと矛盾する定めをイスラムの中に引き入れて矛盾を生んでおり、コーランの矛盾のない内容と矛盾する定めを「宗教」として擁護している。

「石打ちの刑」は、コーランが定めていない行為であるほか、コーランで見込まれた罰と矛盾しているため、コーランにそぐわない事柄である。しかし、コーランでは姦淫の罪に対し、肌に害を及ぼす「celde」という言葉だけが使われており、この言葉により、罰は、その人の肌の下部に達して組織を傷つけるような激しい行為であってはならないと述べられている。これに関するコーランの節を次に挙げる。

御光章 2 節：姦淫した女性と姦淫した男性については、各人を 100 回（celde : 肌を打つ棒）で打ちなさい。アッラーと最後の日を信じるなら、アッラーの教えに順じて、その人たちへの痛みの心があなた方を捕えることがないように。そして信者の一団を、この二人の罰に立ち合わせなさい。

ここで、「celde」という言葉が選ばれており、「棒、杖」などの言葉が使われていないこと、人々の一団がこの罰に立ち会うべきこと、罪を犯した者の体に害を与えることではなく、人々もこの罰を目撃することが目標であることがわかる。一方、石打ちの刑に比べればずっと軽い罰である「celde」という打つ行為のためにすら、「アッラーの教えに順じて、その人たちへの痛みの心があなた方を捕えることがないように」と述べられているのに、コーランにまったくない、極めて重い罰である石打ちの刑を実行すべきであると、どうしたら明言できるのだろうか？

周知のとおり、コーランは、姦淫の罰を実行するために、4 人の証人を立ち合わせるべきとしている（御光章 4 節）。これは、この罰を、複数の人を明確な証人として実行すべきということである。4 人がシャハーダ（信仰告白）をしなければ、姦淫

の罰を実行することは決してできない。では、4人の証人が姦淫の罪の証言をすることは、簡単なことだろうか？まったく簡単ではない。なぜなら、コーランによれば、他人の家に許可なく入ることはできないからである（御光章 27、28 節）。男女が姦淫の罪を犯した家にも許可なく入ることができないとすれば、4人の証人が、個人的な場で行われる姦淫を目撃することは、ほぼ不可能である。とすれば、コーランの定めの実践的な意味は、姦淫が公の場で、公然と行われたときに罰を与えということになる。個人的な場で行われる姦淫には、この世の罰は下されない。なぜならそれを4人の証人が目撃することは不可能だからである。この罰により、売春宿などの、公然と姦淫が行われるような場所はなくなる。

初期イスラムの時代から、「石打ちの刑」に反対するハワーリジュ派などのグループがすでにいたことが、資料で伝えられている。しかし、この刑は、こうした反対派がいたにもかかわらず、捏造のハディースを介してイスラムに入り込んだ。おそらく、コーランにおける姦淫への罰を少ないと見た者が、ユダヤ教の伝承にあるこの定めを「イスラム」に持ち込んだのだろう。イスラムに捏造が入り込むこととなった最大の源であるユダヤ教の伝承にはこのような定めがあるため、それがどこからどうやってイスラムに入り込んだのかを理解することは簡単である。さらに、それを引き起こした者は、この重い罰を認めさせようとした一方で、コーランに欠点があるという意味のハディースを捏造することすら厭わなかった。例えば、この件で捏造されたハディースによると、姦淫した者への石打ちの刑は、本来コーランにあったという。預言者ムハンマドの死後、その妻アーイシャの家に入った空腹のヤギが、その節が記されたページを食べてしまい、それによりこの節はヤギによって消され、石打ちの刑の定めは消えてしまった¹⁸³。預言者ムハンマドの死後に完成され、人々の記憶に残っていたコーランの一節が、空腹のヤギがそのページを食べたからといってどう消されるというのだろうか？その節が記されていたページをヤギが食べたとしても、その時代にいた多くのハーフェズ（コーランを暗唱している者）がコーランを記憶していなかったのだろうか？この節の食べられていない版が他になかったのだろうか？ヤギの話は、コーランは守られているとするアル・ヒジュール章 9 節のようなコーランの節と矛盾していないだろうか？また、姦淫に関する定め

¹⁸³ Ahmed b. Hanbel, Müsned, XLIII, 342; İbn Mace, "Nikah", 36.

がコーランにあるのに、その定めと矛盾する他の定めがどうしたらあり得るだろうか？ヤギが消したとされる定めが、コーランにある他の定めをどうしたら無効にすることができるだろうか？石打ちの刑に異議を唱える者に対して石打ちの刑を認めさせるためにこんな話が作り出され、ハディース書に盛り込まれたということは、楽に言える。さらに、この捏造は、一部の人々が「最も信頼に足る」としている六大真正ハディース集成書にも記されている。

石打ちの刑を認めさせるために、他にも滑稽な捏造が作り出された。ブハーリーが伝えたところによると、イブン・マイモーンは、姦淫したサル（猿）の石打ちの刑に加わった¹⁸⁴。石打ちの刑がどれほど適した罰であるか、サルすらも石打ちの刑を実践しているのに、その必要性を理解できない者がいることを説こうとしたこの話を、ただブハーリーが伝えたからといって、絶対的に正しいかのように擁護する人々は多くいる。サルに結婚は義務付けられているだろうか？サル（猿）の姦淫ということがあり得るだろうか？こうした問いのように、この言い伝えの滑稽さを浮き彫りにする問いはたくさんある。他のハディースでは、二代目カリフのウマルが、

「ウマルがコーランに追加の事項を付け足している、と人々が言うことを私が恐れていなければ、私はこの石打ちの刑をコーランに記していただろう」

と言ったことが伝えられている¹⁸⁵。有名なハディース書が伝えるこの中傷によると、ウマルはアッラーよりも人々の反応を恐れるカリフだったということになる。なぜなら、もしウマルが人々の反応ではなくアッラーを畏れていたとしたら、石打ちの刑に関する定めは、今日、ハディースではなくコーランにあったはずである。見てのとおり、コーランと知力にそぐわないいくつもの捏造をハディース書に盛り込み、石打ちの刑の伝統を根付かせるために擁護し、コーランの明確な定めである御光章2節の定めをかき消そうとする動きがあった。あるハディースによると、人々を恐れたウマルはコーランに石打ちの刑を記すことを諦め、他のハディースによるとヤギが食べたためにこの節がコーランにないことになっている！さらにはサ

¹⁸⁴ Buhari, "Menakibü'l-ensar", 27. イブン・マイモーンは、ジャーヒリーヤ時代を生きた人だが、ムスリムとして預言者ムハンマドを見たことがなく、そのためサハーバ（教友）とされていない。ジャーヒリーヤ時代とイスラム時代の両方に生き、預言者ムハンマドの生前または死後にムスリムとなったものの、ムスリムとして預言者を見たことがない人を「ムハドラム」という。

¹⁸⁵ Buhari, "Hudud", 31; Müslim, "Hudud", 15; Ebu Davud, "Hudud", 23.

ルの石打ちの刑が語られているのである！一切受け入れられないこうした主張に基づいてコーランの定めを無視し、石打ちの刑を認めることはできない。

イスラムにおけるハラム（禁じられたもの）を犯した者は、自分のあの世の生活だけを害する。例えば、アッラーに同位者を配した者、アルコールを飲んだ者、豚肉を食べた者、礼拝をしなかった者は、自分のあの世の生活だけを害し、この世の他の人々にはその害は及ばない。コーランでは、このようなハラムに対する罰はこの世では見込まれておらず、その報いはあの世に持ち越される。こうしたことに対する報いがあの世でなされるのは、確実である。この件における唯一の例外が、姦淫の罪であると言うことができる。なぜなら、当事者双方の同意によるこの行為からこの世の誰も害を受けないのに、この世での罰が定められていると言えるからである。しかし、このことを注意して考えると、すべての人が自分の父親を知り、すべての父親が子供を認知するという非常に重要な権利が、姦淫によって脅かされることが見受けられる。世界中で、違う人物を父親と認めている人々の割合は、推定およそ10%であり、その大きな理由が姦淫である。この割合が誇張であり、それが1%だと仮定しても、世界の80億人の人口の中では、それが非常に多い数であることがわかる。父親は、自分の子供のために極めて大きな努力を払う。これほどの努力を払う相手が自分の子供であるかないかを知ることは、どの父親にとっても最も自然な権利である。子供にとっても父親はとても重要である。正確な人物を父親として知ることが、重要な権利である。なので、姦淫は、父親と子供の双方の権利を脅かしかねない。今日、父親が誰であるかは、科学がもたらす可能性によって知ることができるが、歴史においては長い時代、このような可能性がなかったことも振り返る必要がある。要するに、一見そうでなくとも、姦淫も、泥棒や殺人のように他者の権利を害する可能性をはらんでおり、なので、この世における罰も存在するのである。

9 奴隷制と女奴隷との性交渉

コーランが啓示された時代、奴隷制は、メッカとメディナ、そして世界の多くの地域に存在していた。借金を払えないため、戦争で捕虜になったため、またその他の理由により、奴隷にされる人々がいた。奴隷制が広まっていたこの時代にすら、

コーランは、自由な人間を奴隷にすることを許しておらず、奴隷となっていた人々を解放することを目指した。例えば、コーランは、人々が侵す多くの過ちに対するカフアーラ（償い）を行うことを定めている。このカフアーラ制度で最も重要な事柄は、奴隷を解放することである。

女性章 92 節：信者は信者を殺害してはなりません。過失は別として。誰でも過失で信者を殺した人は、一名の信仰する奴隷を解放し、遺族に対し代償を払いなさい。ただし、遺族が施しとして免除する場合は別として。もし殺害された人が信者でありながらあなた方に敵対する人々に属する人なら、一人の信仰する奴隷を解放しなさい。もし殺害された人があなた方と同盟関係にある人々に属するなら、遺族に対し代償を払い、一人の信仰する奴隷を解放しなさい。それができない人は誰でも、アッラーからの赦しを願うため、二か月間続けて断食しなさい。アッラーは全知にして英明である。

争議章 3 節：ズィハール離婚（妻を母であるかのように宣言すること）をしたが、後にその言ったことを撤回するときは、二人が互いに触れる前に一人の奴隷を解放しなければならない。これは、あなた方に諭されたことである。アッラーは、あなた方が行うことを知り尽くしている。

争議章 4 節：しかし、それができない人は、二人が互いに触れる前に、2 か月続けて断食しなさい。それでもできない人は、60 人の貧者に食を与えなさい。

食卓章 89 節：アッラーは、あなた方の誓いにおける不用意な言葉を責めることはない。でも、あなた方が交わした拘束力ある制約は別である。その償いは、あなた方の家族を養うふつうの食事で 10 人の貧者に食べさせるか、衣類を与えるか、奴隷一人を解放することである。それができない人は、三日間の断食をしなさい。これは、あなた方が誓いを破ったことへの償いである。だから、誓いを守りなさい。アッラーは、あなた方が感謝するように、様々な印を明らかにする。

見てのとおり、過失による殺人、コーランが非難するアラブの伝統であるズィハール離婚（妻を母親のように宣言して離別すること）、誓いを破ることに対する償いとして、奴隷の解放が告げられている。過失による殺人とズィハール離婚において、まず奴隷を解放することが目標とされる（それができない者は他の選択をする）。誓いを破ることに関しては、ムスリムの奴隷を解放するという条件があり、

他のことにはそのような定めがない¹⁸⁶。コーランのこうした定めだけでも、当時の社会において誰も奴隷のままではいずすむものには十分だった。しかし、コーランではそれだけでは十分とされず、最大の宗教行為であるザカート（喜捨）に、人々を自由にする（奴隷の身から解放する）ための施しも含まれている。

悔悟章 60 節：アッラーの掟として、施しは、貧しい人、困窮者、施しを管理する人、心がイスラムに傾いてきた人、奴隷、債務者、アッラーの道のために努力する人に対しなされる。アッラーは全知にして英明である。

雌牛章 177 節：善行とは、あなた方の顔を東や西に向けることではない。善行とは、アッラーと最後の日、天使たち、諸々の啓典、預言者たちを信じ、愛着あるその財産を、近親者、孤児、貧しい人、旅人、物乞い、奴隷の解放に費やし、礼拝の務めを守り、定められた施しを行い、約束したときは約束を果たし、また、逆境、病氣、戦争のときに耐え忍ぶ人が行うことである。これらの人々こそ、正しい人々であり、アッラーを注意深く意識する人々である。

また、コーランは、奴隷を解放し、飢餓に至るような貧困を解消することを、然るべき目標として人々に示している。

町章 12 節：険しい坂とは何か、知っているか？

町章 13 節：（奴隷を）解放することである。

町章 14 節：または飢えの日に食物を提供することである。

町章 15 節：近親の孤児を、

町章 16 節：または埃まみれの貧者を（助けることである）

こうした措置が取られているにもかかわらず、コーランがなぜ奴隷制について語っているのかという問いがある。コーランは、貧しい人について語るように、奴隷制についても語る。深刻な貧困が町章で奴隷制とともに語られており、ザカート（喜捨）を施す対象として、貧困と奴隷制がともに挙げられていることを振り返りたい。奴隷制も貧困も、「さあ、解消しよう」といった宣言により解消することはできない。それを実践し、自らの経済的な機会をあきらめなければならない。なの

¹⁸⁶ Rahmi Yaran, "Kefaret", İslam Ansiklopedisi, Cilt: 25, 182.

で、コーランは、奴隷制を解消する行為を宗教行為として定めている。奴隷制について一切語られていなかったとすれば、奴隷の解放を命じ、奨励するという行いも実践されることはなく、奴隷にとって不利な状況となっていたであろう。また、メッカとメディナでムスリムたちが奴隷制を一宣言のみによって解消したとする。それでも奴隷制は、ユダヤ教徒、キリスト教徒、ゾロアスター教徒、偶像崇拜者の社会で続き、その弊害を被るのもまた、奴隷だったであろう。

ここで見逃されている他の重要事項は次のことである。コーランは、自由な人間を奴隷化することを一切認めていない。以下の節にあるとおり、コーランは、人々の奴隷化をもたらす最大の事柄である戦争においてさえも、人々の奴隷化を禁じている。

ムハンマド章4節：あなた方が不信人な人と戦場でまみえるときは、その頭を打ちなさい。そしてあなた方が彼らを圧倒するまで、捕虜に縄をしっかりとかけなさい。その後は、情けをかけて無償で、または身代金の見返りとして、解放しなさい。もしアッラーがお望みなら、きっと彼らに報いていだけよう。しかし、戦争は、あなた方を互いに試すためのものである。アッラーの道のために殺された人々の行いは、決して無駄にされることはない。

コーランは、相手が攻撃してこなければ、戦うことを認めないが、相手が戦いをしかけてくれば、ムスリムは相手を殺すことを躊躇すべきでないとしている¹⁸⁷。戦いが終わっても、捕虜について二つの選択肢のみを提示してる。一つ目は、見返りなしに解放すること、二つ目は、身代金を受け取って解放すること、である。見ているとおり、奴隷にするという第三の選択肢は、ない。コーランが戦争による奴隷化を認めていないのと同様、預言者ムハンマドがバドルの戦い、フナインの戦い、メッカの制服においてコーランの定めを実践したことからも、この定めは定着している。これらの戦いでの勝利により、捕虜の奴隷化によって大きな経済的利益が得られたはずでありながら、奴隷化は実践されず¹⁸⁸、ムハンマド章の節にあるとおり、捕虜は、身代金により、または見返りなしに、釈放された。コーランに合わな

¹⁸⁷ Caner Taslaman, *Terörün ve Cihadın Retoriği*, 27-54.

¹⁸⁸ İsrail Balcı, *Yayımlanmamış Siyer Notları*.

い行為を預言者ムハンマドが実践することはないため、ムハンマド章の文言にそぐわない風聞はどれも、鵜呑みにしてはならない。

ザカート（喜捨）とカフアーラ（償い）の見返りとして、奴隷を解放するよう定めるコーランの教えが実践されていたとしたら、イスラム社会において奴隷制度は解消され、奴隷は飢えの危険にさらされることなく、自由な社会に統合されるはずだった。しかし、ムスリムがコーランにない奴隷制度を正当化したためか、イスラム世界で奴隷制度は続いた。ハワーリジュ派のような一部のグループは、女奴隷を性奴隷にすることに反対したが、残念なことに、多くのグループが奴隷制を受け入れた¹⁸⁹。コーランによれば、自由を失った人々と結婚せずに性交渉をすることはできない。結婚は、相互の同意による行いである。伝統的には、女奴隷そして捕虜とは結婚しないまま、またその人々の同意なく、性交渉をしてもよいと言われ、そのような関係も持たれた。それによる最大の被害を被るのは、女奴隷だった。多くの女性が、望まない男性と無理やり結婚させられ、さらに性奴隷にされた。しかし、この行為はコーランが説く教えに反している。その例として次の節を見てみたい。

御光章 32 節：あなた方の中で独身の者、自由を失った男性と女性の中で良い者を結婚させなさい。もし彼らが貧しいなら、アッラーはその恩恵によって彼らを裕福にする。アッラーは、広大な恩恵の持ち主で、全知である。

多くの人々が、経済的な困難を抱えているなどの理由により、結婚できないでいる。この節は、自由人であれ奴隷であれ（自由を失った者であれ、戦争で捕虜となった者であれ）、結婚できない人々を支援するよう勧めている。つまり、この人々と結婚しないまま、そしてその同意を得ないまま性交渉をすることはできないのである。奴隷が結婚するためには、自由人との違いとして、奴隷の主の許可を得ることが条件となっている。この件に関する節を次に挙げる。

女性章 25 節：あなた方の中で、信仰する自由な女性と結婚する力のない人は、あなた方が管理する（*ma meleket eymanu-kum*）信仰ある女性と結婚しなさい。アッラーはあなた方の信仰心を最もよく知っている。あなた方は互いの一部である。だから、貞操を守って暮らし、姦淫せず、隠れた愛人をおかまわぬことを条件

¹⁸⁹ 9 Leila Ahmed, *Women and Gender in Islam*, 87.

に、その人が属する人々の許しを得て結婚し、適切なマフルも贈りなさい。結婚の後に彼女たちが不倫をすれば、自由な女性の罰の半分を与えなさい。

ここで、管理する (*ma meleket eymanu-kum*) という言葉は、自由を失った奴隷と女奴隷とも、戦争で捕虜になった者とも捉えられるが、この人々にも結婚が必要であることがわかる。その意味を変えて、女奴隷と、結婚せずに性交渉ができると主張する者への言葉が、女性章3節にある。

女性章3節：あなた方が公平にできない恐れがあるなら、1人だけにしておるか、またはあなた方が管理する (*ma meleket eymanu-kum*) 女性と結婚しなさい。これは、あなた方が道を誤らないために、最も近い道である。

この節で、複婚で妻たちを公平に扱うことができない人々は、1人の妻にしておるか、その管理する (*ma meleket eymanu-kum*) 女性と結婚するよう、告げられている。(この問題は複婚のテーマで吟味した)。多くの翻訳でこの節に「満足する」という動詞が加えられ、「1人と女性と結婚するか、管理している女性で満足しなさい」と訳されている。フィクフ (イスラム法学) 専門家のアブデュルアジズ・バユンドゥル教授は、このことについて次のように述べている。

アラビア語を知らない人々のためにこのことを次のように説明することができる。

「1人の女性と、または管理する女性と」という文の隠れた追加の言葉は、この節の最初の文からわかる「結婚しなさい」という動詞である。互いに「または」という接続詞によってつながっている二つの単語に二つの異なる動詞はつかない。しかし、この学者たちは、文の構造を壊して二つ目の言葉に「満足しなさい」という言葉を付け足した。これは、コーランの節の改ざん以外の何物でもない。この節にこの意味づけをすることはできない。なぜなら「*ma meleket eymanu-kum*」という言葉には「1人」という言葉がかかるからである。「1人」という単語の動詞が「結婚せよ」という命令文であれば、「*ma meleket eymanukum*」(あなた方が管理している) という言葉の動詞も「結婚せよ」である。なので、この節は、複数の妻と結婚した場合に公平にできないことを恐れる人々に、1人の自由な女性または1人の女奴隷と結婚することを命じている¹⁹⁰。

¹⁹⁰ Abdulaziz Bayındır, "Savaş Esirleri ve Cariyelik", Kitap ve Hikmet, Sayı: 11, 1-11.

また、次のことも理解しておく必要がある。自由を失った者とは、「奴隷」と呼ばれる人だけではない。現代の多くの人々が、貧困や性的虐待が理由で、「奴隷」と呼ばれていないながらも奴隷のような生活を送っており、自分の意志を自由に通すことができず、強制的に働かされ、無理やり性奴隷にされている。この問題に関して世界中で本格的な活動を実施している国際労働機関（ILO）やウォークフリー財団（Walk Free Foundation）などの機関によれば、現在、強制結婚の対象者、性労働従事者、強制労働従事者となったおよそ 4000 万人の「現代の奴隷」が存在している¹⁹¹。そのうちおよそ 70%が女性である。世界の歴史の中でも、慣習として最も多くの奴隷がいる時代は、われわれが生きる現代であると言う人々もいる。われわれは、この人々を救うために労力を費やすことも、コーランが指摘する「自由を失った人々」へのザカート（喜捨）であると考え。この人々を救うこともまた、コーランにおける奴隷の解放と同じであり、この状況の改善に向けてあらゆる努力を払うことは、コーランの町章が示す目標に向けて努めるということである。

要するに、コーランは、人を奴隷にすることを一切認めていないのである。戦争の捕虜を奴隷にしてもよいと考える人々に対し、ムハンマド章は、戦争が終われば、見返りなく、または身代金を受け取って、捕虜を解放するよう告げている。また、コーランによると、女奴隷／捕虜の女性と性交渉できるのは、結婚してからのみである。伝統的な慣習はそうでないとしても、この女性たちの同意なくして彼女たちと性交渉することはできない。女性の捕虜を女奴隷にし、性奴隷にすることを、コーランは認めていない。コーランは、自由を失った人々に自由をもたらすことを様々な罪の償いと関連付けており、その人々はザカート（喜捨）を受けるべき立場にあるとして、自由を持たない人々に自由をもたらすことを目標としている。

10 天女たちは天国での男性の性的パートナーか

天国での性交渉はどんなものか、天国で性交渉がなされるのかどうかということ、また「huri」（天女と解釈される）が性的な報奨であることに関して、コーランははっきりと説明しているだろうか？この問いの答えは「否」である。しかし、あの世で人間のあらゆる欲求が満たされると述べる節（解説された章 31 節、金の装

¹⁹¹ <https://edition.cnn.com/2017/09/19/world/global-slavery-estimates-ilo/index.html>

飾章 71 節) に基づくと、性的な欲求は理に適った要求である。それでも、コーランがはっきりと説明していないこの事柄を「可能である」とわれわれがみなしても、天国で人間が新たに創られることを伝える節(出来事章 61 節)に従い、新たな創造において人間がこのような欲求を抱くかどうかを調べることは有益だろう。天国にあり、人間が好むような多くの恵みの本質を知る者は誰もいないと述べる平伏礼章 17 節が、そのことをどう考えるべきか、その考え方に光を当ててくれる。

あの世にはこの世よりもずっと多くの恵みや、大いなる富が存在するが(人間章 20 節)、そこにある恵みの本質については、誰も完全に知ることはできないということが、コーランからわかる。なので、コーランがこの恵みについて説明する唯一の方法は、「たとえ」である。(イムラーン家章 7 節が、コーランにおける「たとえ話」の重要性を示している)。これは、コーランの説明が、天国にある恵みを完全に言い表していないこと、ヒントにすぎないこと、コーランで説かれていない恵みが他にも多くあることを意味する。

天国で性交渉がなされると告げていると考えられている節と、「huri」(天女と解釈される)は男性への特別な報奨であるかどうかという問題を取り上げたい。アラビア語では、他の多くの言語と同様、男女双方がいる集団と男性のみの集団を指して使われる動詞は共通している。その点で、天国と地獄が女性と男性からなることを指す動詞は男性動詞である。しかし、この形で動詞を使うことが、あの世における報奨または罰が男性のみに対するものであることを指していないように、

「huri」も男性のためにあると考えさせる捉え方は、コーランにはあり得ない。アラビア語の文法は、この解釈に適したものではない。

ここで注意すべき別の事柄は、「白目が真っ白で清い」というような意味を持つ「huri」という言葉が、アラビア語において女性名詞でも男性名詞でもないことである。コーランでは、「huri」は人間と「合う」(zevvecnahum)のものであると述べられている。(煙霧章 54 節、山章 20 節)しかし、この「合う」ということが性交渉であるとは述べられていない。事実、コーランでは、人間の欲求に合うことも(巻き上げる章 7 節)、あの世で人々が集団として合うことも(出来事章 7 節)、同じ言葉(zevc、配偶者)で言い表されているが、ここでの使用法から性的な内容

の「合う」という結論を引き出すことは誰にもできない。では、何をどうしたら、性別がわからない存在が人間と合わせられるという意味づけを決定的な形で、それも男性のみのためにすることができるだろうか？しかも、この言葉が女性名詞ではないというのに？天国の恵みは、この世でなされた善そしてアッラーが男性にも女性にももたらす慈悲の結果であるため、このような解釈は男性中心の認識に起因するとは考えられないだろうか？コーランに登場する「huri」は、天国に行く人々の友人、侍従または案内人などであり得ると考えることも確かにできるが、「huri」が「性的パートナー」であるという主張があるのはなぜだろうか？アッラーが望めば、確かに、コーランで性のために使われる「lamese」などの言葉を使って、「huri」との性交渉があり得ると明言することもできたはずである。このような明言はないため、天国が男性を優遇して用意された場であるかのように示し、あの世で人々（女性のみ、または男性のみに対してではなく）にその行ってきたことの見返りが与えられるとするコーランの精神に反するこの認識を否定し、コーランが伝えていない詳細については「知らない」と言わなければならない。「Huri」に性的欲求に関する側面があったとしても、コーランの節をもとにすると、そうであると述べることはできない。

コーランに処女性への言及があり、そうして天国での性的交渉への言及があると主張する人々もいる。この件において、慈悲あまねくお方章 56 節、同章 74 節、出来事章 36 節が証拠として示されている。では、これらの節を順に吟味していきたい。

慈悲あまねくお方章 56 節：そこには人間にもジンにも、これまで触れていない ((lem yatmishunne) 優しいまなざしの伴侶がいる。

慈悲あまねくお方章 74 節：これまで人間にもジンにも触れていない(lem yatmishunne)。

慈悲あまねくお方章 56 節と 74 節には、「以前人間もジンも触れたことがない」という形で訳された「yatmishunne」という動詞に対し、コーランの他のどの箇所でも、性的関係に関する「触れる」という意味づけはされていない。コーランは性

的關係に関して「lamese」（食卓章 6 節）、「eta」（雌牛章 222 節）、「messe」（雌牛章 236 節、237 節）、「başera」（雌牛章 187 節）といった動詞を使っているが、慈悲あまねくお方章 56 節と 74 節で使われている「yatmishunne」という動詞に性的關係を表す意味がないのに、「誰も以前持ったことがない、触れたことがない」と解釈する方が、より正確ではないだろうか？

出来事章 36 節には「huri」という言葉がないにもかかわらず、この節を「その天女（huri）を処女にした」と訳す人々がいる。この章では天国における恵みについて伝えられた後に、同章 34 節で、そこには「高くした座る場所」（ve furuşin merfuah）があり、35 節では「それらが新たな形で創られた」こと、36 節では「ve cealna hunne ebkaran」という言葉により「以前、誰もそれらに触れたことがない」ことが述べられている。つまり、一部の人々が解釈するように、「ebkar」という言葉が「huri」を定義しており、さらには「huri」が「処女」と主張することは、この節を、この章の一体性と説明から切り離すことになる。36 節の「それら」という言葉に、この節にもこの節の周りにもない「huri」をあてがうのではなく、34 節で伝えられる「座る場所」（furuşin）をあてることが、文法的に最も適切である。この件において、コーラン解説者のメフメト・オクヤン教授が次のように述べている。

ここで述べられている「inşa」（建てる）は、天国に行く人々に与えられる敷物に関連している。この節における代名詞「hunne」は、その前にある言葉「furuşin」にかかっている。考えられているように、この代名詞は、常に女性に関連しているわけではなく、様々な存在物の複数形を指すためにも使われており、その例はコーランにいくつもある¹⁹²。例を挙げるとすると、悔悟章 36 節と解説された章 37 節にもあるように、言葉の構造として女性とされる複数形の単語の代名詞は女性代名詞である。伝えられようとしているのは、この「敷物」が真新しく、天国に行く人々のために特別に創られているということである。この節にある「ebkar」は、複数形名詞であり、敷物が新しく特別なものであることを示している。その目的は、敷物

¹⁹² 雌牛章 29、124、197、260 節、イムラーン家章 120 節、悔悟章 36 節、ユースフ章 43、46、48 節、蜜蜂章 79 節、夜の旅章 44 節、預言者章 56 節、信者たち章 71 節、御光章 58 節、整列者章 38 節、解説された章 12、37 節、協議章 5、34 節、金の装飾章 9 節、砂丘章 33 節、慈悲あまねくお方章 56、58、70、74 節、出来事章 35、36 節、離婚章 12 節、大権章 19 節、ヌーフ章 16 節

が新しいものであり、天国に行く人々に特別に創られたものであることを示すことである。出来事章 37 節にある「urub」は、「純粹」「特別」という意味であり、「etrab」という単語と一緒に使われている。「Etrab」に「uyumlu」という意味づけをすると、「urub」もそれにふさわしく「純粹」「特別」という意味になる。この言葉のこの意味は、同じ語源の「aribe/arba」という言葉の「純粹」という意味に由来する。これに基づいて、出来事章 36、37 節は、「調和した」「バランス」「純粹」「特別」「他の人が座ったことのない敷物」と解釈できる。

要約すれば、出来事章 27-40 節で述べられている「(この世での) 行いの帳簿を右側から受け取る人々(天国に行く人々)に与えられる報奨」には、様々な果物、木々、影、高さのある敷物などがある。これらの敷物が新たに建てられたものであり、それには誰も座ったことがないという意味で「ebkar」であること、特別で純粹、バランスがあり、調和したという特徴を持ち、その持ち主を受け入れるということが伝えられている。アブー・ウバイダなどの一部のイスラム知識人は、この節における代名詞「hunne」を、「sabikun」(超える、後に残すの意)に関して 22 節に登場する言葉「hur」につなげ、その意味を「huri」と関連づけた。文章の中で無理やり、近い単語があるのに代名詞のかかりを遠くに運んでしまうと、文法に合わず、また「sabikun」に与えられると述べられている報奨そして行いの帳簿を右側から受け取る人々の報奨と混同してしまうことにつながる。こうした捉え方は本来、アッラーが三分にわけた復活の日の条件を混同させてしまうだけである¹⁹³。

これに加え、コーランにおける「huri」が、「真珠」(出来事章 23 節)に例えられていることも、性的な仄めかしと捉えられている。しかし、コーランでは、あの世の子どもたち(vildan)も真珠に例えられている(人間章 19 節)。子どもが「真珠」に例えられているからといって、誰も子どもたちとの性的関係を思い浮かべはしないだろう!同様に、コーランにおける「若い」という意味の「gulman」という単語の定義についても、山章 24 節で「真珠」に例えられている。では、「huri」に関するこのような定義をもとにすると、この文言が性的なものを意図しているのは

¹⁹³ Mehmet Okuyan, Yayınlanmamış Tefsir Notları.

确实だと、どうしたら言えるだろうか？（慈悲あまねくお方章 58 節にある「ルビー」「サンゴ」の例えもこの枠組みで捉えることができる）。

知らせ章 33 節：若く同年齢の伴侶たち(kevaibe etraben)

まず、次のことを述べておきたい。アラビア語の単語の「kevaibe」と「etrab」は両方とも、女性でもあり男性でもある。つまり、この二つは女性名詞ではない。

「Kevaibe etraben」という言葉は、多くの翻訳で「胸の膨らんだばかりの同年齢の少女たち」と意味づけされているが、この節には「天女」「胸」「膨らんだ」という定義のどれ一つとしてない。一方で、この言葉の意味の一つである「丸い」という意味は、このことから、その前の節（32 節）で述べられているブドウ園につながり、丸い(kevaib)、そして互いに並んだ(etraben)ブドウに例える方が、より適切である¹⁹⁴。そもそも、その次の節（34 節）では溢れる杯について述べられており、そこには「胸の膨らんだばかりの（天女の）少女たち」については記されていない。その代わりに、その前後の節に関連してブドウの例えが挙げられている。

結論として、コーランは、あの世に性生活があるかどうかについて明言しておらず、「huri」は男性の性的パートナーであるとも述べていない。このことに関してコーランで述べられ、一般的に性的なものと関連づけて解釈される単語「huri」

「evaib」「etrab」の女性形も男性形も同じである。なので、これらを女性名詞と認め、男性のみに対する報奨とみなす理由はない。コーランにない「huri」の認識が作られたのは、捏造のハディースの影響によるところが大きい。この世と同様、あの世の描写も男性中心に据えようとした人々は、自分の望みどおりの要素をコーランに見出せないと、そうした認識を捏造のハディースによって作り出そうとした。あの世には人々の魂が望む多くの恵みがあることはコーランに述べられているが（解説された章 31 節、金の装飾章 71 節、人間章 20 節）、知らない事柄については「知らない」と言うことを、われわれは知らなければならない。このような事柄を取り上げるときは、天国にある恵みの本質については誰も知らないと伝える平伏礼章 17 節を思い出さなければならない。また、悔悟章 72 節が述べているように、

¹⁹⁴ Mehmet Okuyan, Yayınlanmamış Tefsir Notları.

天国にあるすべての恵みがアッラーの同意のもとにあることも、常に念頭に置かなければならない。

結論

女性は、歴史上のほぼすべての時代において、男性に比べて不利な状況に置かれていた。多くの文化において、結婚するまで父親の、結婚してからは夫の、夫が死んでからは息子の命令のもとで生きていかなければならなかった。こうした問題がなくなったと思われている現代ですら、女性は男性と同等の機会を手にはしていない。例えば、今日の世界における生産の大部分を女性が担っているのに、女性が持つ財産は、男性のそれよりもずっと少ない。このことは、イスラムとは別の次元で、世の中に女性に不利な構図があることを示している。一方、ムスリム社会の女性の状況の方が、世界の他の地域よりも良いとは言えない。むしろ、ムスリム社会の多くが、女性の権利が男性のそれよりもずっと低い社会として注目されている。本書では、女性に関するテーマをイスラムの観点から取り上げ、女性に関するイスラムの定め、女性の捉え方、社会においてイスラムが女性に与えた役割、男女の関係の捉え方を明らかにしようと試みた。女性の状況を、社会学的分析ではなく、イスラムの観点から把握することに重点を置いた。

宗教の権威が高いムスリム社会において、自分の見解を認めさせようとする人々が、宗教を自分の利益のために利用していることが見受けられる。女性に関する自分の考え方を認めさせ、女性を生活領域の外に追いやろうとする人々も、同じ手段を取っていることが見て取れる。そのような動きにおいて、特に捏造されたハディースの影響が大きいこと、また重要なフィクフ（イスラム法学）、ハディース、コーラン解説に関する本の執筆者が全員男性であることが大きく影響したことも、本書を通して示そうと、われわれは努めた。

これらの問いを解き明かすことができるということについて、まずコーランを全面的に信頼し、そしてアッラーが知力を働かせるようにとコーランを通して何度も告げているのに従い、そしてその知力を誰にも迎合させることなく、フィトラ（人間の天性）に適合しているかということも考慮しつつ、示した。コーランにそぐわない言葉を預言者ムハンマドが言ったということはある得ない。その点で、父母によい振る舞いをすべきとコーランが告げているのに、女性が夫の許可なく病気の親

を見舞ってはならないとするハディース、そして、コーランの中で、預言者が「アル・ガイブ」（見えないもの、道のもの、隠されたもの）を知らないということが述べられているのに、地獄の大半を女性が占めると主張するハディースが正確であるということも、あり得ない。また、コーランで、女性と男性が同じ場所にいた事例が挙げられているのに、女性は男性がいる場所に立ち入ることはできず、そのような場所で働いてはならず、教育を受けてはならないとする主張も、正しいものではない。また、女性は知力と信仰心が欠けた存在、犬と同様に礼拝を台無しにする存在であると述べ、不吉なものともみなすハディースも、コーラン、知力そしてフィトラ（人間の天性）にそぐわないものである。また、非常に尊重されている有名なハディース九書、詩、フィクフ（イスラム法学）学派の創設者、そしてコーラン解説書の著者が全員男性だったことも、女性の男性への服従をイスラム最大の義務であるとし、女性をまるで男性の奴隷とし、女性を潜在的な脅威ともみなす認識を生み出した伝統が作られ、そしてその伝統により、イスラムにない多くの要素が「イスラム」と捉えられるようになったことも忘れてはならない。

今日、コーランを手に取り、知力とフィトラに合うかどうかを検討しつつ、宗教であるものを伝統であるものから区別しなければならない。そうした基準により捏造の解釈を取り除いた後は、歴史を通してなされてきたコーランの解釈も、その基準の枠組みで吟味しなければならない。コーランは神の啓示であるが、歴史の中で行われてきたコーランの解釈はどれも、神の啓示ではない。コーランの解説者は、伝統から来る偏見、自身が生きた社会が形成した考え方、その政治的構造との関係、社会的な需要や期待に対する姿勢や個人的な利益を抱えており、それがその人々のコーランの解釈に影響している。なので、女性に関するコーランの節についての解釈も取り上げる必要がある。本書を通して、宗教を伝統から区別し、今日までなされてきた解釈を検討しようと、われわれは努めた。もちろん、他の解釈と同じように、われわれの解釈も、検討され、吟味されなければならない。

コーランの節について、その目的と内容の両方を重視することが、われわれの基本的な原則である。コーランを理解しようと努めるとき、コーランの柔軟性を考慮することも必要である。また、コーランが沈黙している事柄を、われわれは「意識的な沈黙」と呼んでいるが、人々がそれを自由に解釈してよいことも、念頭に置い

ておかなければならない。「コーランの意識的な沈黙」は、コーランが歴史の長い時代の多くの文化に適応した最大の理由である。残念なことに、「コーランの意識的な沈黙」に無意識に自分の伝統を盛り込もうとした「宗教学者」の一部は、イスラムに数々の迷信を盛り込んだ。本書で取り上げた女性のテーマは、その過ちが見て取れる最大のテーマである。

伝統を正しいことと同じように捉えるのと同様に、現代における主流の認識を正しいことと同じように捉えることも、過ちである。伝統やモダニズムの名のもとに何かを宗教に付け足したり、宗教から排除することは、容認され得ることではない。伝統やモダニズムを超越するものとしてコーランを受け入れることは、アッラーの権威を、人間が作り出した伝統やモダニズムを超えて受け入れるということである。伝統やモダニズムが作り出した偏見をわれわれの認識から取り除き、イスラムをめぐる諸問題を検討するときに、コーランをよく信頼しつつ、コーランと向き合わなければならない。

本書で取り上げてきた事柄が、女性に関する誤った認識を正すために役に立てば、幸いである。コーランが7世紀の女性たちに語りかけたように、21世紀の女性たちにも語りかけており、それを理解するためには、宗教の名のもとに作り出された女性に否定的な認識がイスラムとは無関係であることを理解することが重要であると、本書を通して伝えようとわれわれは努めた。捏造のせいでイスラムから心が離れてしまった人々がもう一度イスラムに向き合うようにすることは、確かに本書の目標のひとつである。しかし、そのためにイスラムの方を人々の要求に従わせることは、決して容認され得ることではなく、そのような過ちは特に避けた。われわれにとって重要な目標は、事実（アッラーの宗教がどんなものであるか）を明らかにすることである。読者の方々には、ここで述べられていることが、アッラーのお告げ、つまり、コーランに適していれば正しいということを念頭に置いていただきたい。すべてにおいて何が正しいかは、アッラーの知るところである。

参考文献

- Abdurrezzak, Ebu Bekr Abdurrezzak b. Hemmam b. Nafi' el-Himyri es-San'ani (ö. 211/826-27), el-Musanef (thk. Habiburrahman el-A'zami), el-Mektebetü'l-İslami, I-XI, Beyrut, 1403.
- Afsaruddin, Asma, *The First Muslims*, Oneword, Oxford, 2007.
- Ahmed b. Hanbel, Ebu Abdillah Ahmed b. Muhammed b. Hanbel b. Hilal b. Esed b. eş-Şeybani (ö. 241/855), *Müsnedü'l-İmam Ahmed b. Hanbel* (thk. Şuayb el-Arnaut, Adil Mürşid ve diğerleri), *Müessesetü'r-Risale*, 1. baskı, I-L, Beyrut, 1421/2001.
- Ahmed, Leila, *Women and Gender in Islam*, Yale University Press, Connecticut, 1992.
- Al-Hibri, Azizah, *Islam, Law and Custom: Redefining Muslim Women's Rights*, *American University International Law Review*, Vol: 12, Issue: 1, 1997.
- Ali, Ameer, *History of the Saracenes*, McMillan and Co., Londra, 1916.
- Ali, Kecia, *Sexual Ethics and Islam, Feminist Reflections on Quran, Hadith and Jurisprudence*, Oneworld, Londra, 2016.
- *Marriage and Slavery in Early Islam*, Harvard University Press, Cambridge, 2010.
- Anwar, Zainah, *Islam and Women's Rights, Occasional Papers, Presented at University of California, Berkeley, Fall, 2007*.
- Apak, Adem, *Kuran'ın Geliş Ortamında Arap Toplumu*, Kuramer, İstanbul, 2017.
- Aslan, Reza, *Zealot*, Random House Trade Paperbacks, New York, 2014.
- Atar, Fahrettin, "Muhalea", *TDV İslam Ansiklopedisi*, Cilt: 30, İSAM, İstanbul, 2005.
- Ateş, Ali Osman, *Hadis Temelli Kalıp Yargılarda Kadın, Beyan*, İstanbul, 2000.
- *İslam'a Göre Cahiliye ve Ehl-i Kitab Örf ve Adetleri*, Beyan Yayınları, İstanbul, 2014.
- Ateş, Süleyman, *İslam'da Kadın Hakları*, Yeni Ufuklar Neşriyat, İstanbul, 1996.
- *Kur'an Ansiklopedisi, Kuran Bilimleri Araştırma Vakfı*, İstanbul, 1997.
- el-'Ayni, Bedruddin Ebu Muhammed Mahmud b. Ahmed, 'Umdu'tü'l-kari şerhu Sahihi'l-Buhari (Zabt ve tashih: Abdullah Mahmud Muhammed Ömer), *Daru'l-Kütübi'l-İlmiyye*, 1. baskı, I-XXV, Beyrut, 1421/2001.
- Badran, Margot, *Feminism in Islam, Secular and Religious Convergences*, Oneworld, Oxford, 2011.
- Balcı, İsrail, *Yayımlanmamış Siyer Notları*.
- Barlas, Asma, *Believing Women in Islam*, University of Texas Press, Texas, 2015.
- Bayındır, Abdulaziz, *Savaş Esirleri ve Cariyelik, Kitap ve Hikmet*, Sayı: 11, Süleymaniye Vakfı Yayınları, 2015.
- el-Belazüri, Ahmed b. Yahya b. Cabir b. Davud, *Fütuhu'l-büldan, Mektebetü'l-Hilal*, Beyrut, 1998.
- Berktaş, Fatmagül, *Tek Tanrılı Dinler Karşısında Kadın*, Metis Yayınları, İstanbul, 2014.
- el-Beyhaki, Ebu Bekr Ahmed b. el-Hüseyin, el-Cami' li-şu'abi'l-iman (thk. Abdülali b.

- Abdülhamid Hamid ve Muhtar Ahmed en-Nedvi), Mektebetü'r-Rüşd, 1. baskı, I-XIV, Riyad, 1423/2003.
- el-Bezzar, Ebu Bekr Ahmed b. Amr b. Abdilhalık el-'Ateki, el-Bahru'z-zehhar: Müsnedü'lBezzar (thk. Mahfuz er-Rahman Zeynullah, Adil b. Sa'd ve Sabri Abdülhalık eş-Şafii), Mektebetü'l-Ulum ve'l-Hikem, 1. baskı, Medine, 1409/1988.
- Bilgin, Beyza, İslam'da Kanının Rolü Türkiye'de Kadın, Sinemis, Ankara, 2014.
- Blech, Rabi Benjamin, Nedenleri ve Niçinleriyle Yahudilik, çev: Estreya Seval Veli, Gözlem Yayın, İstanbul, 2003.
- Bouachrine, Ibtissam, Women and Islam, Myths, Apologies and the Limits of Feminist Critique, Lexington Books, Lanham, 2014.
- el-Buhari, Ebu Abdillah Muhammed b. İsmail b. İbrahim İbnü'l-Muğire el-Cu'fi, el-Cami'u'ssahih: el-Cami'u'l-müsnedü's-sahihu'l-muhtasar min umuri Rasulillahi sallallahu aleyhi ve sellem ve sünenihi ve eyyamih (thk. Muhammed Züheyr b. Nasır en-Nasır), Daru Tavki'n-Necat, 1. baskı, I-IX, Beyrut, 1422.
- Demircan, Adnan, Cahiliye'den İslam'a Kadın ve Aile, Beyan Yayınları, İstanbul, 2015.
- Dorman, Emre, İslam Ne Değildir, İstanbul Yayınevi, İstanbul, 2018.
- Ebu Davud, Süleyman b. el-Eş'as. es-Sicistani el-Ezdi, Sünenü Ebi Davud (thk. Muhammed Muhyiddin Abdülhamid), el-Mektebetü'l-Asriyye, I-IV, Beyrut.
- Ebu Nuaym, Ahmed b. Abdillah b. İshak b. Musa b. Mihran el-İsfahani, Hilyetü'l-evliya ve tabakatü'l-asfiya, Daru'l-Kütübi'l-İlmiyye, I-X, Beyrut, 1409.
- Ebu Reyne, Mahmud, Kimliği ve Kişiliğiyle Ebu Hureyre, Kuram ve Tevhid Yayınları, İstanbul, 2017.
- Ehrman, Bart D, How Jesus Became God, Harper One, New York, 2014.
- Lost Christianities, Oxford University Press, New York, 2005.
- Engineer, Asgar Ali, The Rights of Women in Islam, St Martin Press, New York, 1996.
- Esposito, John, Women's Rights in Islam, Islamic Studies, Vol: 14, No: 2, 1975.
- Women in Muslim Family Law, Syracuse University Press, Syracuse, 1982.
- el-Firuzabadi, Mecdüddin Ebu't-Tahir Muhammed b. Ya'kub, Tenviru'l-mikbas min tefsiri İbn 'Abbas Daru'l-Kütübi'l-İlmiyye, 1. baskı, Beyrut, 1412/1992.
- Gannuşı, Raşid, Kuran ve Yaşam Arasında Kadın, çev: Muhammed Coşkun, Mana Yayınları, 2011.
- Gazali, İmam, İhyau Ulumi'd-Din, çev: Ali Arslan, Merve Basım Yayın Dağıtım, İstanbul, 2016.
- Kimya-i Saadet, Mutluluk ve Sadet Hazinesi, çev: Ali Arslan, Merve Basım Yayın Dağıtım, İstanbul, 2017.
- Hakim, Ebu Abdillah Muhammed b. Abdillah el-Hakim en-Neysaburi, el-Müstedrek 'ale's-Sahihayn (thk. Mustafa Abdülkadir 'Ata), Daru'l-Kütübi'l-İlmiyye, 1. baskı, I-IV, Beyrut, 1411/1990.
- Hallaq, Wael, Sharia, Theory, Practice, Transformations, Cambridge University Press, Cambridge, 2012.
- Hamid, Abdülhalim, İslam'da Kadının Eşine Karşı Vazifeleri, çev: Ziya Eryılmaz, Mektup Yayınları, İstanbul.
- Hilli, Muhaqqıp, Sharayı' al-Islam; aktaran Ziba Mir-Hosseini, Towards Gender Equality:

- Muslim Family Laws and Shariah, I.B. Tauris, New York, 2013.
- Husni, Ronak ve Daniel L. Newman, Muslim Women in Law and Society, Routledge, New York, 2007.
- İbn Abdilber, Ebu Ömer Yusuf b. Abdilllah b. Muhammed b. Abdilberr en-Nemeri el-Kurtubi, el-İsti'ab fi ma'rifeti'l-ashab (thk. Ali Muhammed el-Bicavi), Daru'l-Cil, 1. baskı, I-IV, Beyrut, 1412/1992.
- Cami'u beyani'l-ilmî ve fazlih (thk. Ebu'l-Eşbal ez-Züheyri), Daru İbni'l-Cevzi, 1. baskı, I-II, Demmam, 1414/1914.
- İbn Arrak, Ebu'l-Hasan Ali b. Muhammed b. Arrak el-Kinani, Tenzihü's-şeri'ati'l-merfu'a 'ani'l-ahbari's-şeni'ati'l-mevzu'a (thk. Abdulvehhab Abdüllatif, Abdullah Muhammed es-Siddik el-Ğumari), Daru'l-Kütübi'l-İlmiyye, 1. baskı, I-II, Beyrut, 1399.
- İbn Ebi Şeybe, Ebu Bekr b. Ebi Şeybe Abdullah b. Muhammed b. İbrahim b. Osman b. Havasti el-Absi, el-Musannef fi'l-ahadisi ve'l-asar (thk. Kemal Yusuf el-Hut), Mektebetü'r-Rüşd, 1. baskı, I-VII, Riyad, 1409.
- İbn Hacer, Ebu'l-Fazl Ahmed b. Ali b. Muhammed b. Ahmed b. Hacer el-Askalani, Tehzibü'tTehzib, Dairetü'l-Me'arif, 1. baskı, I-XII, Hindistan, 1325.
- İbn Huzeyme, Ebu Bekr Muhammed b. İshak b. Huzeyme b. es-Sülemi en-Neysaburi, Sahihu İbn Huzeyme (thk. Muhammed Mustafa el-A'zami), el-Mektebü'l-İslami, I-IV, Beyrut.
- İbn Kesir, Ebu'l-Fida İsmail b. Ömer b. Kesir el-Kuraşi ed-Dımeşki, Tefsirü'l-Kur'ani'l-'azim (thk. Sami b. Muhammed Selame), Daru Taybe, 2. baskı, I-VIII, Riyad, 1420/1999.
- Muhtasarı Tefsiri İbn Kesir (ihtisar ve thk. Muhammed Ali es-Sabuni), Daru'lKur'ani'l-Kerim, 7. baskı, I-III, Beyrut, 1402/1981.
- İbn Kuteybe, Ebu Muhammed Abdullah b. Müslim b. Kuteybe ed-Dineveri, Te'vilü muhtelifi'l-hadis, el-Mektebü'l-İslami, 2. baskı, 1999/1419.
- İbn Mace, Ebu Abdilllah Muhammed b. Yezid Mace el-Kazvini, Sünenü İbn Mace (thk. Muhammed Fuad Abdülbaki), Daru İhyai'l-Kütübi'l-Arabiyye, I-II.
- İbn Sa'd, Ebu Abdilllah Muhammed b. Meni' el-Hasimi el-Basri el-Bağdadi, et-Tabakatü'l-kübra (thk. Muhammed Abdülkadir 'Ata), Daru'l-Kütübi'l-İlmiyye, 1. baskı, I-VIII, Beyrut, 1410/1990.
- İbnü'l-Cevzi, Cemalüddin Abdurrahman b. Ali b. Muhammed el-Cevzi, Kitabü'l-Mevzu'at (thk. Abdurrahman Muhammed Osman), el-Mektebetü's-Selefiyye, I-III [III. cildin baskısı 1388/1968'de yapılmıştır.], 1. baskı, Medine, 1386/1966.
- İbnü'l-Esir, İzzüddin Ebu'l-Hasen b. Ali b. Ebi'l-Kerem Muhammed b. Muhammed b. Abdülkerim b. Abdülvahid eş-Şeybani el-Cezeri, Üsdü'l-ğabe fi ma'rifeti's-sahabe (thk. Ali Muhammed Muavviz, Adil Ahmed Abdülmevcud), Daru'l-Kütübi'l-İlmiyye, 1. baskı, I-VIII, 1415/1994.
- İslamoğlu, Mustafa, Hayat Kitabı Kur'an: Gerekçeli Meal Tefsir, Düşün Yayıncılık, İstanbul, 2013.
- Jawad, Haifaa, The Rights of Women in Islam, An Authentic Approach, Palgrave, Londra, 1998.
- Kitabı Mukaddes, Kitabı Mukaddes Şirketi, İstanbul, 1985.
- Kuran Araştırmaları Grubu, Uydurulan Din ve Kuran'daki Din, İstanbul Yayınevi, 2016.
- Lanitto, P. Luigi ve diğerleri, Hıristiyan İnanıcı, çev: Leyla Alberti, Sent Antuan Kilisesi,

- İstanbul, 1994.
- Lapidus, Ira M., A History of Islamic Societies, Cambridge University Press, New York, 2014.
- Malik b. Enes, Ebu Abdillan Malik b. Enes b. Malik b. Amir el-Asbahi el-Medeni, Muvattau'l-İmam Malik (thk. Muhammed Mustafa el-A'zami), Müessesetü Zayd b. Sultan Al-i Nehyan li'l-A'mali'l-Hayriyye ve'l-İnsaniyye, 1. baskı, I-VIII, Ebu Zabi, 1425/2004.
- Mejia, Melanie P., Gender Jihad: Muslim Women, Islamic Jurisprudence and Women's Rights, Kritike, Vol: 1, No: 1, 2002.
- Mernissi, Fatima, Beyond the Veil, Indiana University Press, Bloomington, 1987.
- The Veil and the Male Elite, Basic Books, New York, 1991.
- Mir- Hosseini, Ziba, Towards Gender Equality: Muslim Family Laws and Shariah, I.B. Tauris, New York, 2013.
- Men in Charge, Re-thinking Authority in Muslim Legal Tradition, Oneworld, Londra, 2015.
- Musa, Aisha, Hadith as Scripture, Discussions on the Authority of Prophetic Traditions in Islam, Palgrave, New York, 2008.
- Müslim, Ebu'l-Hüseyn Müslim b. el-Haccac el-Kuşeyri en-Neysaburi, Sahihu Müslim (thk. Muhammed Fuad Abdülbaki), Daru İhyai't-Türasi'l-Arabiyye, I-V, Beyrut, 1412/1991.
- Okiç, M. Tayyib, İslamiyette Kadın Öğretimi, Diyanet İşleri Başkanlığı Yayınları, Gaye Matbacılık, 1981.
- Okuyan, Mehmet, Kadına Yönelik Şiddete Kur'an'ın Bakışı, OMÜİFD, Sayı: 23, 2007.
- Yayınlanmamış Tefsir Notları.
- Orum, Fatih, Kuran Işığında Küçüklerin Evlendiril(eme)mesi Meselesi, İstanbul Üniversitesi İlahiyat Fakültesi Dergisi, Sayı: 19, 2010.
- Rahemtulla, Shadaab, Quran and the Oppressed, Liberation Theology and Gender Justice in Islam, Oxford University Press, 2017.
- er-Ramehürmüzi, Ebu Muhammed el-Hasan b. Abdurrahman b. Hallad, el-Muhaddisü'l-fasıl beyne'r-Ravi ve'l-va'i (thk. Muhammed Accac el-Hatib), Daru'l-Fikr, 3. baskı, Beyrut, 1404/1984.
- Ruxton, F. H., Maliki Law; aktaran Ziba Mir-Hosseini, Towards Gender Equality: Muslim Family Laws and Shariah, I.B. Tauris, New York, 2013.
- Sadık, Rıdvan, Kuran İslam'ına Göre Kadın, Gece, Ankara, 2016.
- Sarmış İbrahim, Rivayet Kültürü ve Olumsuz Kadın Algısı, Düşün Yayınevi, İstanbul, 2013.
- Selvi, Dilaver, Delil ve Örnekleriyle Kadın ve Aile İlmihali, Semerkand, Ankara, 2016.
- es-Suyuti, Abdurrahman b. Ebi Bekr Celaleddin, el-Leali'l-masnu'a fi'l-ahadisi'l-mevzu'a (thk. Ebu Abdirrahman Salah b. Muhammed b. Uveyza), Daru'l-Kütübi'l-İlmiyye, 1. baskı, I-II, Beyrut, 1417/1996.
- Tahziru'l-havas min ekazibi'l-kussas (thk. Muhammed b. Lütfi es-Sabbağ), elMektebetü'l-İslami, 2. baskı, Beyrut, 1404/1984.
- et-Taberani, Ebu'l-Kasım Süleyman b. Ahmed, el-Mu'cemü'l-evsat (thk. Tarık b. İvezullah, Abdülmühsin b. İbrahim el-Hüseyni), Daru'l-Harameyn, I-X, Kahire.
- el-Mu'cemü'l-kebir (thk. Hamdi b. Abdülmecid es-Silefi), Mektebetü İbn Teymiyye, 2. baskı, I-XXV, Kahire.

- et-Taberi, Ebu Ca'fer Muhammed b. Cerir, Tefsiru't-Taberi: Cami'u'l-beyan 'an te'vili ayi'lKur'an (thk. Abdullah b. Abdilmuhsin et-Türki), Daru Hecr, 1. baskı, I-XXV, Kahire, 1422/2001.
- Tarihü't-Taberi: Tarihü'r-rusul ve'l-müluk, Daru't-Türaş, 2. baskı, I-XI, Beyrut, 1387.
- et-Tahavi, Ebu Ca'fer Ahmed b. Muhammed b. Selame, Şerhu müşkili'l-asar (thk. Şuayb elArnaut), Müessesetü'r-Risale, 1. baskı, I-XVI, Beyrut, 1415/1994.
- Taslaman, Caner, Bir Müslüman Evrimci Olabilir mi?, Destek Yayınları, İstanbul, 2017.
- Terörün ve Cihadın Retoriği, İstanbul Yayınevi, İstanbul, 2017.
- et-Tirmizi, Ebu İsa Muhammed b. İsa b. Sevre b. Musa b. ed-Dahhak, el-Cami'u's-sahih: Sünenü't-Tirmizi (thk. Ahmed Muhammed Şakir, Muhammed Fuad Abdülbaki, İbrahim Atve), Şeriketu Mektebe ve Matbaatu Mustafa el-Babi el-Halebi, 2. baskı, I-V, Mısır, 1975/1395.
- Tuksal, Hidayet Şefkatli, Kadın Karşısı Söylemin İslam Geleneğindeki İzdüşümleri, Kitabiyat, Ankara, 2006.
- Vakıdi, Ebu Abdilllah Muhammed b. Ömer b., Vakıd el-Eslemi, el-Megazi, thk. Marsden Jones, I-III, Beyrut, 1989.
- Wadud, Amina, Quran and Woman, Oxford University Press, New York, 1999.
- Inside the Gender Jihad, Oneworld, Oxford, 2008.
- Yar, Erkan, Ruh-Beden İlişkisi Açısından İnsanın Bütünlüğü Sorunu, Ankara Okulu Yayınları, Ankara, 2000.
- Yaran, Rahmi, "Kefaret" Maddesi, TDV İslam Ansiklopedisi, Cilt: 25, İSAM, İstanbul, 2002.
- ez-Zehebi, Şemsüddin Muhammed b. Ahmed b. Osman, Siyeru a'lamı'n-nübela (thk. Şuayb el-Arnaut), Müessesetü'r-Risale, 3. baskı, I-XXV, Beyrut, 1405/1985.
- Tezkiretü'l-huffaz, Daru'l-Kütübi'l-İlmiyye, I-III, 1. baskı, Beyrut, 1419/1998.
- ez-Zerkeşi, Bedrüddin, el-İcabe li-iradi me'stedrekethu 'Aişe 'ale's-sahabe (thk. Said elAfgani), el-Mektebü'l-İslami, 2. baskı, Beyrut, 1390/1970.

※本書の日本語のコーランの節は、国書刊行会出版「クルアーン・やさしい和訳」を引用した。